

あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

2011

あいおい生命の現状

Aioi Life Insurance Disclosure





本社ビル

## 会社概要 2011年3月31日現在

社 名：あいおい生命保険株式会社

英文名称：Aioi Life Insurance Co., Ltd.

設 立：1996年(平成8年) 8月8日

資 本 金：300億円

従 業 員 数：609名

本社所在地：東京都中央区日本橋3-1-6

U R L：<http://www.ioi-life.co.jp>

\*本冊子は保険業法第111条に基づいて作成した資料です。

トップメッセージ .....	2
----------------	---

## MS&AD インシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて .....	4
MS&ADインシュアランス グループの目指す姿 .....	4
MS&ADインシュアランス グループの コーポレートガバナンス体制 .....	6
MS&ADインシュアランス グループのCSR経営 .....	7
MS&ADニューフロンティア2013 .....	8
MS&ADインシュアランス グループの事業展開 .....	9

MS&AD  
インシュアランス  
グループについて

## 経営について

トピックス .....	10
あいおい生命 中期経営計画（2011年度～2013年度） .....	11
代表的な経営指標 .....	12
情報開示方針 .....	18
反社会的勢力に対する基本方針 .....	19
利益相反取引の管理について .....	20
内部統制システムに関する方針 .....	21
コンプライアンス（法令等遵守）の体制 .....	24
リスク管理の取り組み .....	26
監査体制 .....	29
個人情報の取り扱い .....	30
お客さま満足度向上に向けた取り組み .....	32
金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について .....	37
当社の勧誘方針 .....	38
生命保険契約者保護機構について .....	39
東日本大震災への対応について .....	41

経営  
について

## 商品・サービス体制

ご契約時のご案内 .....	42
商品ラインアップ .....	44
ご契約後のサービス・情報提供 .....	47
保険金支払体制とお支払い状況 .....	49
営業支援体制と代理店教育・研修 .....	52

商品・サービス  
体制

## 社会活動

社会貢献活動 .....	54
環境問題への取り組み .....	56

社会  
活動

## 会社データ

目次 .....	59
会社DATA .....	60

会社  
データ

# Top Message

## トップメッセージ



MS & ADインシュアランスグループの一員として、お客さまから喜びと信頼をいただくことにより、社会の安心と安全に貢献できる優質な会社創りをめざしてまいります。

平素よりあいおい生命保険株式会社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

まず、このたびの東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をなし遂げられ、被災地域全体に笑顔が戻ることを、強くお祈り申し上げます。

当社では、被災された可能性のあるご契約者やその受取人となっておられるご家族に対し、当社の方から一件一件ご確認のアプローチを行い、お支払いできる保険金および給付金は、すべてお受け取りいただくべく全社一丸となった行動を実施し、“被災された皆さまの生活再建の一助となる”という保険会社に与えていただいた使命を全力で完遂いたします。

さらに、被災地の皆さまを拝見するにつけ、日本人という悠久の民族のすばらしさに感動を禁じえません。このような大災害の中にあって冷静に行動し、助け合う規律正しさと忍耐強さ、そしてあらゆる立場の方々が、その任務に臨む使命感の強さとそれを支える勤勉さ。このように日本が“ひとつになって”立ち向かう姿は、日本人として誇りとするものであります。

一方、2011年度がスタートし、いよいよ本年10月には『三井住友海上あいおい生命保険株式会社』がMS & AD インシュアランス グループの一員として新たに誕生いたしますが、社会の安心と安全に貢献できる優質な会社創りを通じて、さらなる飛躍を目指す所存であります。そして、お客さまから喜びと信頼をいただくためのすべての課題は社員一人ひとりの成長につながるものと確信しており、社員の成長こそが会社の成長の源泉であり、新たなグループおよび新たなステージでの飛躍の原動力であると思っております。

さらに、会社運営にあたっては、「お客さまの声」を社員行動の原点とし、業務品質をより向上させていくために、お客さまからいただくご意見への真摯な対応を何よりも優先するとともに、お客さまからいただく「ありがとうの声」も社員の元気の源として活用させていただくことで、「社員と共に成長する会社」を実現して参りたいと存じます。

今後も変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2011年7月

取締役社長 石井 義久

## MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下、「MS&ADホールディングス」）を持株会社として、発足しました。

MS&ADインシュアランス グループでは、グループシナジーを追求し、お客さまサービスの品質向上および収益力・成長力強化を図るため、関連事業会社の統合・再編を進めています。

2010年10月には、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が誕生し、2011年4月には、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社がMS&ADホールディングスの完全子会社となり、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社として、社名も新たにスタートしました。また、2011年10月には、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社が合併し、三井住友海上あいおい生命保険株式会社が誕生する予定です。今後も、スピード感を持って事業基盤および経営資源の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造し、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。



MS&ADホールディングスが入る八重洲ファーストフィナンシャルビル

## MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

### 経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

### 経営ビジョン

持続的な成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

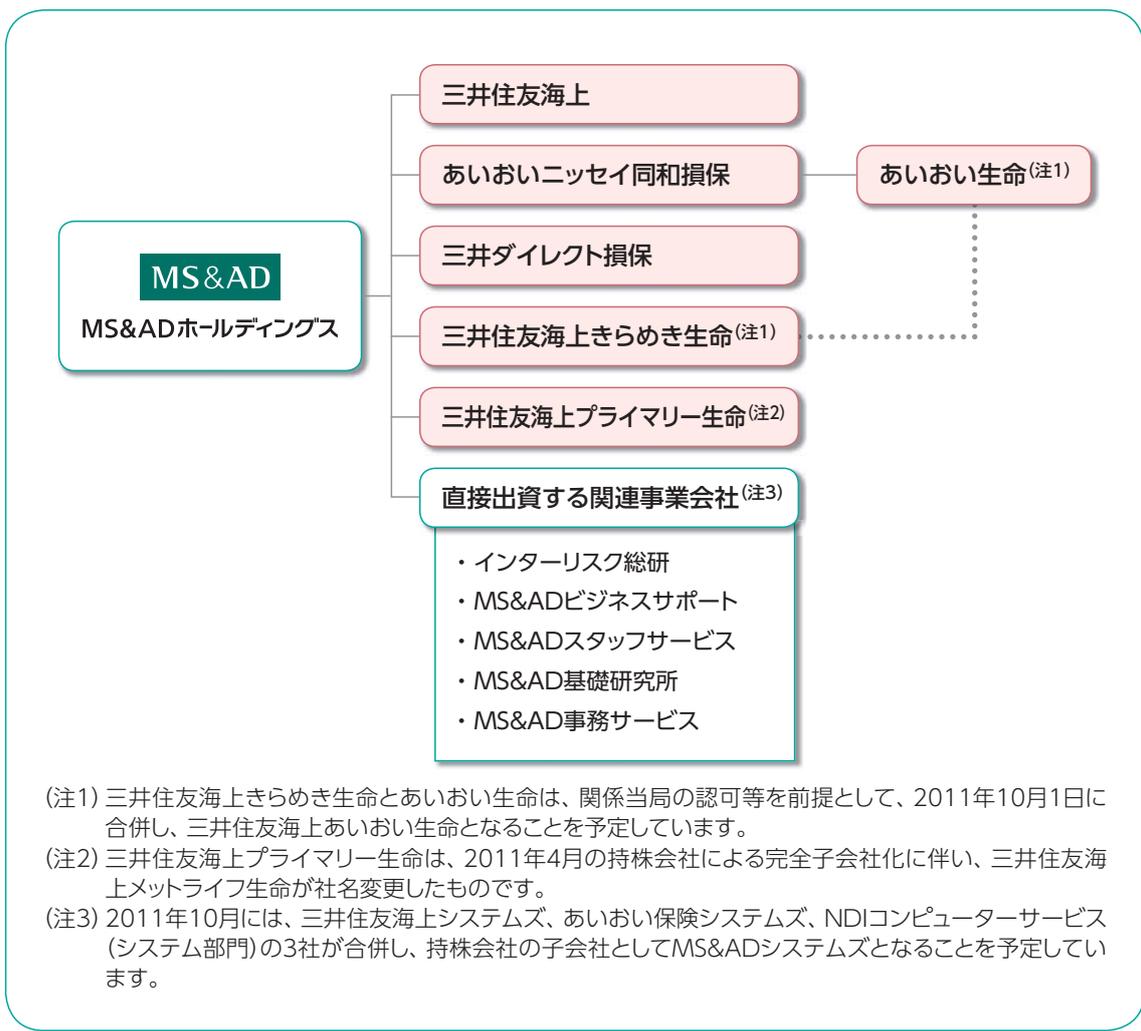
### 行動指針(バリュー)

お客さま第一	<b>CUSTOMER FOCUSED</b> カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足ののために、行動します
誠実	<b>INTEGRITY</b> インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	<b>TEAMWORK</b> チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革新	<b>INNOVATION</b> イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	<b>PROFESSIONALISM</b> プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

## グループの構成

MS&ADホールディングスは、直接出資する5つのグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上プライマリー生命)と5つの関連事業会社(インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&AD基礎研究所、MS&AD事務サービス)を有する上場持株会社です。

【グループ構成図】 (2011年7月1日現在)



## MS&ADインシュアランス グループのコーポレートガバナンス体制

### 基本的な考え方

MS&ADホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

持株会社と事業会社の機能は、以下のとおりです。

#### 持株会社の機能

- グループ戦略策定・推進
- グループ全体のリスク管理
- 資本政策
- 統合推進
- シェアードサービス推進
- グループ会社の事業推進に対する支援
- グループ会社の経営管理

#### 事業会社の機能

- 所管する事業領域における戦略策定・業務執行
- 個社としての経営管理

### 経営体制

MS&ADホールディングスは、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

また、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化して、グループ経営管理の強化を図っています。加えて、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名のうち4名、監査役5名のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

### グループ経営管理体制

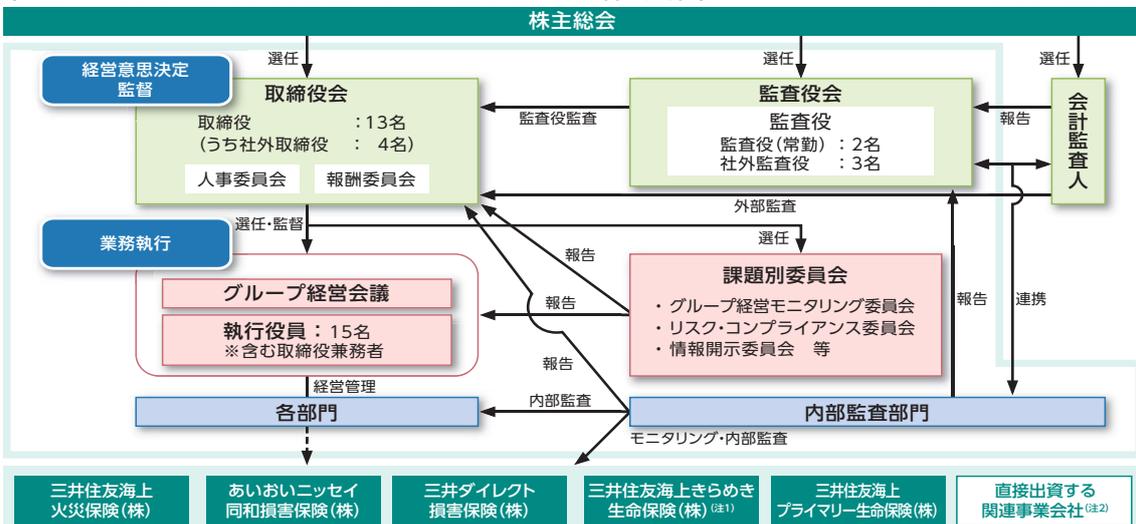
MS&ADホールディングスは、直接出資するグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上プライマリー生命)並びに直接出資する関連事業会社(インターリスク総研など5社)との間で経営管理契約を締結し、適切な経営管理体制を構築しています。

グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資すると考えることから、MS&ADホールディングスの社内取締役の多くは、グループ国内保険会社の取締役を兼務しています。また、MS&ADホールディングスのグループ経営会議には、議事に応じてグループ国内保険会社の役員も出席しています。

【体制図】

〈MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社〉

(2011年6月29日現在)



(注1) 三井住友海上きらめき生命とあいおい生命は、関係当局の認可等を前提として、2011年10月に合併し、三井住友海上あいおい生命となることを予定しています。

(注2) 関連事業会社は、インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&AD基礎研究所、MS&AD事務サービスの5社です。

## MS&ADインシュアランス グループのCSR経営

### CSR経営の考え方

MS&ADインシュアランス グループは、グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えることを、グループの経営理念(ミッション)としています。そして、「すべての事業活動は、私たちのミッション・ビジョンを実現するためのものである」との基本的な考え方に基づき、すべての事業活動を通して社会的責任を果たしていくことを、CSR経営と位置付けています。

### 取り組みの柱

CSR経営を進めていくため、MS&ADインシュアランス グループは、次の2つを柱に取り組んでいます。

#### ■ 本業を通じた持続可能な社会づくり

グローバルな事業展開を行うMS&ADインシュアランス グループには、持続可能な社会づくりに向けた取り組みが求められています。地域社会・国際社会からのさまざまな期待・要請に応え、MS&ADインシュアランス グループの本業を通じて持続可能な社会づくりに取り組むとともに、取組状況をよりわかりやすく示すために、できる限り客観的な指標で発信していきます。

#### ■ ミッション・ビジョン・バリューの共有

目に見えない保険・金融サービスにおいては、お客さまに接する社員や代理店の仕事の商品そのものです。「本業を通じた持続可能な社会づくり」を実現するため、社員一人ひとりが自身の仕事と社会とのつながりを絶えず考え、MS&ADインシュアランス グループの経営理念(ミッション)に照らして仕事をしていくことが、CSR経営の基本であると考えています。

## 4つの基本戦略

### 品質向上を通じて、お客さまの信頼を獲得し、成長を実現する

お客さま第一を実践し、あらゆるお客さまに高品質の商品・サービスをお届けする。成長により得られる収益を品質向上に投入することにより、好循環サイクルを確立し、持続的な成長を実現する。

### グループの総合力を結集してグループシナジーを追求し、収益力を格段に強化する

グループシナジーを追求して経営効率化を図り、グループの収益力向上を実現する。事務・システムの一体化、シェアードサービスの推進を含め、グループベストの観点からあらゆるオペレーションを見直し、スケールメリットを発揮する。

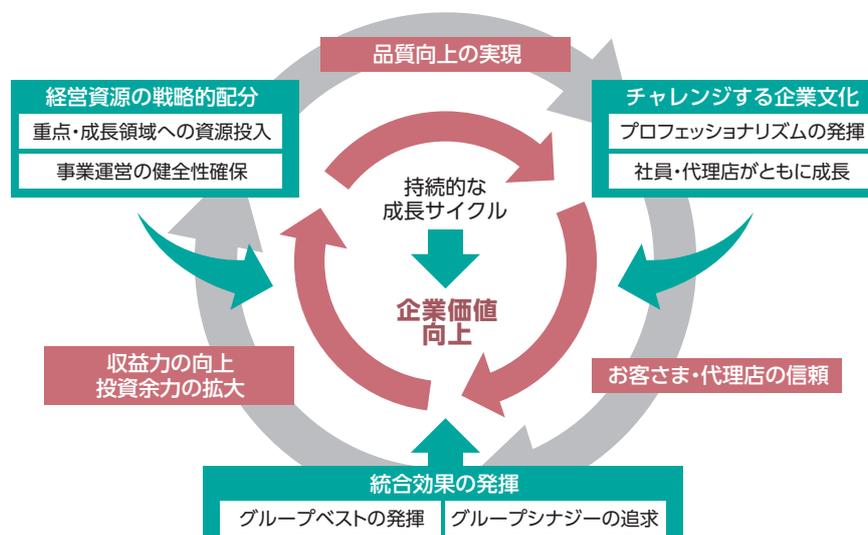
### 選択と集中による戦略的な資源配分を実施するとともに、健全な事業運営を行う

拡大した経営資源を重点領域・成長領域に投入し、資源の有効活用と成長力の強化を図る。グループ各社が保険・金融事業に求められる健全な事業運営を行うとともに、持株会社を中心としたグループ・ガバナンス体制を確立し、グループ全体の健全性を確保する。

### プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成し、社員・代理店とともに成長する

社員一人ひとりが、プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成する。誇りと働きがいを実感し、社員・代理店がともに成長できる企業グループを実現する。

## 企業価値向上に向けた戦略構図



## MS&ADインシュアランス グループの事業展開 (2011年7月1日現在)

MS&ADインシュアランス グループでは、グループの総合力を結集して、グループシナジーを追求し、お客さま一人ひとりに応じた高品質の商品・サービスを提供します。

<b>国内損害保険事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 三井住友海上</li> <li>● あいおいニッセイ同和損保</li> <li>● 三井ダイレクト損保</li> </ul>	<p>三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、ノウハウ・仕組みを活用して業務プロセスの品質を向上させ、多様な顧客基盤にふさわしい、魅力的な商品・サービスを開発し提供していきます。また、あらゆるお客さまのニーズに応えられるビジネスモデルの展開と、成長領域への集中的な資源投入により、販売力を強化していきます。加えて、事務・システムの統合や営業・損害サービス拠点の統合等により、事業費を大幅に削減し、経営効率の向上を実現していきます。</p> <p>三井ダイレクト損保では、成長性の高い通販マーケットで収益性を確保しつつ、事業の拡大を図ります。</p>
<b>国内生命保険事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 三井住友海上きらめき生命<sup>(注)</sup></li> <li>● あいおい生命<sup>(注)</sup></li> <li>● 三井住友海上プライマリー生命</li> </ul> <p>(注) 2011年10月合併予定</p>	<p>三井住友海上きらめき生命とあいおい生命は、拡大した営業基盤を活用し、クロスセルを軸に、金融機関、生保代理店、直販チャンネルを通じて、魅力的な商品・サービスをお客さまに提供し、成長を加速させていきます。</p> <p>三井住友海上プライマリー生命は、個人年金分野において、お客さまのニーズに応じた商品提供と販売力の強化により、リーディングカンパニーとしての地位を確立していきます。</p>
<b>海外事業</b>	<p>アジアでは、トップクラスの事業基盤や優位性を活用し、積極的に事業展開していきます。</p> <p>欧州では、地域的拡大とサービス体制の充実を図ることで収益を追求し、米州では、堅実な収益の確保を図っていきます。</p> <p>新規事業投資では、選択と集中により戦略的地域や分野へ積極投資を行います。</p> <p>また、海外再保険においては、ビジネスの拡大を図っていきます。</p>
<b>金融サービス事業</b>	<p>商品力・販売力の強化によるアセットマネジメント事業の拡大や、金融保証事業の再構築、401K事業を積極推進し、またART事業、個人融資関連事業、ベンチャーキャピタル事業など、金融に関する多様なソリューションサービスを展開していきます。</p>
<b>リスク関連サービス事業</b>	<p>リスクマネジメント事業、介護事業、資産評価鑑定事業、アシスタンス事業など、お客さまのリスク・ソリューションに資する保険以外のサービスを提供していきます。</p> <p>また、環境変化のトレンドを踏まえ、新規ビジネスの発掘を推進していきます。</p>

### 【目標事業ポートフォリオ】

	2013年度(目標)
グループ利益指標 <sup>(注1)</sup>	1,500億円
国内損保	1,000億円(67%)
国内生保	150億円(10%)
海外	300億円(20%)
金融サービス/リスク関連サービス	50億円(3%)

※( )内は構成比  
 (注1)グループ利益指標  
 $\text{グループコア利益} = \text{連結当期利益} - \text{株式キャピタル損益(売却損益等)} - \text{クレジットデリバティブ評価損益} - \text{その他特殊要因} + \text{非連結グループ会社持分利益}$

### 【目標数値】

	2013年度(目標)
連結正味収入保険料	2兆7,000億円
生保 保有契約 年換算保険料 <sup>(注2)</sup>	3,300億円
グループROE <sup>(注3)</sup>	7%

(注2)三井住友海上きらめき生命とあいおい生命の合算値(除く団体保険)  
 (注3)グループROE=グループコア利益÷期初・期末平均連結純資産(除く少数株主持分)

## トピックス

### 三井住友海上きらめき生命保険株式会社との合併について

当社と三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2011年10月1日付で合併し、三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下、「合併新会社」となることを予定しています。

合併新会社は、「企業価値向上を支える人材の育成」をベースに、「商品・サービスの強化」、「事業基盤の拡充」、「品質の向上」を通じて、持続的な成長と収益力の向上を実現し、損保系生保で最も優れたビジネスモデルを創りあげます。

#### <合併新会社の概要>

1. 商号 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
2. 存続会社 三井住友海上きらめき生命保険株式会社
3. 本店所在地 東京都中央区日本橋(現あいおい生命本店所在地)

合併新会社では、商品のコンセプトや商品性等をよりお客さまに身近に感じていただくことを目的として、合併新会社発足時より新たな商品ブランド「&LIFE (アンドライフ)」を展開します。

「&LIFE (アンドライフ)」には、『人生で出会うたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵」で守る保険でありたい』という思いを込めて、合併新会社の主力商品に付与するブランドとなります。



また、「&LIFE (アンドライフ)」のキャラクターには、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」を登用し、より高い親しみ易さやお客さま認知度の獲得を目指します。



©NIPPON ANIMATION CO., LTD.

合併新会社では、MS&ADインシュアランスグループの生保事業を担う中核として、グループ共通のヴィジュアルアイデンティティを使用した社名ロゴを使用します。

**MS&AD** 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

## あいおい生命 中期経営計画 (2011年度～2013年度)

### 目指す企業像

- I. お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
- II. グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
- III. 損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
- IV. 社員一人ひとりが夢と誇りをもち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

### 合併によるシナジー効果を最大限発揮し、持続的な成長と収益力の向上を実現



## 代表的な経営指標

代表的な経営指標のご説明と2010年度の当社の現状

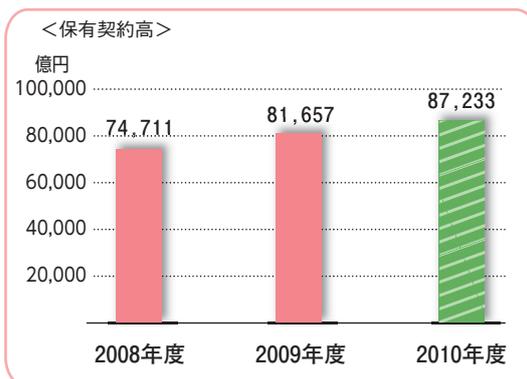
### お客さまの数(保有契約件数)

**64.0** 万件(個人保険・個人年金保険)

### 保有契約高

**8兆7,233** 億円

生命保険会社が事業年度末にどのくらい生命保険契約を保有しているかを示す指標であり、ご契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計(保険料収入)とは異なります。

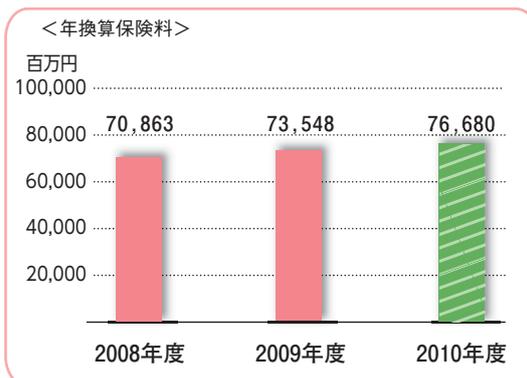


※個人保険・個人年金・団体保険の合計額

### 保有契約年換算保険料

**766億80** 百万円

保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に金額を一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらい保険料収入を得ているかを示しています。



※個人保険・個人年金の合計保険料

## 基礎利益と経常利益

基礎利益 **21 62** 億 百万円

経常利益 **22 02** 億 百万円

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の1つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残

額が経常利益です。経常収益の主なものは「保険料収入」、「資産運用収益」で、経常費用の主なものは「保険金・年金・給付金などの支払」、「責任準備金繰入額」、「資産運用費用」や会社運営のための費用である「事業費」です。なお、経常費用が経常利益を上回った場合には、その差額が「経常損失」となります。

## 当期純損失

**18 63** 億 百万円

税引前当期純利益から法人税および住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または損失を意味します。

なお、当期末において当期純損失を計上した主要因は、合併費用および東日本大震災の影響によるものです。

## 資本金

**300** 億円

一般的には事業運営の基礎となる資金のことで、株主の現物および金銭による拠出額全額をいいます。

## 総資産

**5,473 54** 億 百万円

総資産は負債と資本の合計からなります。貸借対照表では左側が「資産の部」、右側が「負債の部」「純資産の部」となっており、それぞれの内訳が記載されています。

※当社の資産構成は有価証券(86.5%)、現預金・コールローン金(1.1%)、貸付金(2.4%)、その他(10.0%)となっています。

## 有価証券残高

4,736.88 億 百万円

有価証券の主なものは、国債(国が発行する債券)、社債(国内企業が発行する債券)、株式、外国証券(海外の国・企業が発行する債券等)があります。

## 貸付金残高

129.01 億 百万円

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。保険約款貸付には2種類あり、1つは契約者が資金を必要とするときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」です。もう1つは保険料が期日までに払い

込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で立替をする「保険料振替貸付」です。一方、一般貸付は企業等に対する貸付や住宅ローン貸付ですが、当社は一般貸付は行っていません。

## 責任準備金残高

4,737.64 億 百万円

責任準備金とは生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益を財源として積み立てる準備金のことです。保険業法により積み立てが義務づけられています。責任準備金の積立方式の主なものには、「平

準純保険料式」と「チルメル式」がありますが、当社では2007年度より「平準純保険料式」による積立を行っています。(「責任準備金の積立方式」はP. 109をご覧ください。)

## 当社の格付け

AA (ダブルA) 【2011年7月現在】

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。

格付投資情報センター(R&I)より、保険金支払能力格付「AA(ダブルA)」を取得し、保険会社としての信用度について高い評価を得ています。(格付けは現時点における格付機関の意見であり、今後見直されることがあります。)

## 逆ざやの状況

# 逆ざやはありません。

生命保険会社は、保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。この割引いた分に相当する金額(これを「予定

利息」といいます。)を運用収益でまかなえない状態を逆ざや状態といいます。ただし、生命保険会社にはこの他に「費差益」や「死差益」があり、この収益により「逆ざや」を埋め合わせることができます。

<逆ざやの算式>

(「基礎利益上の運用資産等の利回り」-「平均予定利率」) × 「一般勘定責任準備金」

## ソルベンシー・マージン比率

# 1,954.1 %

○ソルベンシー・マージン総額(A) ————— 77,149百万円

○リスクの合計額(B) ————— 7,896百万円

**ソルベンシー・マージン比率** ————— 1,954.1%

(A) / [(1 / 2) × (B)] × 100

生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有し

ているかどうかを判断するための行政監督上の指標の1つがソルベンシー・マージン比率です。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置(早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度)がとられます。

## エンベディッド・バリューの開示

### 1. エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下「EV」という) は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値 (保有契約価値) を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。

### 2. 2010年度末エンベディッド・バリュー

2010年度末EVは1,174億円で、その内訳は、純資産価値が360億円、保有契約価値が813億円となりました。また、2010年度末EVは前年度末に比較して、143億円増加しました。なお、純資産価値は経営統合関連費用等の影響により16億円減少していますが、保有契約価値は159億円増加しました。

(単位：億円)

	2008年度末	2009年度末	2010年度末
年度末EV	924	1,031	1,174
純資産価値 <sup>(注1)</sup>	358	377	360
保有契約価値 <sup>(注2)</sup>	566	653	813
うち新契約価値 <sup>(注3)</sup>	2	9	16
EV増加額	30	106	143

(注1) 「純資産価値」＝貸借対照表の純資産の部(除く公社債に関するその他有価証券評価差額金)＋負債中の内部留保(価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額、いずれも税引後)

(注2) 「保有契約価値」は、保有契約から生じる将来の税引後当期利益を割引率により割り引いた現在価値です。ただし、この税引後当期利益からは一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な内部留保額を控除しており、配当可能な株主利益の現在価値を計算しています。

(注3) 「新契約価値」は、EV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

### 3. 主要な前提条件

保有契約価値計算上の主要な前提条件は次のとおりです。なお、当社は2011年10月に、三井住友海上きらめき生命保険株式会社との合併を予定しておりますが、今回のEV計算に際して、合併に伴う影響は将来予測計算に反映しておりません。

前提条件	2009年度末	2010年度末
保険事故発生率	直近3年間の実績等に基づき設定	同左
解約・失効率	直近3年間の実績等に基づき設定	同左
経費	直近年度の実績等に基づき設定	同左
資産運用利回り	新規資金を20年国債に投資する前提で設定。主な年度の運用利回りは次のとおり。 2.00% (2010年度) 2.02% (2013年度) 2.06% (2018年度) 2.10% (2023年度) 2.14% (2028年度)	新規資金を20年国債に投資する前提で設定。主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.89% (2011年度) 1.90% (2013年度) 1.93% (2018年度) 1.96% (2023年度) 1.99% (2028年度)
実効税率	直近の実績(36.21%)	同左
ソルベンシー・マージン比率	1000%を維持する	800%を維持する
割引率	8%	7%

#### 4. 前年度末からの変動要因

2009年度末から2010年度末へのEVの増加額を要因別に示すと、次のとおりです。

(単位：億円)

2009年度末EV	1,031
①新契約価値	16
②2009年度末EVからの期待収益 <sup>(注1)</sup>	60
③前提条件と2010年度実績の差異 <sup>(注2)</sup>	△17
④金利変動等の影響 <sup>(注3)</sup>	△31
⑤ソルベンシー・マージン比率変更の影響 <sup>(注4)</sup>	33
⑥割引率変更の影響 <sup>(注5)</sup>	48
⑦その他の前提条件変更の影響 <sup>(注6)</sup>	29
⑧モデル変更の影響 <sup>(注7)</sup>	4
2010年度EV増減額(①～⑧の合計)	143
2010年度末EV	1,174

(注1) EVは割引率を使用して計算しているため、計算時点が1年進むことによって発生するEVの増加額です。

(注2) 2009年度末で設定した前提条件と2010年度実績との差異によるEVの増減額です。

(注3) 市中金利の変動に伴い資産運用利回りの前提条件を変更したこと等によるEVの増減額です。

(注4) ソルベンシー・マージン比率を1000%維持から800%維持に変更したことによるEVの増減額です。

(注5) 割引率を8%から7%に変更したことによるEVの増減額です。

(注6) 保険事故発生率、解約・失効率、経費等の前提条件を変更したことによるEVの増減額です。

(注7) 将来収支を計算するモデルを変更したことによるEVの増減額です。

#### 5. 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

保有契約価値は、多くの前提条件を設定して計算しているため、前提条件を変更するとその数値が増減いたします。主要な前提条件を変更した場合のEVへの影響額は、次のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更	EVへの影響	EV額
保険事故発生率を1.1倍にする	△39	1,135
解約・失効率を1.1倍にする	△4	1,170
経費(契約維持に係わる分)を1.1倍にする	△11	1,162
新規投資利回りが0.25%上昇した場合	23	1,197
新規投資利回りが0.25%下落した場合	△23	1,150
ソルベンシー・マージン比率を+100%(900%に変更)	△14	1,160
ソルベンシー・マージン比率を-100%(700%に変更)	10	1,185
割引率を+1%(8%に変更)	△55	1,119
割引率を-1%(6%に変更)	62	1,237



## 情報開示方針

当社は、対外的な情報開示の方針を以下のとおり定めています。

### あいおい生命 ディスクロージャー基本方針

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

#### 1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

#### 2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

#### 3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、MS&ADインシュアランスグループが定める「MS&ADインシュアランスグループ 反社会的勢力に対する基本方針」を当社における対応方針として掲げ、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保していきます。

### MS&ADインシュアランスグループ 反社会的勢力に対する基本方針

1. MS&ADインシュアランスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

## 利益相反取引の管理について

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関(以下、「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行っています。

### 利益相反管理方針

#### 1. 対象取引およびその類型

##### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

##### (2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

#### 2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④対象取引または当該取引に係るお客さまの他の取引を中止する方法

#### 3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管

理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

#### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS & ADインシュアランスグループの以下の金融機関です。

- ・当社の親金融機関等
- MS & ADインシュアランスグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

※当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

## 内部統制システムに関する方針

当社は、内部統制のシステム構築をコーポレート・ガバナンスの充実に向けた重要な柱と位置づけ、以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」を定めています。

### 内部統制システムに関する基本方針

当社は「MS&ADインシュアランス グループ経営理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社のみならずMS&ADインシュアランス グループ全体の企業価値の向上に努めていく。

#### 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入するとともに社外取締役を選任し、経営重要事項の決定および監督を行う「取締役(会)」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担の明確化およびその機能強化を図る。加えて、意思決定において十分な論議・意見交換を行うため、経営会議や委員会等、経営諸会議の活用を図る。
- (2) 取締役会は、取締役及び執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、権限等については個別職務権限規程において詳細に定め、職務を適正且つ効率的に執行する体制を確保する。
- (3) 当社は、経営計画を策定し、全役職員にその浸透を図るとともに、その実現に向け適切な経営資源の配分を行う。
- (4) 取締役会については、取締役会規程を定めその適切な運営を確保するとともに、原則、毎月1回定例でこれを開催する他必要に応じて臨時に開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに、各取締役は3ヶ月に1回以上業務執行報告を行うものとし、相互に監督する。

#### 2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、グループ会社の全役職員の日常活動における行動基準である「MS&ADインシュアランス グループ行動指針」、「MS&ADインシュアランス グループコンプライアンス方針」に従い、コンプライアンスに係る重要な規程を整備し、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。
- (2) 取締役会は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、毎年コンプライアンスの取組みにおける基本方針およびコンプライアンス・プログラムを策定し、その実施状況を監視する。また、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループ全体の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 当社は、各部にコンプライアンス担当者を設置して適宜教育・研修を実施するとともに、コンプライアンスに係る資格取得を奨励する。
- (4) 取締役会は、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する部署を設置し、コンプライアンスに係る各種施策の企画・立案・推進・進捗管理、不祥事件の未然防止・再発防止に取り組む。
- (5) また、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスに関わる基本方針・重要な規程の策定、推進状況の点検・管理機能等を担うコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを経営の最重要課題として認識して、定期的にその状況を取締役会および監査役に報告する。
- (6) 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ

「反社会的勢力に対する基本方針」に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、情報管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。

- (7) 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ お客さま情報管理基本方針」に従い、個人情報情報の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。
- (8) 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ 利益相反管理に関する基本方針」に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (10) また、当社は、公益通報者保護制度に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報制度(あいおい生命親展ポスト)を整備、周知徹底を図り、内部通報者の保護を図りながら各種情報収集に努める。
- (11) 監査役は当社のコンプライアンス体制および社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求められることができる。

### 3. 当社並びにその親会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、親会社策定の「関連会社管理規程」に則り、経営の独立性を損なわない範囲で、経営上重要な方針・計画やリスク情報・開示情報の迅速な伝達体制を構築する。
- (2) 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ グループ内取引および業務提携等に関する基本方針」に従い、アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。
- (3) また、業務委託先である親会社のコンプライアンス部門・業務監査部門と十分な情報交換を行い、連携して業務の適正確保に努める。
- (4) 代表取締役は、親会社の監査役と定期的に

意見交換会を開催する。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(統合的リスク管理体制)

- (1) 当社は、持株会社の取締役会が策定する「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従って基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を策定し、適切なリスク管理を実行する。
- (2) 当社は、業務執行に係るリスクを認識し、リスクカテゴリー毎に管理部門を明確にして、リスクの把握と適切なコントロールにより経営の安定確保に努める。
- (3) 取締役会は、諮問機関として、リスク管理方針の策定、各リスクに係るリスク管理規程の整備および大災害等の具体危機事象発現時の機動的な対応を行うためリスク管理委員会を設置して、リスク管理重視の経営を強化する。リスク管理委員会は、半期毎にその状況を取締役会および監査役に報告する。
- (4) リスク管理委員会の事務局機能を担うとともに各リスクを統合して管理するため、リスク統括部署を設置し、統合リスク管理の強化、精度向上に努める。
- (5) また、担当役員の諮問機関として収支管理委員会を設置し、収支状況および資産運用状況を月例で検証するとともに、新商品開発等の施策の導入時・導入後の収支面からの検証を行う体制を整備する。

### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適正な会計処理および財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備する。
- (2) 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、財務情報その他当社に関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。

### 6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、内部監査体制

を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実行する。

- (2) 取締役会は、他の業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査部署を設置すると共に、内部監査に係る基本的事項を定めた業務監査規程を策定し、またリスクの種類および程度に応じた内部監査方針・計画を策定する。

題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

## 7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会ならびに経営諸会議の議事録・議案・資料をはじめ、取締役の職務執行に係る情報および重要な決裁に係る情報については、文書の保管・保存・廃棄に関する取扱いを定めた文書管理規程および文書保存年限規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存・管理し、必要に応じて常時閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 併せて、電子媒体を活用したデータベース化を促進し、検索・閲覧の効率性向上に取り組む。

## 8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) ①監査役は、監査役会の同意のもと当社社員に対し、監査役補助者として監査業務の補助を行うよう任命できるものとする。  
②監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事に関わる事項については、監査役の同意を必要とする。
- (2) 監査役への報告に関する体制
  - ①当社の取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
  - ②当社の取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。
- (3) 監査役は取締役会のほか、重要な経営諸会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。
- (4) 代表取締役は監査役からの定期的な意見交換会の開催に応じ、当社として対処すべき課

## コンプライアンス(法令等遵守)の体制

当社は、法令等を遵守し、健全かつ適切な経営を行い、コンプライアンスの取り組みを強化しています。

### MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針

MS&ADインシュアランス グループ(以下「MS&ADグループ」といいます。)は、コンプライアンスをグループ経営上の最重要課題のひとつと位置付け、MS&ADグループのすべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

#### 1. 基本的な考え方

- (1) MS&ADグループは、経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「MS&ADグループの事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および持株会社・グループ会社が定める社内規定(以下これらを「法令等」といいます。)を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

#### 2. コンプライアンス態勢の構築

##### (1)体制の整備

- ①コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
- ②コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。
- ③MS&ADグループの役員・社員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。

##### (2)推進活動の実施

- ①コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
- ②コンプライアンス・プログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
- ③コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。

- ④コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止します。

#### 3. コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

##### (1)誠実な行動

- ①法令等を遵守するとともに、法令等に違反する行為を発見したときは、勇気をもって指摘し、関係者と協力して是正します。
- ②自分のとるべき行動について迷ったときは、非倫理的でないか、家族や友人に胸を張って説明できるか、MS&ADグループの信頼・ブランドを損なわないか、自身に問いかけ判断します。
- ③あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接します。

##### (2)適正な事業活動を支える行動

- ①談合等の競争制限や取引上の地位を利用して不正な利益を得る等の不正な取引は行いません。
- ②知的財産権を保護するとともに、他者の知的財産権を侵害しません。
- ③業務上知り得たお客さま情報は厳正に管理し、定められた目的以外には利用しません。
- ④反社会的勢力には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。
- ⑤お客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反取引を適切に管理します。
- ⑥グループ内取引や業務提携等を行うにあたっては、取引の適切性を確保します。
- ⑦適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
- ⑧インサイダー取引(重要な未公開情報を利用した株券等の取引)は行いません。
- ⑨グループ会社の資産や重要情報、営業秘密等は適正に管理します。
- ⑩業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。

##### (3)人権の尊重および職場環境の確保に関する行動

- ①人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、職業、地域、信条、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
- ②安全で働きやすい職場環境を確保します。

### コンプライアンス(法令等遵守)推進体制

取締役会の諮問機関として、コンプライアンスに係る基本方針、重要な規程の制定、実践計画(コンプライアンス・プログラム)の策定、推進状況の点検・管理機能等を担う「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、本店各部および営業部・支社には、それぞれコンプライアンス・リーダーを設置して教育・研修を実施しています。

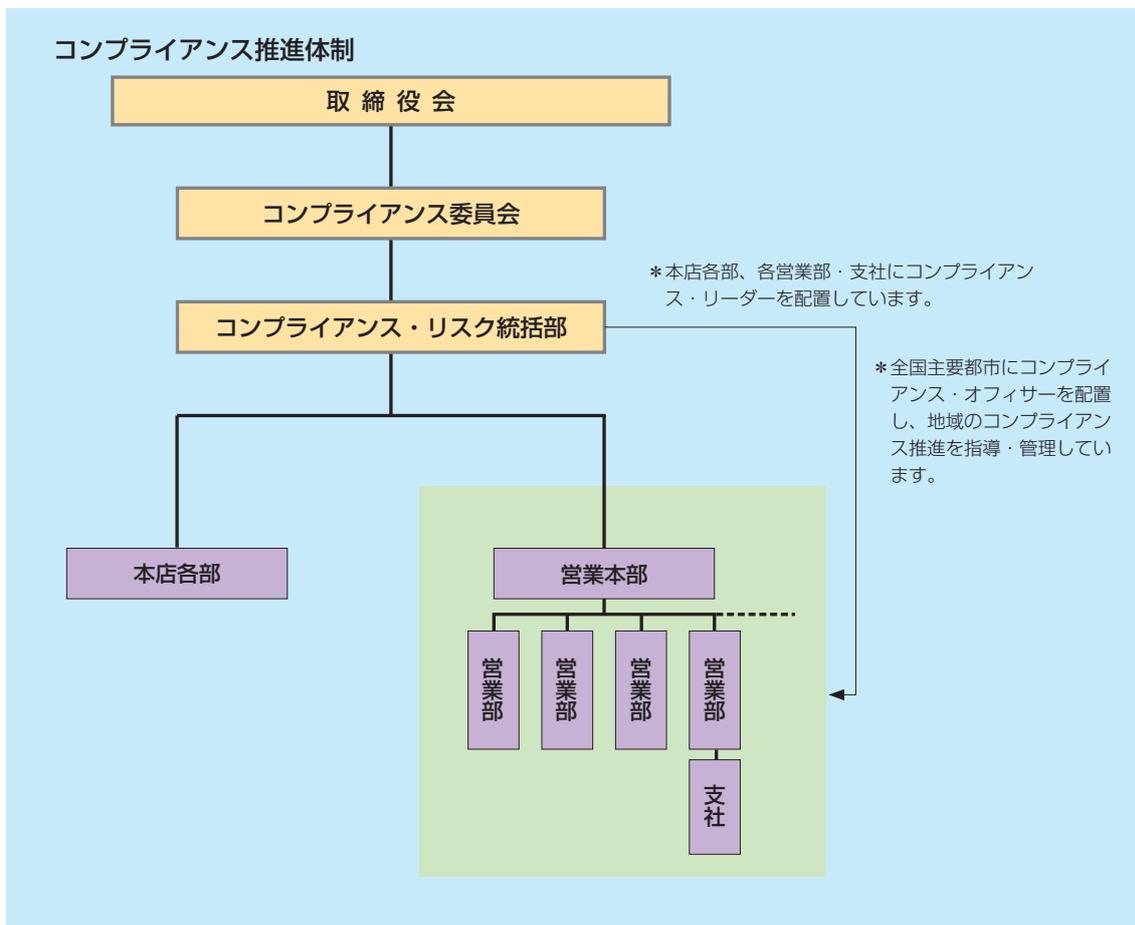
さらに、2007年7月コンプライアンス・オフィサー(専任担当者)を全国主要地域に配置し、コンプライアンス推進態勢の強化を図っています。

このように、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、取締役をはじめ役員・代理店のコンプライアンスの取り組みを推進しています。

また、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報制度(あいおい生命親展ポスト)を整備、周知徹底を図り、内部通報者の保護を図りながら各種情報収集に努めています。

### コンプライアンス・プログラムと教育・研修等

コンプライアンスは、具体的にはコンプライアンス・プログラムに沿って推進しており、役員に対し入社時研修から始まる階層別研修や部門別研修など体系化した教育・研修等を実施するとともに、コンプライアンスに係る資格取得を奨励しています。また、代理店向けの各種販売研修カリキュラムにコンプライアンス研修を盛り込む取り組みを推進しております。



## リスク管理の取り組み

当社は、多様なリスクを管理し、経営の安定と業務品質および収益性向上に努めています。

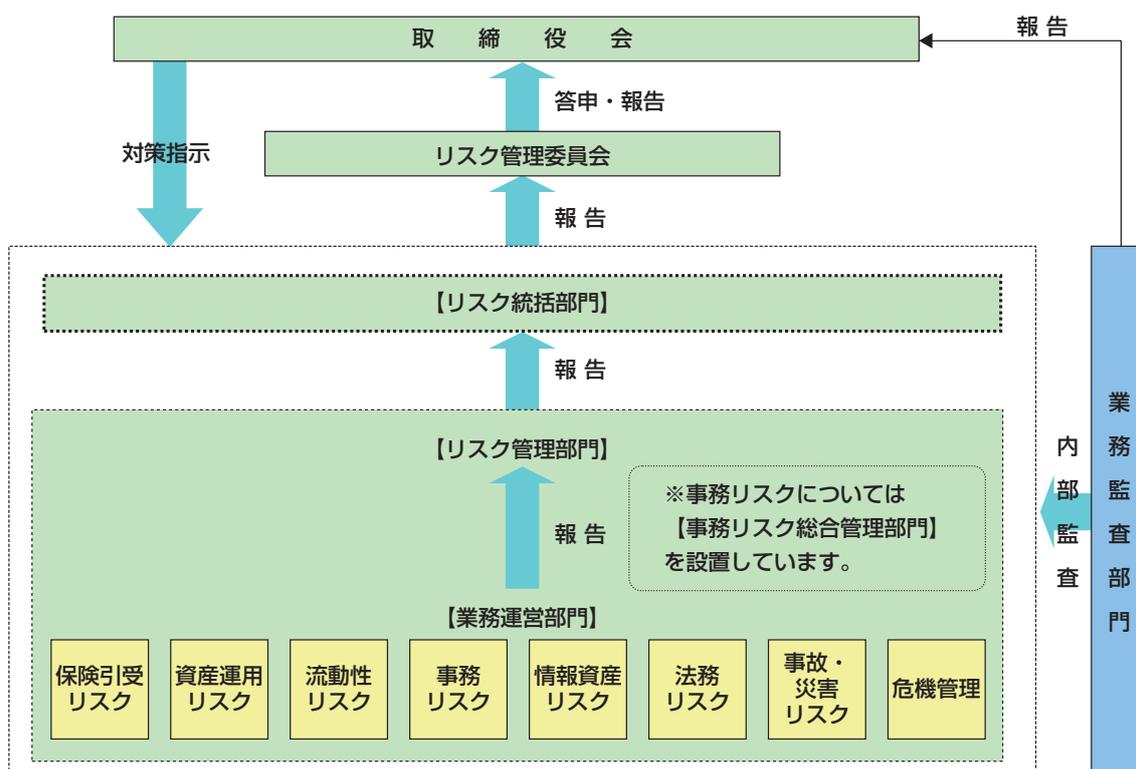
### 基本方針

規制緩和・自由化が急速に進展する中で、保険事業を取り巻く経営環境は急激に変化しており、保険会社は多様な経営上のリスクを自己責任で管理することが強く求められています。

当社は、生命保険会社として長期間にわたりお客さまへの保障を確実にするため、リスクを適切にコントロールし、経営の安定性を確保し、お客さまに対する業務品質の向上および収益性の向上に努めています。

### リスク管理体制

- 取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しています。  
また、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理するリスク統括部門を設置しています。
- リスク管理委員会は、リスク管理にかかわる基本方針・リスク管理諸規程の整備・更新を行い、リスク管理体制の充実を図るとともに、リスク管理重視の経営体質の強化についての責務を担っています。
- リスク統括部門は会社が抱えているさまざまなリスクを実態に応じて計量化した上で統合し、そのリスク量に対応する資本との関係を定期的に管理し、経営の健全性確保に努めています。



## 主要なリスクとその管理体制

### 1. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に比して大幅に変動し、損失を被るリスクを言います。当社においては、保険料の設定にあたって、十分性や公平性等を踏まえるとともに販売後、商品別の収支状況を定期的に把握・管理し、リスクの発現状況等によっては商品の改廃や引受基準・販売方針の見直しを行う等のリスク管理を行っています。

また、過度のリスク集中を回避する手段として再保険等により危険分散を図っています。

#### [再保険について]

##### (1) 再保険とは

保険会社が引き受けた保険金支払い責任の全部または一部を、他の保険会社に移転して、リスクの平準化と分散化を行うことを「再保険」と言います。そして、他の保険会社に移転することを「出再」、他の保険会社から引き受けることを「受再」と言います。

##### (2) 出再方針

当事業収支の長期安定化を図ることを主要出再方針としており、保有するリスクの状況や会社資本・準備金の状況を考慮した上で、十分対応できる再保険を手配しています。

なお、再保険の手配にあたっては、主要格付機関による格付をもとに信用度の高い再保険会社の選定を行っています。

### 2. 資産運用リスク

#### (1) 市場リスク

市場リスクとは、金利・株価・為替相場等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクを言います。当社においては、市場環境の変化に対する感応度の把握、保有限度額や評価損率等適切なリミットを設定する等により管理しています。

ALM（資産・負債の総合的な管理）の手法を用いて負債の年限とのバランスを図りながら公社債を中心に運用することで、相場変動による影響を抑え安定的な収益を確保するポートフォリオの構築に努めています。

#### (2) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪

化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクを言います。当社においては、格付機関による格付けをベースとした与信限度額の設定等の手法により管理を行っています。

### 3. 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）を言います。当社においては、資金繰りの逼迫度に応じた管理手法、運営基準等を整備しており、その確保状況について定期的に確認しています。

### 4. 事務リスク

事務リスクとは、役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを言います。当社においては、お客さまに質の高いサービスをご提供できるよう、各種要領やマニュアル、手順書等を整備するとともに、社員研修、代理店研修を実施しています。

また、本社各部門の事務指標のチェック、内部監査等を通じて、事務リスク管理体制の有効性・実効性の検証を行いリスク発現防止に努めています。

### 5. 情報資産リスク

情報資産リスクとは、次の2つのリスクを言います。

- ・情報の毀損、改竄、漏洩等により損失を被るリスク（情報漏洩リスク）
- ・情報システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用により損失を被るリスク（システムリスク）

当社においては、情報管理の基本方針（セキュリティポリシー）を定め、リリース前に十全なテストの実施を行うとともにシステム運用を安全性・信頼性の高い専門会社に委託することでリスク発現防止に努めています。

また、お客さまの大切な情報を取り扱うこと

から、個人情報の漏洩防止を重要なリスク管理項目として位置づけ、お客さまのデータの取り扱いやネットワーク上でのセキュリティに関して万全の安全対策を施しています。

## 6. 法務リスク

法務リスクとは、企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任および行政責任を負うリスクを言います。当社においては、リーガルチェックの運営に関する基準を定めるとともに、契約書および募集文書等について、複数層にわたる法的チェックを行っています。

## 7. 事故・災害リスク

自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被り、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスクを言います。当社においては、火災、大地震被災等の不測の事故発生の際にも保険金支払い等の中核となる重要業務を継続するため、事業継続計画(BCP)を整備しています。

### 【ストレス・テストの実施について】

市場リスク等は発現した場合に会社が大きな損失を被る可能性があります。当社においては、国内金利の大幅な変動、株価の急落、急激な円高等の通常の予測を超えるシナリオを想定したストレス・テストを定期的実施し、その影響度を測定しています。テスト結果はリスク管理委員会や取締役会に報告され、リスク発現時に耐えうる資本の確保状況を確認するとともに、資産・負債の特性の分析等に活用しています。

## 監査体制

当社では健全かつ適切な業務運営を確保し、お客さまの信頼にお応えできるよう、業務執行部門から独立した組織として業務監査部を設け、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として、法令等遵守・保険募集管理・顧客保護等管理・リスク管理の各態勢を自ら検証する監査を実施しています。

### 社内の監査体制

社内の監査としては、監査役が行う法令上の監査と、業務監査部による内部監査があります。

内部監査の目的は、会社業務全般について内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することにあります。

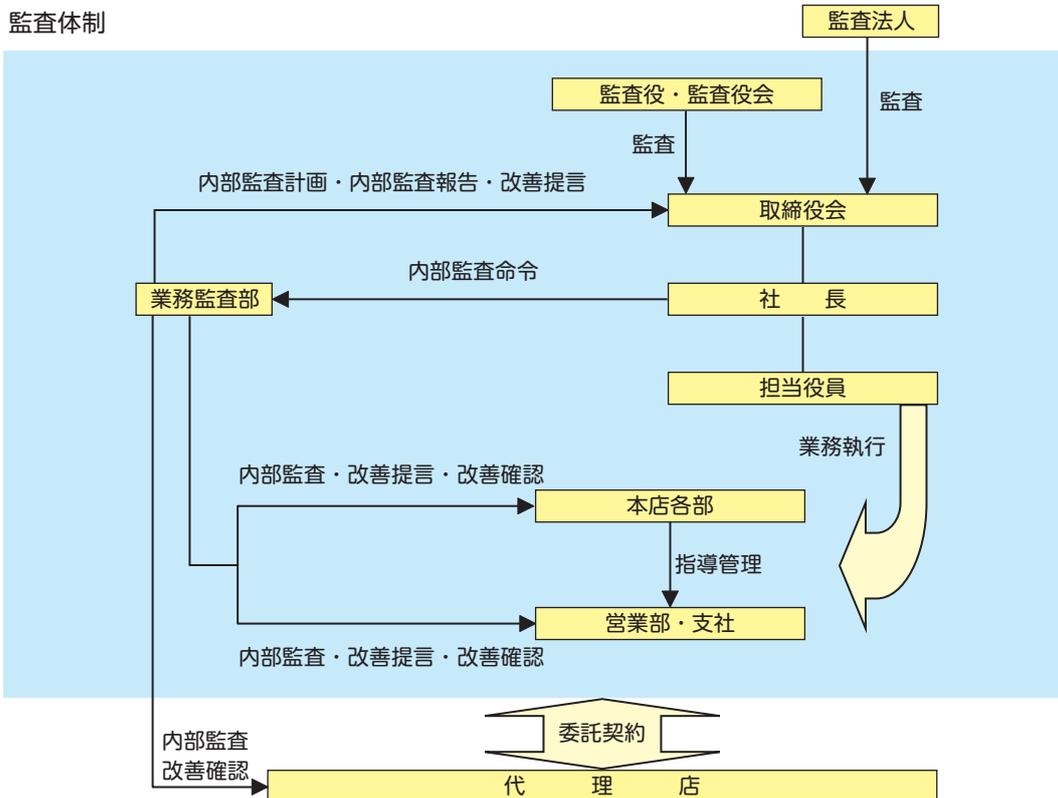
監査の実施にあたっては、個々の問題点の指摘・指導をベースとして、発生した事象の背景や原因を究明し改善策につなげるための実効性

を重視しており、監査結果については取締役会等に定期的に報告を行うとともに、業務改善の状況についても確認し報告しています。

### 社外の監査・検査体制

当社は社外の監査・検査として「会社法に基づく監査法人による外部監査」ならびに「保険業法に基づく金融庁による検査」を受けています。

なお、監査法人、監査役、業務監査部は連携して監査内容の向上に努めています。



・代理店監査の一部はあいおいニッセイ同和損保へ委託して実施しています。

## 個人情報の取り扱い

### 当社の対応

- 当社では、事業の性格上ご契約者、被保険者の保健医療情報をはじめとする機微(センシティブ)情報を含む各種の個人情報を大量かつ長期間に亘り保有・利用することがあるため、従来から個人情報については慎重に取り扱い、対応してまいりました。
- 個人情報関連規程の基本規程として、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を定め、各種の規程・運営要領・手順書等を整備し、並行して社員、代理店等に対して研修を実施し、周知を図っています。

- また、個人情報取扱事業者には該当しない代理店に対しても、委託先に対する適切な管理・監督の必要性から「プライバシーポリシーの作成・公表」、「個人情報取扱規程の備付」、「代理店独自の利用目的の明示」等の個人情報保護法対応の指導を行っています。
- 当社は今後とも、関係法令等の遵守の徹底・定着に向けた意識付けの強化、実効性ある運営・点検・監査の実施、個人情報流失等に対する安全管理措置等のさらなる徹底、より高度な技術的安全管理措置の実施をすすめ「信頼されるあいおい生命」を目指し全社を挙げて取り組みを進めてまいります。

### 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じてまいります。

また、当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。

なお、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

#### 1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社では、主に保険の契約申込書・告知書、契約書、保険金・給付金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・告知書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の審査、引受、履行(保険金等の支払事由の調査、適正な保険金の支払等を含みます。)、管理
- (2) 再保険契約の締結および再保険金の請求
- (3) 当社のほかMS&ADインシュアランスグループ傘下の各社(以下、これらの会社を「グループ会社」といいます。)の商品・サービスの案内・提供(グループ会社における保険契約の審査、引受、履行、管理を含みます。)

<グループ会社をご提供する商品・サービス>

- \* 損害保険
- \* 生命保険
- \* 確定拠出年金
- \* ローン
- \* 投資信託

- \* 国債
- \* 天候・地震デリバティブ
- \* 健康・介護サービス
- \* リスクマネジメントサービス
- \* 資産評価サービス
- \* その他、金融商品・リスク関連サービス
- \* 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- \* その他、上記商品・サービスに付帯・関連するサービス
- (4) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供<提携先等の商品・サービス>
  - \* 自動車購入・車検の斡旋等
- (5) 市場調査および保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (6) 生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業者等の採用・雇用・管理
- (7) その他保険に付随・関連する業務、またはお客さまのお取引等の適切かつ円滑な履行
  - ※グループ会社については、下記5. をご覧下さい。
  - 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

#### 3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で業務委託先等に提供する場合
- (3) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続き(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合
- (4) グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記5. 6 をご覧下さい。)

#### 4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。

当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような業務において、個人データの取扱いを委託しています。

- ・ 保険契約の募集に関わる業務
- ・ 保険契約の引受・履行に際しての調査・確認・照会に関わる業務
- ・ 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務

・情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

## 5. グループ内での共同利用

(1) MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で個人データを共同利用することがあります。共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアランス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です。グループ会社は持株会社のホームページをご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

●共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ① 株主情報(氏名、住所、株式数等)
- ② 持株会社および当社が保有するお客さま情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報)

(2) MS&ADインシュアランス グループでは、グループ会社を取り扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社間で個人データを共同利用することがあります。グループ会社は持株会社のホームページをご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

●共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

当社およびグループ会社が保有するお客さま情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報)

(1) (2)の共同利用に関する詳細につきましては、持株会社のホームページをご覧ください。

### 【お問い合わせ先】

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 コンプライアンス部  
所在地 〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目3-7  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
TEL 03-3297-4841 (受付時間：午前9時～午後5時  
土日祝祭日・年末年始を除く。)

(3) MS&ADインシュアランス グループでは、代理店(研修生、直販社員を含みます。)の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを、MS&ADインシュアランス グループの国内保険会社間で共同利用することがあります。グループ国内保険会社は持株会社のホームページをご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

●共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報、代理店委託・採用、行政当局への届出に関する事項等の店主・募集人等に関する情報

## 6. 情報交換制度等について

(1) 当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、以下の制度に基づき社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を共同利用します。

- ① 契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ② 医療保障保険契約内容登録制度
- ③ 支払査定時照会制度

(2) 当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、以下の制度に基づき社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

- ① 募集人登録情報照会制度
- ② 合格情報照会制度
- ③ 退社者情報登録制度
- ④ 変額保険販売資格者登録制度

※(1) (2)の各制度の詳細につきましては社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。

## 7. 機微(センシティブ)情報および個人信用情報の取扱いについて

当社は、機微(センシティブ)情報(注1)および個人信用

情報(注2)については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

(注1) 人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族または性生活に関する情報(これらを「機微(センシティブ)情報」といいます。)については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、保険会社等が業務上取り扱う場合には、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

(注2) 個人信用機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

## 8. 開示、訂正等のご請求

(1) ご契約内容・保険金等支払に関するご照会  
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡下さい。ご照会者様がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えしています。(団体保険契約における被保険者の方に関する情報は原則として契約者経由で受付・回答します。)また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、当社ホームページ「個人情報保護法に基づく保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の手続きについて」をご覧ください。または下記お問い合わせ窓口までご連絡下さい。

当社は、ご請求者様がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

## 9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

## 10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡下さい。

### あいおい生命保険株式会社

#### お客様サービスセンター

電話番号：0120-568-390

受付時間：平日午前9時～午後6時

※土・日・祝日および年末年始は受付していません。

お客様サービスセンターでは、お申し出内容の確認やお客さまサービスの向上のため通話を録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

### 【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### 【お問合せ先】

社団法人 生命保険協会 生命保険相談室

電話 03-3286-2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階  
受付時間：9:00～17:00(土・日曜日、祝日などの生命保険協会休業日を除く。)

ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp

## お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社は、「お客さまの声」を経営の原点とし、以下の行動指針・経営マネジメントのもと、常にお客さま、社会のニーズにお応えするべくさまざまな取り組みを行っています。

### 業務運営指針7ヶ条

当社は、お客さま本位の業務運営を徹底するため、『すべては「お客さまのありがとう」のために』をモットーとした「業務運営指針7ヶ条」を制定し、業務革新・経営改革に取り組んでいます。

#### 業務運営指針7ヶ条

- すべては「お客さまのありがとう」のために—
1. 「お客さまの言葉」に耳を傾けることが、私たちの仕事の始まりです
  2. 「お客さまの目線」で考えることが、私たちの仕事の基本です
  3. 「お客さまの評価」こそが、私たちの仕事の物差しです
  4. 「お客さまの期待」に応えることが、私たちの仕事の責任です
  5. 「お客さまの満足」を得られることが、私たちの仕事の目標です
  6. 「お客さまの感動」をお手伝いし共感することが、私たちの仕事の喜びです
  7. 「お客さまのありがとう」のひと言が、私たちの仕事の終わりです

### 職場環境改善10ヶ条

当社は、「お客さまから一番信頼される最優の会社」を目指して、日常、全社員が心がけるべきマナーや態度などの具体行動をまとめ、「職場環境改善10ヶ条」として制定し、職場環境の改善に取り組んでいます。

#### 私はあいおい生命の社員です

私たち役職員は、あいおい生命の一員であることを誇りに思い、「お客さまから一番信頼される最優の会社」を目指して、以下の10ヶ条を守ります。

1. 私はいつも、あいおい生命の一員であることを意識して、清潔な身だしなみ、丁寧な言葉づかい、落ち着いたふるまいをします。
2. 私はいつも、明るく、さわやかに挨拶します。
3. 私はいつも、はっきり、わかりやすく話します。
4. 私はいつも、3コール以上鳴らさないよう率先して電話を取ります。
5. 私はいつも、職場を整理整頓し、クリーンな環境で仕事をします。
6. 私はいつも、感謝の気持ちを忘れずに、お礼をはっきりと言います。
7. 私はいつも、平等の気持ちを忘れずに、誰とでも同じように接します。
8. 私はいつも、周りに気を配り、声をかけ、協力します。
9. 私はいつも、自らコミュニケーションを図り、誰もが意見を言え、相談しやすい職場にします。
10. 私はいつも、自分の行動が会社や部署を代表していることを認識し、責任を持って最後まで対応します。

### お客さま・代理店の皆さまにとって最優の会社作り会議

当社は、上記業務運営指針を具現化し、お客さまから信頼され選ばれ続ける会社であるために、経営トップを議長とした「お客さま・代理店の皆さまにとって最優の会社作り会議」を開催しています。

本会議は、以下の3点をテーマとし、論議による政策課題の洗い出し、トップダウンによる政策遂行、工程管理の徹底を図ることで、さらなるお客さま満足度・利便性の向上、業務品質の向上に努め、お客さまから選ばれる会社作りに真剣に取り組んでいます。

- ①お客さま・代理店・社員の声の収集と改善策の工程管理
- ②ご契約の継続向上策を中心とした業務品質の飛躍的向上
- ③お客さま・代理店の信頼を得る経営諸項目の実現

常に幅広く「お客様の声」を収集し、さらなるお客様満足度と利便性の向上に取り組み、「お客様から一番信頼される最優の会社」を目指します。

### お客様の声対応における基本理念

あいおい生命保険株式会社(以下「あいおい生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS & ADインシュアランスグループの経営理念およびMS & ADインシュアランスグループのお客様の声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客様の声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様満足度の向上に寄与するため、行動指針に沿って取り組みを推進していきます。

### お客様の定義

本方針におけるお客様の定義は、「あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客様」をいい、個人・法人等を問いません。

### お客様の声の定義

本方針におけるお客様の声の定義は、「お客様から寄せられたすべての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。

このうち、苦情の定義は「お客様からの不満足の説明」とします。

また、「苦情等」とは、お客様の声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

### お客様対応窓口とは

お客様対応窓口とは、当社の本社各部署、営業部・支社、およびあいおいニッセイ同和損保本社各部署、業務部、営業部支店・課支社・営業所、損害サービス部・サービスセンター・サービスオフィス、カスタマーセンター等の拠点をいいます。また、以下の専用窓口を設置し、「お客様の声」を受け付けています。

<お電話での受付>



お客様サービスセンター  
フリーダイヤル：0120-568-390  
受付時間：平日 午前9時～午後6時



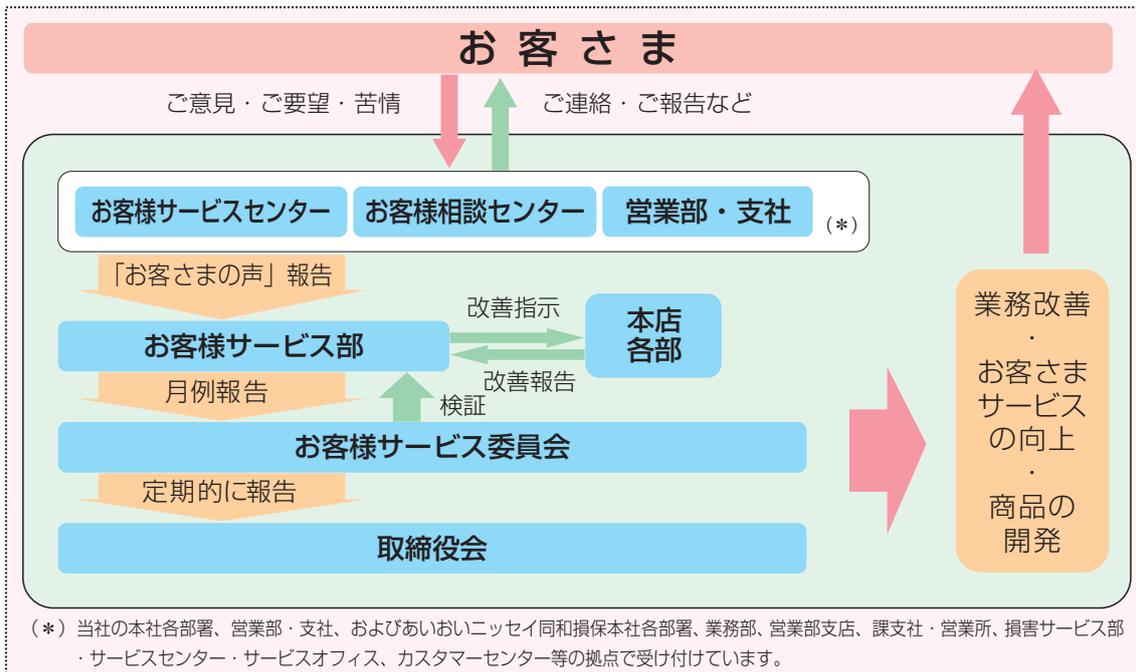
<ネットでの受付>



当社ホームページ「お問合せ」サイト  
「▶各種お問合せ」または「▶よくあるご質問」⇒「▶インターネットでのお問合せ」

### 「お客様の声」の受付から改善までの流れ

当社では、「お客様の声」を集約のうえ、お客様満足度の向上に向けた業務改善に取り組んでいます。



## 「お客様の声」を把握する取り組みの実施結果

「お客様の声」を把握し、貴重なご意見・ご要望・苦情等に基づき、保険商品・サービスの提供や業務運営の改善などに活かすために、2010年度においては以下の取り組みを行いました。

### 1. 専用窓口「お客様サービスセンター」「お客様相談センター」での受け付け

お客さまから直接電話にて受け付ける専用窓口としてお客様サービス部内に設置した「お客様サービスセンター」「お客様相談センター」にて、お客さまからの声をいただきました。

お申し出ルート	人数
専用窓口を利用された契約者等	1,861人

### 2. 営業店等に寄せられたご意見・ご要望の収集

代理店および営業店に寄せられたご意見・ご要望については、受付営業店にて「お客様の声システム」に入力し、お客様サービス部にて一元管理を行っています。

お申し出ルート	人数
代理店・営業店へご意見等の申し出のあった契約者等	1,629人

### 3. ホームページでの受付

当社ホームページの「お問い合わせ」にて、お客さまからの声を受け付けています。

### 4. 「社員の声」を活用した改善取り組み

「お客様の視点」での業務品質向上を図るために、「社員の声」を活用した取り組みを進めています。社員が日常の業務活動の中で気付いたこと、疑問に思ったことなどを投稿し、本社の担当部署が対応策を検討し、改善につなげるしくみを構築しています。

### 5. 各種アンケートの実施

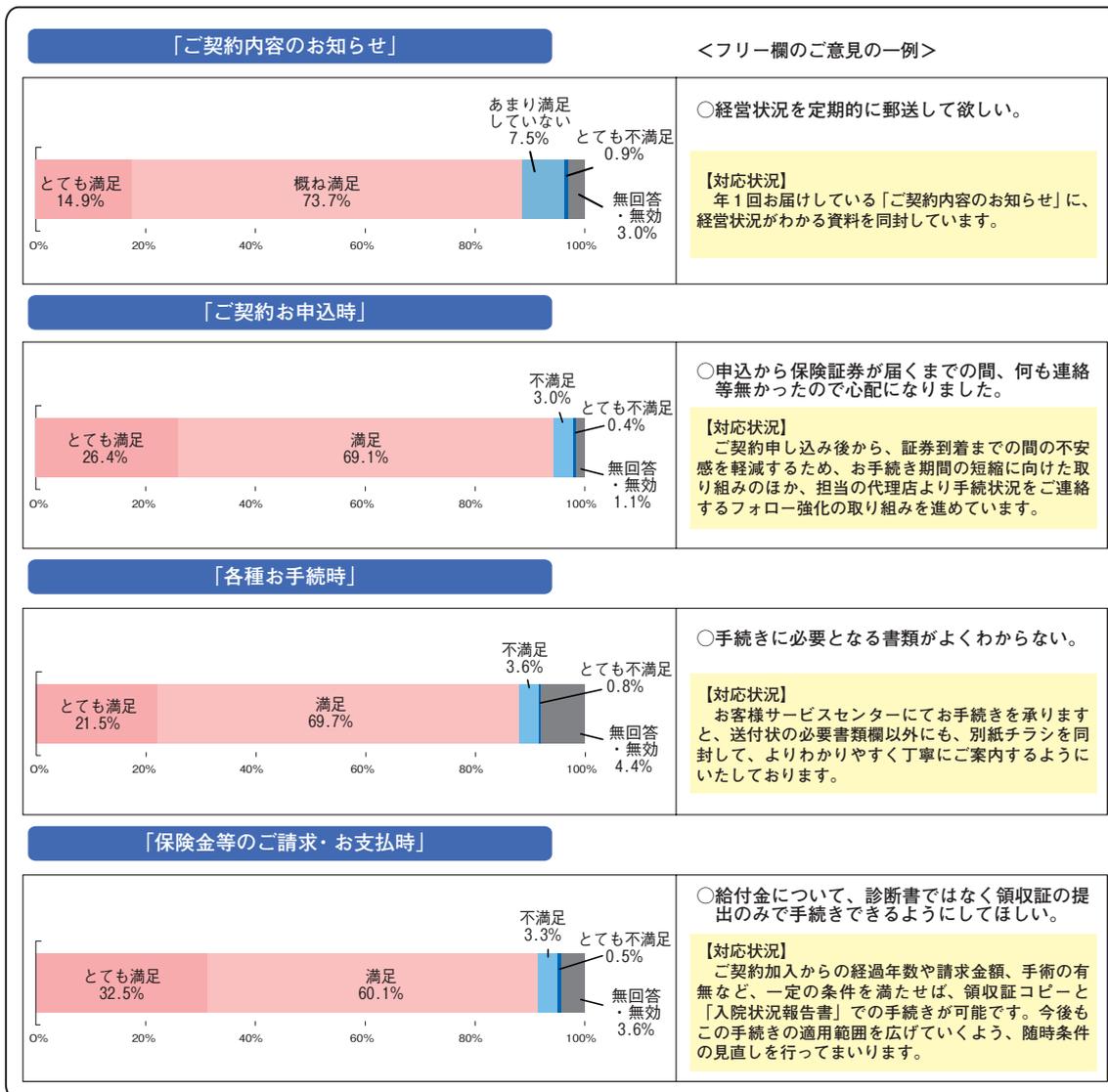
年1回すべてのご契約者にお届けする「ご契約内容のお知らせ」にお客さまアンケートを同封し、お客さまの当社に対する満足度やご意見・評価をお伺いしています。

(ご回答者数：9,921名(2010年9月実施時))  
これに加え、お客さまのニーズを多面的かつ一層的に捉えるため、「ご契約お申込時」「各種お手続き時」「保険金等のご請求・お支払時」においてアンケートを実施しています。

	ご契約お申込時	各種お手続時	保険金等のご請求・お支払時
対象者	新規契約お申し込みのご契約者 (団体保険等一部を除きます)	証券再発行・再作成を伴う各種お手続を行ったご契約者	保険金・給付金のご請求者 (お受取人)
実施方法	新規契約の保険証券のご郵送時にアンケート用紙を同封します	再発行・再作成証券発送時にアンケート用紙を同封します。	当社本店よりご郵送する保険金・給付金請求書類にアンケート用紙を同封します
ご回答者数	10,508名 (2010年4～ 2011年3月受付分)	1,028名 (2010年9月～ 2011年3月受付分)	1,211名 (2010年4月～ 2011年3月受付分)

### 【アンケート集計結果 (抜粋)】

Q. 当社の保険に加入してご満足いただいていますか？  
 (「ご契約お申込時」は、Q. お申込手続き全般についてご満足いただいていますでしょうか？)



## お客さまからの各種お申し出の状況(件数・割合)

昨年度のお客さまの声(苦情・要望・提言等)の他、ご照会やご相談も含めたお客さまの主なお申し出の件数・割合は以下のとおりです。

(2010年4月～2011年3月)

主なご相談(照会・苦情)の内容	件数	構成比
解約・貸付・住所変更・名義変更等手続依頼・照会	129,021	72.0%
保険料の払方・口座変更、控除証明再発行	30,701	17.1%
保険金・給付金の請求・照会	6,539	3.6%
その他	6,509	3.6%
保険商品の内容・資料請求	3,057	1.7%
お客さまの声(苦情・要望・提言等)	3,490	2.0%
合計	179,317	100%

## 当社に寄せられた苦情件数、主な苦情の事例

(2010年4月～2011年3月)

苦情件数	苦情の内訳(割合) (当該項目件数/苦情件数)		苦情の主な事例
	項目	割合	
3,490件	新契約関係	31.3%	・契約内容の説明が不十分なことに関するご不満 ・契約条件や診査に関するご不満
	収納関係	26.7%	・口座振替や集金に関するご不満 ・自動振替貸付に関するご不満
	保全関係	25.1%	・解約手続きに関するご不満 ・契約内容の変更に関するご不満
	保険金関係	5.8%	・給付金請求手続きに関するご不満 ・給付金をお支払いできないことに関するご不満
	その他	11.1%	・社員・代理店の態度・マナーに関するご不満 ・契約後のアフターフォローに関するご不満

※上記の件数には、要望・提言等を含みます。

## 「お客さまの声」の改善状況

### 苦情等の対応状況・改善事例

**保険金関係** 保険金・給付金ご請求時の手続書類の簡素化を実施

**お客さまの声** : ①妊娠中に同じ病院に再入院したが、入院給付金の請求にあたり診断書を再度提出しなければいけないのか。

②死亡保険金の請求にあたり、保険金受取人の戸籍抄(謄)本が必要とは面倒だ。

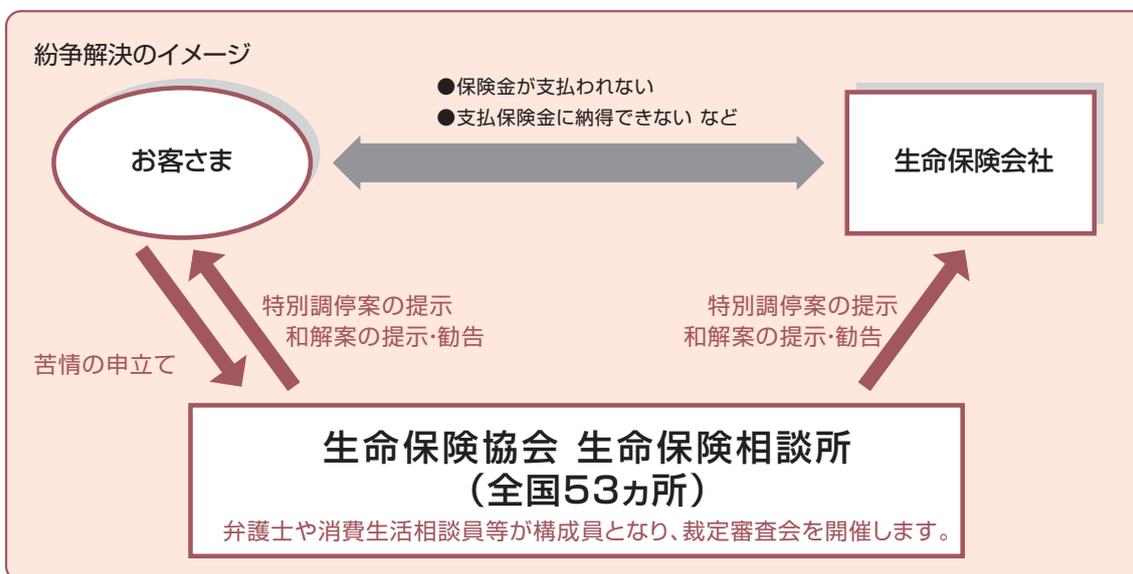
**対応状況** : 保険金・給付金請求時にご提出いただく手続書類を見直し、お客さまの利便性を向上し、早期にお支払いできるように改善しました。

①妊娠関係の入院であっても、手術がなく退院後のご請求である等の一定の条件を満たす場合は、診断書のご提出を不要にしました。

②死亡保険金受取人が指定されている場合は、保険金受取人の戸籍抄(謄)本のご提出を不要にしました。

## 金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

- ・2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
  - ・「社団法人 生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
- (1) 生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
  - (2) なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所  
TEL : 03-3286-2648  
受付時間 : 9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)  
ホームページアドレス : <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

## 当社の勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

### ●お客さまの立場に立った保険販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

### ●適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

## 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
  - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
  - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
  - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別

勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 =  $90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 \div 2 \}$

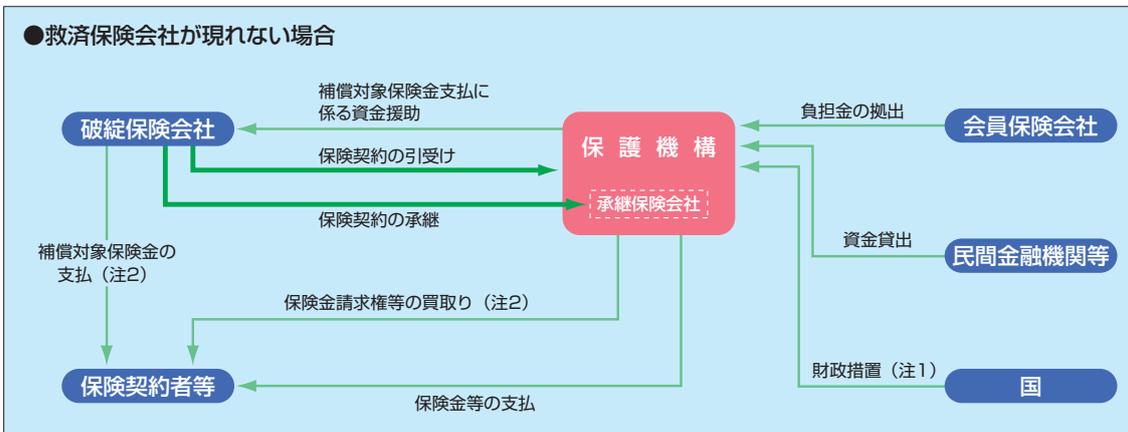
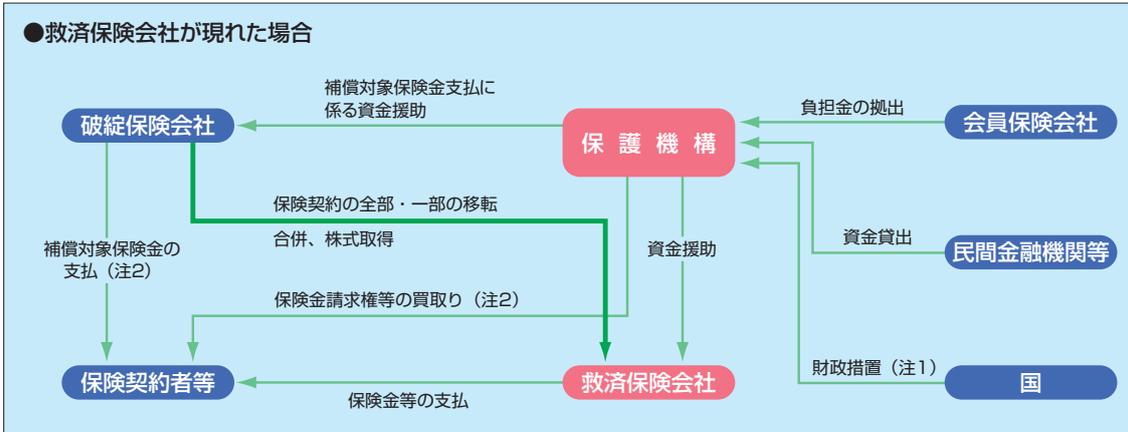
（注1）基準利率は、各生命保険会社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、2012年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。



保護機構のパンフレットもご用意しています

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

【生命保険契約者保護機構】

TEL 03-3286-2820

【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス

<http://www.seihohogo.jp/>

## 東日本大震災への対応について

当社では、被災された可能性のあるすべてのお客さまやそのご家族に対し、安否確認活動を行っています。そして、お支払いできる保険金および給付金は、すべてお受け取りいただくべく全社一丸となった行動を実施することで、被災された皆さまの生活再建の一助となることを願っています。

### 迅速な支払いに向けた取り組み

当社では、地震や津波によって被災されたお客さまの安否を確認することを何よりも優先すべき課題として取り組んでいます。従いまして、お客さまからのご連絡を待つのではなく、当社代理店・扱者を通じて直接お伺いし、確認することに加え、安否確認コールやダイレクトメールを利用した確認などを行うことで、迅速な保険金および給付金のお支払いができるよう全力で対応しております。

なお、地震や津波を原因として発生した災害死亡保険金・災害入院給付金につきましては、全額お支払いするだけでなく、請求に関する時効は適用せず、お客さまの状況に応じたご請求ができるよう対応しています。

また、保険金・給付金の簡易取扱、入院給付金の特別取扱、保険料払込猶予期間の延長、契約者貸付の簡易取扱および貸付利率の減免といった特別取扱の実施により、被災されたお客さまが安心してご契約を継続できるよう努めています。

### 震災の復興に向けた支援

被災された方々および地域の復興にお役に立てるよう、役職員から義援金や支援物資を集め提供しました。

なお、義援金は、役職員の募金と持ち株会社のマッチングギフト(MS&ADグループの「災害時義援金マッチングギフト制度」適用)で構成され、MS&ADグループでの寄付(1億5千万円)を行いました。また、あいおいニッセイ同和損保社と協力して、社員に衣類の提供を呼びかけ、20箱分の衣料、靴、オムツ等の支援物資を集め、被災地の各支店へ順次搬送しました。



本社 災害対策本部内

### 震災発生からの動き

3月	4月	5月
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害対策本部の立ち上げ</li> <li>◆休日ダイヤル設置</li> <li>◆義援金募集開始</li> <li>◆特別取扱開始</li> <li>◆支援物資の配送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆お客さまへの『安否確認コール』開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆お客さまへの『安否確認DM』開始</li> </ul>

## ご契約時のご案内

### 商品内容・契約内容を正しくご理解していただくための取り組み

当社では、ご提案している商品内容・契約内容を正しくご理解していただくために、パンフレットによる商品説明、契約概要による契約内容の説明および注意喚起情報による契約上の注意事項の説明を徹底しています。

さらに、保険契約のお申し込みの際には、意向確認書によるお客さまニーズの最終確認を行い、

十分ご納得していただいた上で、生命保険にご加入していただけるよう取り組んでいます。

また、当社は、生命保険に関するさまざまな情報を分かりやすく提供することで、お客さまにとって最適な保険選びのお手伝いをしています。

ご提案から成立までの具体的な取り組みは次のとおりとなります。

### ご提案から成立までの具体的な取り組み

#### 1. パンフレット

保険商品のポイントや保障内容などについて図を多用して、極力分かりやすく記載しています。

また、ご契約にあたってご注意いただきたい点について目立つように記載しています。

#### 【保険種類のご案内】

保険商品をお選びいただく際の参考として、保険種類の概略を保障の目的別に分類し、特長、しくみ、ご契約例などをご案内しています。

#### 2. 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報(商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約、不利益事項)を記載した「契約概要」をお渡しして、ご説明しています。

#### 3. 注意喚起情報

お申し込みをいただくにあたって、特に重要な事項(お客さまに注意喚起すべき事項)を記載した「注意喚起情報」をお渡しして、ご説明しています。



#### 4. ご契約のしおり・約款

ご契約にあたって、ご理解いただきたい事項を、分かりやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までの取り決めをご説明する「約款」部分に分けて記載した「ご契約のしおり・約款」をお渡ししています。なお、冊子サイズをA4版として、見やすくしています。



#### 5. 意向確認書

お客さまのニーズとお申し込みいただく保険商品の内容が合致しているかを最終確認していただくための書面です。申込書をご記入いただく前に、必ずご確認ください。



#### 6. 告知書&告知サポート資料

告知書&告知サポート資料を用いて告知に対する重要事項の説明を行い、被保険者にお渡ししています。

(注)告知書および告知サポート資料は診査区分によって帳票が異なります。



#### 7. 「保険証券」「保険証券等ご確認のお願い」「保険証券の見方」

保険証券の記載内容がお申し込みいただいた内容と相違ないことのご確認をお願いする資料および保険証券の表示内容を分かりやすくご説明した資料を、保険証券と一緒に送付しています。



## 商品ラインアップ

### 個人のお客さまへ

将来の金利変動にも対応できる「積立利率変動型終身保険」を中心とした多彩な商品ラインアップを取り揃えています。

- 死亡・老後・医療の三大保障をセットで準備  
プレミアムW  
「低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険（無配当）」



- 必要な期間の保障準備に  
ジャストワンW  
「新収入保障保険（無配当）」



- 女性のための保障準備に  
ルナメディカル  
「低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険（無配当）」



- 一生涯の保障準備に  
積立利率変動型終身保険（無配当）



- 計画的な老後資金準備に  
無選択加入特則付積立利率変動型個人年金保険（無配当）



- 保障と必要資金準備に  
5年ごと利差配当付 養老保険



- お子さまの教育資金の準備に  
5年ごと利差配当付 こども保険



- 病気やケガの備えに  
医療保険（無配当）



ご紹介している商品の他にも、さまざまな商品を取りそろえておりますので、くわしくは担当の代理店・扱者にお問い合わせください。

## 法人のお客さまへ

法人のお客さまのさまざまなニーズに幅広くお応えできる多彩な商品プランを取り揃えております。

### ●経営者に万一のことがあったときの事業継続資金準備

オーナーズW  
「新収入保障保険(無配当)」



経営者向け保障プラン  
「解約返戻金なし型定期保険(無配当)」



### ●経営者・役員に万一のことがあったときの事業継続資金準備と勇退時退職金の準備

遡増定期保険  
「遡増定期保険Ⅲ型(無配当)」

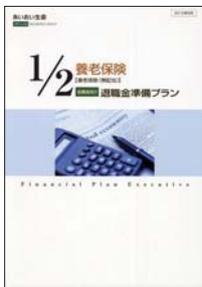


経営者向け退職金準備プラン  
「低解約返戻金型定期保険(無配当)」



### ●従業員の退職金準備

従業員向け退職金準備プラン  
「養老保険(無配当)」



### ●従業員の死亡退職金・弔慰金準備

総合福祉団体定期保険  
無配当総合福祉団体定期保険



## 商品に関する情報提供

お客さまが、生命保険商品の内容や制度についてご存知ないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。

契約時に「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などで説明を徹底しています。

不利益条項の主なものは、以下のとおりです。

### ○クーリングオフ制度(お申し込みの撤回)

ご契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日(ただし起算日は注意喚起情報に定めた日)から、その日を含めて8日以内であれば、申込者または契約者は書面によりご契約のお申し込みを撤回することができます。この場合には、払込みいただいた金額をお返しいたします。

なお、次の場合には、お申し込みを撤回することができません。

- ・当社が指定する医師の診査が終了したとき
- ・債務履行の担保のための契約であるとき
- ・既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)のとき
- ・法人を契約者とする契約であるとき

### ○告知義務と告知義務違反

生命保険を契約または復活・復旧する場合など、被保険者ご本人が、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社所定の書面(「告知書」)でお尋ねすることについて、ありのままをお知らせいただくことになっています。これを「告知義務」といいます。

その際に事実が告げられなかったときは、「告知義務違反」として契約または特約が解除されることがあります。契約または特約が解除された場合には、たとえ支払事由が発生していても、原則、保険金や給付金をお支払いすることができません。

告知義務違反の事例は当社ホームページに掲載しています。

### ○保険金・給付金の支払免責

保険金・給付金などの支払事由が生じてても、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

例えば、死亡保険金の場合は、

㊦契約の責任開始日(または復活日・復旧日)から起算して3年以内(注)の被保険者の自殺によるとき

㊧契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

㊨戦争その他の変乱によるとき

上記のいずれかに該当するときは、死亡保険金はお支払いできません。

ただし、㊨については、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じて保険金を削減してお支払いしたり、または全額お支払いすることがあります。災害保険金や諸給付金についても、同様にお支払いできない場合がそれぞれの約款に記載されています。

保険金・給付金をお支払いできない代表的な事例は当社ホームページに掲載しています。

(注) 契約日が平成19年4月2日以降の契約の場合

※被保険者の自殺により死亡保険金をお支払いできない責任開始日(または復活日・復旧日)からの期間は、契約日により異なります。

### ○契約の失効

保険料のお払い込みがないまま、払込猶予期間(注)を過ぎ、保険料の自動振替貸付制度(一時的に保険料払込の都合がつかない場合でも、解約返戻金の範囲内であれば、あらかじめ契約者から別段のお申し出がない限り、当社が保険料をお立て替えする制度)が適用できない場合には保険の効力がなくなります。

契約が失効した後にお支払い事由が発生した場合には保険金や給付金をお支払いすることができません。

(注)「払込猶予期間」

月払の場合…払込期月の翌月末まで  
年払・半年払の場合…払込期月の翌々月の月単位の契約応当日まで

※積立利率変動型終身保険は年払・半年払の場合も払込期月の翌月末までとなります。

### ○解約返戻金

生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は死亡保険金などのお支払いに、また一部は契約を管理するための費用等に充てられています。したがって途中で解約されると、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額に比べて少なく、特に契約後短期間の解約の場合には、解約返戻金がまったくない場合もあります。

## ご契約後のサービス・情報提供

### お客さまのご相談窓口・対応の充実

当社では、本社に「お客様サービスセンター」を設置し、ご契約者の皆さまからの生命保険に関するさまざまなご相談やお申し出にお応えしています。

また、全国の営業部・支社のほか、業務委託を行っているあいおいニッセイ同和損保の営業拠点のオンライン端末、および代理店の営業支援システムにより、お客さまのご契約内容についてのご照会やご相談に、迅速・適切にお応えできるよう体制を整備しています。

### 「レディース・サポートサービス」の提供

当社では、女性のご契約者・被保険者ならびに当社商品の加入をご検討されている女性のお客さまに対して、女性向け商品の内容・給付金のご請求についてのご相談サービスを実施しています。また、女性医療特約および無解約返戻金女性総合医療特約にご加入のご契約者・被保険者に対して、女性看護師または女性医師による健康・医療についてのご相談・病院情報のご

案内サービスを実施しています。

### ご契約内容変更など各種お手続きサービスの充実

当社では、ご契約内容の変更手続きについて、よりスムーズに、よりスピーディーに対応するため、お電話で受け付けする「変更手続ダイレクトサービス」を実施しています。ご契約者さまから、お客様サービスセンターのフリーダイヤルにお電話をいただきますと、直接、手続きの処理や書類の発送などを行います。

また、一部の変更手続きにつきましては、ホームページで受け付けする「お客様専用Webサービス」を実施し、「ご契約内容の照会」、「契約者貸付のご利用可能額の照会」、「各種お手続(住所変更、改姓・改名、受取人変更、証券再発行、保険料振替口座変更)」、「給付金のご請求手続」などが、休日も含めご利用いただけます。

### ご契約内容に関する情報提供

生命保険契約は、保険期間が長期にわたるた

## 生命保険 各種お手続き・お問い合わせ窓口のご案内

### こんな時にご利用ください。

あいおい生命のお客様サービスセンターでは、ご契約者の皆様の暮らしの中で生じた様々な変更手続きを受けております。



**引越ししました**  
●住所変更(住居表示の変更を含む)  
●保険料振替口座の変更



**結婚しました**  
●改姓 ●住所変更  
●受取人変更(保険金・満期金・年金)  
●保険料振替口座の変更  
●契約者変更



**病気やケガで入院・死亡しました**  
●給付金の請求  
●保険金の請求



**保険証券を紛失しました**  
●保険証券の再発行



**一時的にお金が必要になりました**  
●契約者貸付  
※保険種類等によってはお取扱いできない場合がございますので、ご了承ください。



**各種お手続き・お問い合わせ**  
●保障内容見直し(特約中途追加・一部解約・解約など)  
●ご契約内容など各種お問い合わせ



お手元に保険証券をご用意いただき、必ず証券番号をお確かめのうえ、契約者ご本人様(保険金・給付金の場合は受取人様)がご連絡・お手続きくださいますようお願いいたします。



**電話でも** お客様サービスセンター

コールハ サンキュー

**0120-568-390**

携帯電話からでもご利用いただけます

受付時間:平日午前9時～午後6時

※土・日・祝祭日および年末年始は受付しておりません。

**ウェブでも** あいおい生命ホームページ

<http://www.ioi-life.co.jp>

(システムメンテナンス等のためサービスを一時中断する場合がございます。)  
※携帯サイトからはご利用いただけません。

●契約内容の確認や変更等各種お手続きに関すること

**お客様専用Webサービス**

●ご加入の契約内容をご確認いただけます。  
●お手続きに必要な書類を作成することが出来ます。  
※「お客様専用Webサービス」のご利用には、利用者登録が必要になります。  
※ご利用は個人契約者様に限らせていただきます。

●ご入院や手術をされた場合のお手続きに関すること

**給付金ご請求の手続き**

●給付金のご請求が可能か否かをご照会いただけます。  
●今の保険により、ご請求手続きに必要な書類を送付させていただきます。  
●お急ぎの方は、ご請求手続きに必要な書類をダウンロード(印刷)していただけます。

※女性向け商品のお問い合わせや女性特有の病気による給付金のご請求等に、女性オペレータが対応するフリーダイヤルもご利用しています。

**0120-021-101**

レディース あいおい

(受付時間は上記と異なります)

契約内容の変更をご希望の場合は、便利でスピーディーな「ダイレクト手続サービス(ご契約後の各種変更手続をお客様サービスセンターで受け付け、ご契約者様と直接手続を行うサービス)」をご利用頂けます。なお、実際のお手続きは、代理店が対応させていただきますのでご了承ください。

め、当社では、下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者の皆さまへの情報提供に努めています。

#### ○総合的なご案内

##### ・ご契約内容のお知らせ

毎年1回、すべてのご契約者さま宛に、ご加入のご契約内容についてご案内をお届けしております。内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、添付の「変更連絡カード」にて、住所変更などの変更手続きも承っております。



#### ○保険料のお払込みに関するご案内

- ・□座振替開始のご案内
- ・生命保険料再請求のお知らせ
- ・生命保険料お立替のご案内
- ・保険契約失効のご案内

#### ○保険期間満了に関するご案内

- ・更新のご案内
- ・保険期間満了のお知らせ

#### ○期日到来に伴いお受け取りいただく保険金・給付金・年金等のお手続きに関するご案内

- ・満期保険金支払のご案内
- ・祝金支払のご案内
- ・無事故給付金支払のご案内
- ・生存給付金支払のご案内
- ・年金支払のご案内

#### ○保険金・給付金のご請求や契約内容変更など各種お手続きの完了に関するご案内

- ・生命保険承認書
- ・お支払のご案内

#### ○その他

- ・生命保険料控除証明書
- ・配当金のお知らせ
- ・増額保険金額のお知らせ

### ディスクロージャー誌等による情報提供

#### ○あいおい生命の現状(ディスクロージャー誌)

保険業法第111条に基づいて経営内容に関する

ディスクロージャー誌『あいおい生命の現状』(ご覧いただいている本誌)を年1回作成しています。

ディスクロージャー誌はお客様にご覧いただくことができるように本店、営業部・支社、

あいおいニッセイ同和損保の各営業拠点ならびに主要な代理店に常時備え置きしており、また関係機関へも配付しています。

さらに、これらの情報は当社ホームページでもダウンロードしてご覧いただけます。



### ホームページによる情報提供

当社は、ホームページを通じて、事業概況・財務状況など経営内容に関する情報開示、商品・サービス・各種お手続きに関する情報提供を行っています。経営全般にわたるトピックスについては「ニュースリリース」「お知らせ」欄に掲載して、タイムリーに発信しています。

また、当社のお客様サービスセンターなどにお問い合わせが多い項目については、Q & A形式で最新情報を掲載しています。

なお、商品の「資料請求」「見積・訪問説明」「保険診断・相談」の受け付け、住所変更等のご契約に関する諸変更手続きやご契約内容の確認等のほか、お問い合わせの受け付けも行っており、お客様の利便性向上に努めています。

\* ホームページアドレス <http://www.ioi-life.co.jp>

## 保険金支払体制とお支払い状況

### 漏れなく保険金・給付金をご請求いただくために

お支払いできる具体例、お支払いできない具体例や、代表的な給付金のお支払い内容を記載したリーフレットの提供や、記入しやすい診断書様式への改訂など、漏れなく保険金・給付金をご請求いただくための取り組みを行っています。今後とも、わかりやすさを追求し、漏れの無いご請求をいただくため、請求書類の見直し・改善を行ってまいります。

#### ○保険金・給付金のご請求手続方法



#### ○漏れなくご請求いただくための留意点、お支払いできない場合など

ご請求が漏れやすいケースをご確認いただくためのチェックシートや、お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体例などを掲載したリーフレット「保険金・給付金のご請求について」を作成し、「ご契約内容のお知らせ」に同封してすべてのお客さまに送付しています。また、当社ホームページにも同様の内容を掲載しています。

## 保険金・給付金を確実にお支払いするための態勢

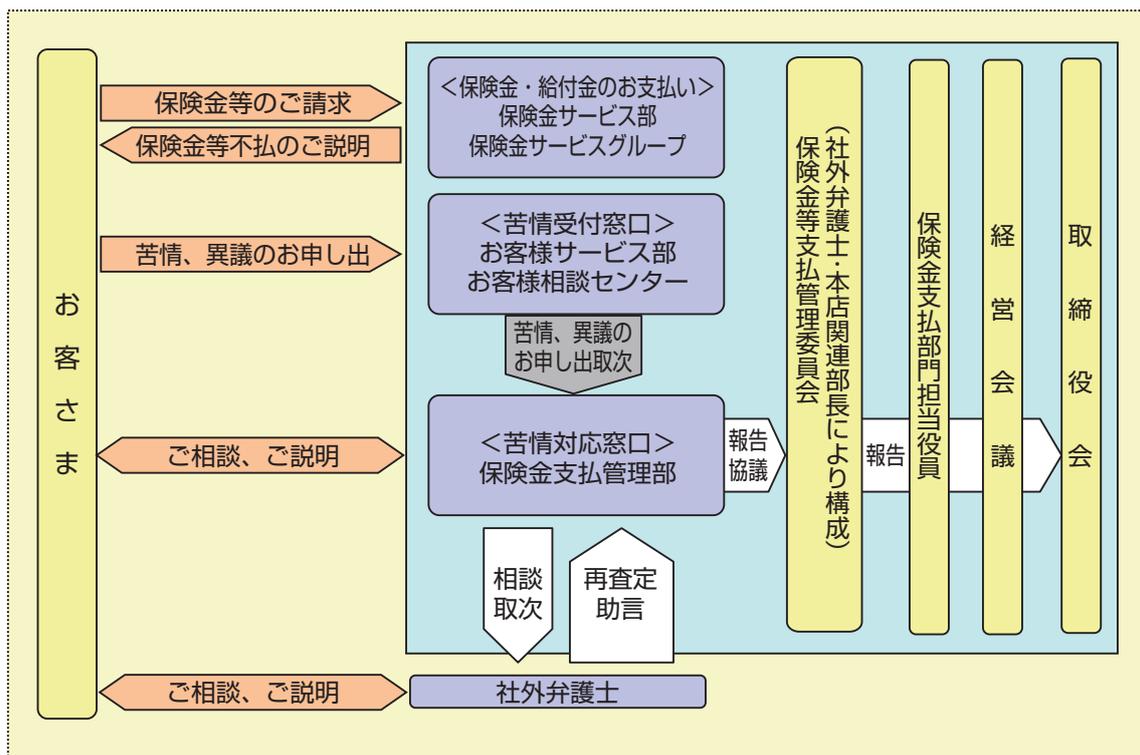
保険金・給付金・各種返戻金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払い業務は、保険会社の根幹を成す機能であるとの認識のもと、以下の態勢を整備し、今後とも、不断の改善に努めるとともに、苦情・ご要望等のお客さまの声を収集し、業務改善・経営改善に反映させる仕組みを継続強化してまいります。

1. 保険金等のお支払いを担当する保険金サービスグループ内でのチェックシートに基づく複数名によるチェックに加え、別組織である保険金支払審査グループにより、お客さまへの保険金・給付金送金前にさらに入念なチェックを行い、お支払漏れ・請求勧奨漏れ防止を図っています。また、お支払い等が完了した案件についても、事後検証部門である保険金支払管理部による点検を実施し、毎年の監査部門による支払い部門への定期的な業務監査と合せて、牽制機能が働く体制としています。
2. より精度の高い保険金等のお支払いに向け、2009年に新保険金システムを導入するとともに、支払部門の組織・要人体制を強化して

業務フローの改善を図り、その後も手術給付金検索用データベースの構築、個人保険と団体保険の名寄せシステムの開発など、人・物両面での態勢強化を継続しています。

3. 保険金支払部門の担当役員を中心に、社外弁護士や本社関連部長で構成する「保険金等支払管理委員会」を月例で開催し、保険金等の支払い・不払い状況を定期的にモニタリングするとともに、その結果を経営会議へ四半期ごとに報告し、適切な保険金等支払管理態勢の維持・向上に向け、経営陣の検証・関与が十分機能する仕組みとしています。
4. 保険金等支払いに係る苦情・紛争解決については、下図の通り、支払部門とは別組織である保険金支払管理部を対応窓口として設置し、社外弁護士とも連携のうえ、適切に解決を図る態勢を整備しています。

なお、お客さまと当社の間での紛争解決が図れない場合、2010年10月1日に発足した金融ADR制度に基き、お客さまは紛争解決機関として、生命保険協会(生命保険相談所内「裁定審査会」)をご利用いただくことにより、無料で中立・公正な立場から解決を図ることができます。(金融ADR制度についてはP. 37をご参照下さい)



## 保険金・給付金のお支払い状況

### 1. お支払い件数

お支払い内容	個人保険		団体保険	
	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度
保険金(死亡・高度障害等)	599	654	22,190	21,515
給付金(入院・手術等)	12,631	13,451	256	250
合 計	13,230	14,105	22,446	21,765

※件数は給付種類単位による集計件数(2009年度より生命保険協会策定の基準モデルに従い計上方法を変更)

### 2. お支払いできなかった件数および内訳

お支払いを 非該当判断事由	個人保険		団体保険	
	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度
1. 詐欺無効	0	0	0	0
2. 不法取得目的無効	0	0	0	0
3. 告知義務違反解除	55	57	1	3
4. 重大事由解除	0	0	0	0
5. 免責事由該当	25	33	4	0
6. 支払事由非該当	490	505	14	7
7. その他	2	1	0	0
合 計	572	596	19	10

※件数はご契約単位による集計件数

### 【用語のご説明】

お支払いを非 該当とした事由	内 容
1. 詐欺取消 (注)	保険加入または復活などに際し、契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消とするものです。この場合、すでにお払い込みいただいている保険料の払戻しはありません。
2. 不法取得 目的無効	保険金などを不法に取得または他人に取得させる目的で保険加入または復活などを行った場合は、保険契約を無効とするものです。この場合、すでにお払い込みいただいている保険料の払戻しはありません。
3. 告知義務 違反解除	保険加入または復活などに際し、契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知していない場合や、事実と異なることを告知をした場合は、保険契約を解除する場合があります。この場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金を契約者にお支払いします。
4. 重大事由 解除	保険金などを詐取る目的で、故意に事故を起こしたり、ご請求に際し診断書を偽造するなどの詐欺行為があった場合、保険契約を解除するものです。この場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金を契約者に払い戻します。
5. 免責事由 該当	被保険者が約款に定める一定期間内に自殺したり、契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故など、約款に定める免責事由に該当する場合は、保険金等のお支払いを行わないものです。
6. 支払事由 非該当	約款に定める手術に該当しない場合や、契約前に発病していた場合など、約款に定める支払事由に該当しないものです。

(注) 保険法の施行に伴って詐欺無効は2010年3月より詐欺取消に変更

## 営業支援体制と代理店教育・研修

これからの時代を担う新しい生命保険会社として、お客さまのニーズに合う商品の提供および説明責任の履行に向け、代理店に対する教育・研修のさらなる強化に取り組んでいます。

### 1. 代理店によるコンサルティング営業

当社は代理店によるコンサルティングを中心とした営業活動を行っております。全国に広がる6,324（2011年3月末）の代理店は生命保険、損害保険を取り扱うことにより、もしもの時のリスク管理から、資産形成など保険と生活に関するさまざまなご相談を承っております。

### 2. 営業支援体制

全国各地域に18営業部・26支社・2推進室を配置し、生命保険推進マネジャーおよびライフ・インシュアランス・マネジャーが代理店の営業活動をサポートしております。

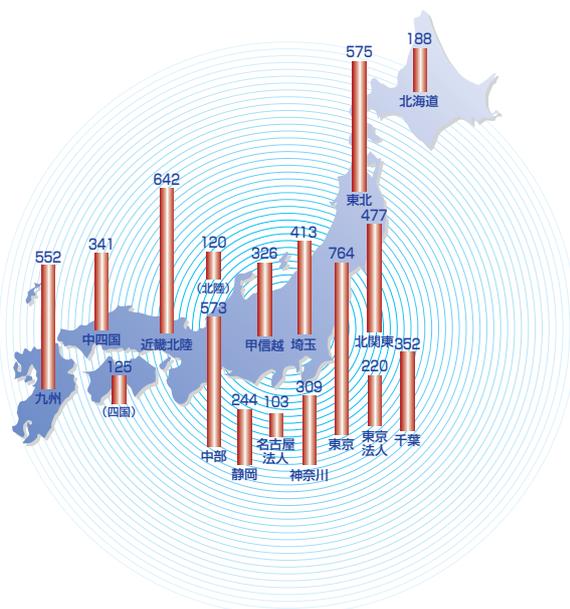
#### ○生命保険推進マネジャー

代理店によるコンサルティング営業の推進のため、全国153名の生命保険推進マネジャーが各地域において、代理店に対する体系的商品研修、販売研修の実施や実践的で具体的な業務指導を行い、代理店の日常営業活動をサポートしております。

#### ○ライフ・インシュアランス・マネジャー

税務、金融など幅広い専門知識を持った生命保険のプロフェッショナルです。

全国約100名のライフ・インシュアランス・マネジャーが代理店をバックアップし、よりきめ細かなコンサルティング提案をお客さまに提供いたします。



### 3. 営業支援システム

#### ○ALPS/Web型ALPS

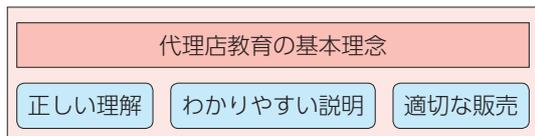
(ALPSとはAioi Life Planning Systemの略称です) お客さまのニーズに適した商品設計、商品提案を行うコンサルティングシステムとして活用しています。

インターネット環境に通じた「Web型ALPS」では、商品設計・提案書作成に加え、契約事務処理の迅速化を図り、お客さまによりご満足いただける保険加入への取り組みを行なっています。



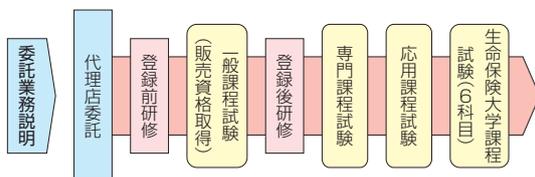
## 4. 代理店教育・研修

お客さまにご安心とご満足をご提供するためには、代理店のコンサルティング力の向上が最も重要であるとの認識のもと、「生命保険を正しく理解し、わかりやすく説明し、適切に販売する」を基本理念とする代理店教育に取り組んでいます。業界共通教育をベースに、代理店の知識や経験に応じたきめ細かな研修を実施し、着実なステップアップをサポートしています。



### (1) 業界共通教育

業界共通資格取得への取り組みを通じて資産運用・企業経営コンサルティング等、幅広いお客さまニーズに対応できるように生命保険知識・周辺知識の充実を図っています。また、業界共通資格の取得状況を代理店の資格ランク要件に組み入れることで、資格取得の勧奨を行っています。

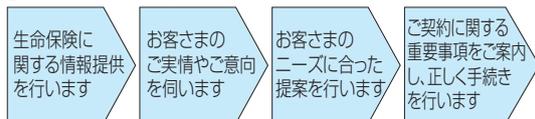


また、生命保険協会「継続教育制度」に則って、従来にも増してお客さま本位、法令・社会的規範を遵守した募集人教育を行っています。

### (2) 当社独自研修

当社独自研修では、お客さまのご実情やご意向を確認しながら最適な生命保険を提案するという商談の流れを「標準販売プロセス」として整理し、不備のない正確な事務業務手続きや適切なアフターフォローと共に、定着を図っています。

#### 【あいおい生命標準販売プロセス】



また、ご契約にあたってお客さまに特にご注意いただきたい事項(「契約概要」「注意喚起情報」)の説明や「適合性原則」に基づくお客さまのご意向の確認、お客さまに正しく告知をしていただくためのわかりやすい説明の手法なども、販売プロセスの中の重要パーツとして研修に組

み入れています。

#### ① 本部研修

本社においては、代理店の経験・レベル別に「[宿泊方式]」の研修を3コース実施しています。

各コースは複数回にわたる「集合研修」とその間の「実践活動」によって構成されており、代理店のコンサルティング力の飛躍的向上を図っています。



本部研修実施風景

#### ② 地域研修

地域においては、営業社員が講師となり、代理店研修を実施しています。生命保険を正しく理解する「商品研修」、募集ルール遵守に関する「業務・コンプライアンス研修」、ご契約後のお客さまに対する「フォロー研修」など、日常活動に即したタイムリーな各種研修を展開しています。

#### ③ 自学自習

代理店による自学教材としては、「動画」による視聴学習と「eラーニング」による確認テストを組み合わせた「AD Web講座」を実施しています。インターネット環境を有するパソコン上でいつでも自学自習できる仕組みを構築しています。



### (3) 合併前研修

お客さまにご安心とご満足をお届けし、信頼される新会社の創業に向けた合併前研修を、代理店およびあいおいニッセイ同和損保社員を対象に行っています。

商品、コンプライアンス、事務、システムを中心としたカリキュラムで新会社業務にスムーズに移行できるよう、万全の準備を進めています。

## 社会貢献活動

当社は、かけがえのない「いのち」を大切に守り未来に受け継いでいきたいという思いを込めて、全職員が積極的かつ継続的に取り組める社会貢献活動として、「ハートLIFEプロジェクト」を推進しています。

### 「ハートLIFEプロジェクト」の活動

愛♡追いかけて ~いのち♡を未来に~

#### ●“世界の子どもにワクチンを贈る”活動に寄付

「プレミアムW」「ジャストワンW」の新規契約件数に応じた金額を、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」へワクチンなどの購入費用として寄付しています。2010年度は、新規契約件数に応じた金額でワクチン8万7千人相当分となり、これまでの累計で役職員の募金とあわせてワクチン約30万人相当分を寄付しました。



(写真提供：JCV)

「世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」は、ユニセフやWHO、途上国の医療機関と連携しながら、予防可能な感染症でいのちを落とす子どもたちが数多くいる途上国に、ワクチンを贈ることを目的に募金活動を行っているNPO法人です。ただワクチンを届けるだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈るとともに、医師や医療技術者などを育て、被支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動を行っています。

#### ●“がん治療中の女性をサポートする”活動に寄付

がんや女性固有の病気に対して厚く保障する特色をもつ女性向け商品「ルナメディカル」の新規契約件数に応じた金額を、NPO法人「キャンサーリボンズ」が行っている「がん治療中の女性が自分らしさを保つための美容サポート」活動へ寄付しています。



(写真提供：キャンサーリボンズ)  
美容サポート風景

「キャンサーリボンズ」は、2008年6月、がん医療やヘルスケアに携わる専門家、がん患者さんらによって発足したNPO法人です。企業や団体、個人の方からの寄付などに支えられ、がん患者さんの「治療と生活をつなぐ」情報や心身のケア体験の提供など、さまざまな活動を行っています。

#### ●環境に配慮した回収活動を実施

2008年7月の活動開始以来、生活に密着し、かつ環境に配慮した活動として、役職員全員が「捨てずに集める」活動を実施しています。2010年度は、ペットボトルキャップ(ワクチン約280人相当分、累計約852人相当分)、アルミ缶のプルタブ(約104kg、累計約210kg)を集め、それぞれ該当のNPO法人等に寄贈しました。また、白血病患者を励ますために本やCDなど(207点、累計756点)を病院内図書館へ、書き損じハガキ

(738枚、累計約1,500枚)を回収機関を通じて日本ユニセフ協会へ寄贈しました。



回収したペットボトルキャップとプルタブ

### ●ハートポイント制度による寄付

役職員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。おもに、「ハートLIFEプロジェクト」の各種活動への参加や、地域のボランティア活動参加・募金・寄付金付商品の購入などを対象としています。2010年度は社会貢献活動をテーマにした社内講演への参加や、役職員からの宮崎県口蹄疫被害義援金募金などがポイントとなり、この活動によるポイント総数に応じた額を、東日本大震災における被災者の方々への復興支援として、特定非営利活動法人「ジャパン・プラットホーム」へ寄付しました。



「国境なき医師団」による社内講演会の風景

### ●『葛西海浜公園』清掃活動と自然観察を実施

2009年度から、環境保全とりわけ生物多様性を意識した取り組みとして、生き物の多く棲む東京都立葛西海浜公園「西なぎさ」の清掃活動に取り組んでいます。2010年度はあいおいニッセイ同和損保と合同開催とし、東京湾に飛来する野鳥を望遠鏡で自然観察する子供対象のツアーも実施しました。



葛西海浜公園「西なぎさ」での清掃活動の風景

2011年度も上記の活動を軸とした「ハートLIFEプロジェクト」を継続して実施していきます。

## 環境問題への取り組み

### あいおい生命環境方針 (MS&ADインシュアランスグループ環境基本方針)

#### 1. 基本理念

MS&ADインシュアランス グループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念に基づき、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努力し、下記の行動指針に沿って着実かつ持続可能な取り組みを推進していきます。

#### 2. 行動指針

##### (1) 保険・金融サービス事業を通じた地球環境保護

MS&ADインシュアランス グループのあらゆる部門で、地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発や充実を図り、社会に提供するよう努めます。

##### (2) 事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全

環境関連法規制やMS&ADインシュアランス グループが同意した産業界の憲章・指針等を遵守し、事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全に努めます。

##### (3) 環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムを構築し、環境目的・目標を定めた継続的な取り組みを行い、地球環境の保全に努めます。

##### (4) 環境啓発活動を通じた社会との共生

環境教育を通じて役職員の一人ひとりが自ら積極的に地球環境保全活動を遂行できるよう社内外での環境啓発活動を推進するとともに、環境に関する情報を広く開示し社会との共生に努めます。

本環境基本方針は、MS&ADインシュアランス グループの全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

### あいおいニッセイ同和環境宣言

あいおいニッセイ同和損保ならびに関連事業会社各社は、温暖化防止を中心とした地球環境の保全に向け、以下の取り組みを推進します。

#### 1. 環境保全につながる保険商品・サービスの開発・提供

CO<sub>2</sub>削減や森林の保護、お客さまの環境活動の支援など、環境保全に資する商品・サービスの開発・提供を積極的に推進します。

#### 2. 事業活動から発生するCO<sub>2</sub>の排出削減

地球温暖化防止に向け、事業活動におけるCO<sub>2</sub>の排出抑制を進め、2012年度までにCO<sub>2</sub>排出量の2007年度比15%削減を目指します。

#### 3. 役職員、代理店・扱者の家庭から発生するCO<sub>2</sub>排出量の削減

役職員ならびに代理店・扱者それぞれの家庭において、エネルギー使用の節減に努め、家計分野でのCO<sub>2</sub>削減を通じ、地球温暖化の防止に取り組みます。

#### 4. 省資源に向けた取り組み

循環型社会の構築に向け、廃棄物削減、ペーパーレス化の促進、森林保護に貢献する認証用紙の使用など、省資源に向けた取り組みを推進します。

## 5. 環境保全に関する地域社会との連携

生物多様性保全などの環境保護活動や環境啓発活動に、地域の皆さまとともに積極的に取り組みます。また、海外においては絶滅危惧種増加・森林破壊など地球規模で進む環境問題に対し、その保護・回復に向けた取り組み・支援を行います。

### 環境取り組み内容

当社は2005年4月より環境取り組みをスタートし、同年9月に本社(現あいおいニッセイ同和損保本社別館内)において、ISO14001の認証を取得し、以来、ISOのマネジメントシステムに則って、部署単位に選任した環境実行委員を推進役として、全社員で環境の継続的改善(PCDA)に取り組んでいます。

本社部門では、各部ごとの「本業における環境取り組み(業務上、環境に良い影響を与える施策・工夫)」に重点を置き、年度毎にテーマを決めて取り組んでいます。併せて紙・電気使用量の抑制、ゴミの削減、グリーン購入についても継続実施しています。

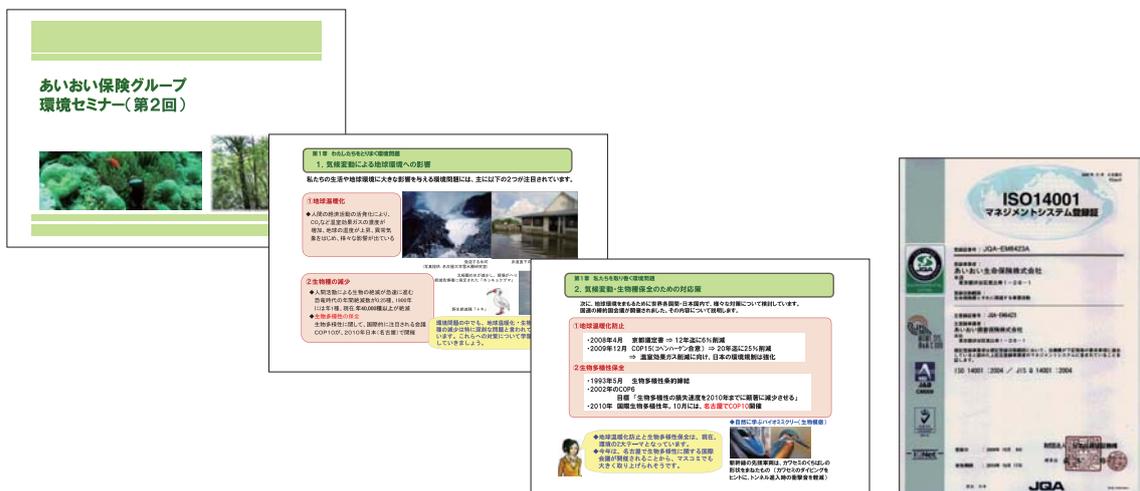
#### <ECOチャレンジ運動取り組み内容>

全国では、あいおいニッセイ同和損保グループとして2008年度より「ECOチャレンジ運動」を実施しています。事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量を「2012年度までに15%削減(2007年度比)」することを目指し、2010年度は前年度比<OA紙前年実績維持、電力前年実績維持、ガソリン▲5%>を目標としました。当社は、業務量・人員の増加により目標未達成でしたが、あいおいニッセイ同和損保グループ全体ではいずれも目標達成、改善効果をあげることができました。

- ① OA紙削減  
ペーパーレス会議、両面・縮小印刷等の推進
- ② 電力削減  
早帰り、こまめな消灯、空調管理(クールビズ、ウォームビズ実施)の推進
- ③ ガソリン削減  
ハイブリッド車12台導入、エコ安全ドライブ推進

#### <社員の環境意識向上策>

- ① 「eco検定(環境社会検定試験)」受験推奨  
環境問題に関する知識を幅広く身につけ環境推進役として活躍できるよう、08年度より環境実行委員を中心に受験を推奨しています。合格者は累計で56名となりました。
- ② 環境eラーニング  
環境問題の現状、および当社の活動について全社員がeラーニングで学習しています。
- ③ 環境カード携帯  
環境方針や目標を記載した環境カードを全社員が常時携帯しています。



# 会社DATA 目次

## I. 会社の概況及び組織

1. 会社の沿革	60
2. 経営の組織	61
3. 店舗網一覧(営業拠点)	62
4. 資本金の推移	64
5. 株式の総数	64
6. 株式の状況	64
7. 主要株主の状況	64
8. 役員の状況	65
9. 従業員の在籍・採用状況	66
10. 平均給与(内勤職員)	66
11. 平均給与(営業職員)	66

## II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	67
2. 経営方針(めざす企業像)	67

## III. 直近事業年度における事業の概況

1. 事業の概況	68
2. 契約者懇談会開催の概況	70
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	70
4. ご契約者に対する情報提供の実態	70
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	70
6. 代理店・社員に対する教育・研修の概略	70
7. 新規商品開発の状況	70
8. 主要保険商品一覧(保険種類の説明)	71
9. 情報システムに関する状況	75
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	76

## IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

### V. 財産の状況

1. 貸借対照表	78
2. 損益計算書	85
3. キャッシュ・フロー計算書	87
4. 株主資本等変動計算書	88
5. 債務者区分による債権の状況	90
6. リスク管理債権の状況	90
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	90
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	91
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	93
(1) 有価証券の時価情報	93
(2) 金銭の信託の時価情報	95
(3) デリバティブ取引の時価情報	95
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	97
11. 利源別損益	98
12. 会社法による会計監査人の監査	98
13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	98
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	98

### VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	99
(1) 決算業績の概況	99
(2) 保有契約高及び新契約高	100
(3) 年換算保険料	100
(4) 保障機能別保有契約高	101
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	102
(6) 異動状況の推移	103
(7) 契約者配当の状況	105
2. 保険契約に関する指標等	106
(1) 保有契約増加率	106
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	106
(3) 新契約率(対年度始)	106
(4) 解約失効率(対年度始)	106
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)	106
(6) 死亡率(個人保険主契約)	106
(7) 特約発生率(個人保険)	107
(8) 事業費率(対収入保険料)	107
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の数	107
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	107

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	107
(12) 未だ収受していない再保険金の額	108
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	108
3. 経理に関する指標等	108
(1) 支払備金明細表	108
(2) 責任準備金明細表	109
(3) 責任準備金残高の内訳	109
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	109
(5) 契約者配当準備金明細表	110
(6) 引当金明細表	110
(7) 特定海外債権引当勘定の状況	110
(8) 資本金等明細表	111
(9) 保険料明細表	111
(10) 保険金明細表	111
(11) 年金明細表	112
(12) 給付金明細表	112
(13) 解約返戻金明細表	112
(14) 減価償却費明細表	112
(15) 事業費明細表	113
(16) 税金明細表	113
(17) リース取引	113
(18) 借入金等残存期間別残高	113
4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)	114
(1) 資産運用の概況	114
(2) 運用利回り	116
(3) 主要資産の平均残高	116
(4) 資産運用収益明細表	117
(5) 資産運用費用明細表	117
(6) 利息及び配当金等収入明細表	117
(7) 有価証券売却益明細表	118
(8) 有価証券売却損明細表	118
(9) 有価証券評価損明細表	118
(10) 商品有価証券明細表	118
(11) 商品有価証券売買高	118
(12) 有価証券明細表	118
(13) 有価証券の残存期間別残高	119
(14) 保有公社債の期末残高利回り	120
(15) 業種別株式保有明細表	120
(16) 貸付金明細表	121
(17) 貸付金残存期間別残高	121
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	121
(19) 貸付金業種別内訳	121
(20) 貸付金使途別内訳	121
(21) 貸付金地域別内訳	121
(22) 貸付金担保別内訳	121
(23) 有形固定資産明細表	122
(24) 無形固定資産明細表	122
(25) 固定資産等処分益明細表	122
(26) 固定資産等処分損明細表	123
(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	123
(28) 海外投融資の状況	123
(29) 海外投融資利回り	124
(30) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	124
(31) 各種ローン金利	124
(32) その他の資産明細表	124
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	125
(1) 有価証券の時価情報	125
(2) 金銭の信託の時価情報	126
(3) デリバティブ取引の時価情報	126
6. 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況	126

### VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	127
2. 法令等遵守の体制	127
3. 第三分野保険に係る責任準備金の積立の合理性及び妥当性	127
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	128
5. 個人データ保護について	128
6. 反社会的勢力に対する基本方針	128

### VIII. 特別勘定に関する指標等

### IX. 保険会社及びその子会社等の状況

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

# I. 会社の概況及び組織

## 1. 会社の沿革

	■ 大東京しあわせ生命保険株式会社	■ 千代田火災エビス生命保険株式会社
1996年度	◇「大東京火災海上保険株式会社」の100%出資により会社設立（8月） ◇生命保険事業免許を取得（10月） ◇営業開始（10月）	◇「千代田火災海上保険株式会社」の100%出資により会社設立（8月） ◇生命保険事業免許を取得（10月） ◇営業開始（10月）
1997年度	◇『総合福祉団体定期保険』発売（4月） ◇『しあわせスーパー定期Ⅱ』、『しあわせニューライフ』発売（4月）	◇『逡増定期保険（無配当）』発売（3月）
1998年度	◇新コミュニケーションマーク制定（10月）	
1999年度	◇『優良体定期保険』、『しあわせスーパー定期Ⅱ99〔優良体〕』、『しあわせスーパー終身〔優良体〕』、『しあわせスーパー年金〔優良体〕』発売（10月）	◇『100歳満了定期保険』発売（2月）
2000年度	◇「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」の合併発表（11月） ◇大東京しあわせ生命の増資（3月）	◇『5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険“ず〜っとまもる君”』発売（4月） ◇「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」の合併発表（11月） ◇千代田火災エビス生命の増資（3月）

	■ あいおい生命保険株式会社
2001年度	◇「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足（4月） ◇『新入院関係特約』発売（2月）
2002年度	◇『無配当総合福祉団体定期保険』発売（4月） ◇『低解約返戻金型定期保険』、『解約返戻金のない保険契約に関する特則付定期保険』および『解約返戻金のない特約に関する特則付平準定期保険特約』発売（6月）
2003年度	◇『5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険（低解約返戻金割合70%型）』発売（6月） ◇『がん団信（がん診断保険金特約付団体信用生命保険）』発売（2月）
2004年度	◇『新収入保障保険ジャストワン（無配当新収入保障保険）』発売（6月） ◇エンベディッド・バリュアの開示を開始（5月） ◇『ずっとラック（交通災害割増特約付5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）』発売（11月）
2005年度	◇米国通貨建個人年金保険『ドル物語』発売（4月） ◇『スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）』発売（6月） ◇『環境ISO14001:2004』を本店で認証取得（9月）
2006年度	◇『三大疾病保障付き団体信用生命保険』発売（4月） ◇新たな企業スローガン「愛追いかけて」発表（4月） ◇『あいおい一時払終身保険“ドリームワン”（積立利率変動型一時払終身保険）』発売（6月） ◇開業10周年記念新商品『新スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）』『ジャストワンα（無配当新収入保障保険）』発売（10月）
2007年度	◇100億円増資（標準責任準備金の一括積立実施）（9月） ◇『無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険（無配当）』発売（10月） ◇『新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）』発売（12月）
2008年度	◇『プレミアムW（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）』『ジャストワンW（無配当新収入保障保険）』発売（6月） ◇新たな社会貢献活動「ハートLIFEプロジェクト」開始（7月） ◇『レディース・サポートサービス』開始（8月）
2009年度	◇あいおい保険グループ『IOI環境宣言』の公表（4月） ◇新商品女性のための保険『ルナメディカル（無解約返戻金女性総合医療特約付積立利率変動型終身保険）』発売（6月）
2010年度	◇「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」を設立（4月） ◇「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併基本合意（2011年10月1日予定）を発表（5月） ◇東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転（9月） ◇「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区（現あいおい生命本店所在地）」（11月） ◇社内託児施設（あいおい生命きつずガーデン）開設（3月）
2011年度	◇18営業部・26支社・2推進室に機構改編し、営業体制強化（4月）

2. 経営の組織（2011年7月1日現在）



代 理 店

お 客 さま

MS&ADインシユアランス  
グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

### 3. 店舗網一覧 (2011年6月1日現在)

店 舗	住 所	電話番号
北海道営業部 札幌生保支社	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西5-5-3 札幌千代田ビル 4階	011-728-1403
	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西5-5-3 札幌千代田ビル 4階	011-728-1351
東北営業部 東北第一生保支社 東北第二生保支社	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10 あいおいニッセイ同和損保仙台ビル11階	022-227-2220
	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10 あいおいニッセイ同和損保仙台ビル11階	022-227-2220
	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-1-20 あいおいニッセイ同和損保盛岡中央通ビル 8階	019-623-2112
北関東営業部 茨城生保支社 北関東生保支社	〒110-0005 東京都台東区上野6-16-18 あいおいニッセイ同和損保都信ビル 7階	03-5818-5691
	〒310-0021 茨城県水戸市南町2丁目6-18日本生命水戸南町ビル 8階	029-224-2364
	〒370-0071 群馬県高崎市小八木町895 あいおいニッセイ同和損保高崎ビル 1階	027-361-3122
甲信越営業部 新潟生保支社 甲信生保支社	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル16階	03-5371-5609
	〒951-8068 新潟県新潟市中央区上大川前通7-1230 あいおいニッセイ同和損保新潟ビル 1階	025-229-3570
	〒380-0935 長野県長野市中御所岡田53-7 あいおいニッセイ同和損保長野ビル 7階	026-227-1541
東京営業部 東京第一生保支社 東京第二生保支社 ライフプロ推進室	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル16階	03-5371-5610
	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル16階	03-5371-5604
	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル16階	03-5371-5606
	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル16階	03-5371-5614
東京企業営業部 東京企業生保支社	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル16階	03-5371-5607
	〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル16階	03-5371-5608
埼玉営業部 埼玉生保支社	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心4-1 FSKビル 8階	048-600-3653
	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心4-1 FSKビル 8階	048-600-3651
千葉営業部 千葉生保支社	〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-21-8 あいおいニッセイ同和損保千葉ビル11階	043-238-7301
	〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-21-8 あいおいニッセイ同和損保千葉ビル11階	043-238-7039
神奈川営業部 横浜生保支社	〒231-8461 神奈川県横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル 8階	045-662-9760
	〒231-8461 神奈川県横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル 8階	045-662-9701
静岡営業部 静岡生保支社	〒420-0859 静岡県静岡市葵区栄町3-1 あいおいニッセイ同和損保静岡第一ビル10階	054-254-8212
	〒420-0859 静岡県静岡市葵区栄町3-1 あいおいニッセイ同和損保静岡第一ビル10階	054-254-8261
北陸営業部 北陸生保支社	〒920-0906 石川県金沢市十間町 5 あいおいニッセイ同和損保金沢ビル 3階	076-264-1141
	〒920-0906 石川県金沢市十間町 5 あいおいニッセイ同和損保金沢ビル 3階	076-264-1121

店 舗	住 所	電話番号
中 部 営 業 部 中部第一生保支社 中部第二生保支社	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-14-15 スギビル 8階	052-252-2457
	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-14-15 スギビル 8階	052-252-2452
	〒500-8879 岐阜県岐阜市徹明通4-4 あいおいニッセイ同和損保岐阜ビル 2階	058-265-5860
名古屋企業営業部 名古屋企業生保支社	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-14-15 スギビル 8階	052-252-2459
	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-14-15 スギビル 8階	052-252-2530
関 西 営 業 部 関西第一生保支社 関西第二生保支社 ライフプロ推進室	〒541-8547 大阪府大阪市中央区平野町3-6-1 あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル 6階	06-6229-0110
	〒541-8547 大阪府大阪市中央区平野町3-6-1 あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル 6階	06-6229-0112
	〒650-0036 兵庫県神戸市中央区播磨町49 神戸旧居留地平和ビル 4階	078-391-5749
	〒541-8547 大阪府大阪市中央区平野町3-6-1 あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル 6階	06-6229-0113
関西企業営業部 関西企業生保支社	〒541-8547 大阪府大阪市中央区平野町3-6-1 あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル 6階	06-6229-0114
	〒541-8547 大阪府大阪市中央区平野町3-6-1 あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル 6階	06-6229-0115
中 国 営 業 部 中国第一生保支社 中国第二生保支社	〒730-8580 広島県広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおいニッセイ同和損保広島 TY ビル 6階	082-243-2162
	〒730-8580 広島県広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおいニッセイ同和損保広島 TY ビル 6階	082-243-2141
	〒700-0826 岡山県岡山市北区磨屋町10-16 あいおいニッセイ同和損保岡山ビル 2階	086-224-8101
四 国 営 業 部 四国生保支社	〒760-0008 香川県高松市中野町29-5 あいおいニッセイ同和損保高松ビル 8階	087-835-1747
	〒760-0008 香川県高松市中野町29-5 あいおいニッセイ同和損保高松ビル 8階	087-835-1743
九 州 営 業 部 九州第一生保支社 九州第二生保支社	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-36 あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル 4階	092-752-1101
	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-36 あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル 5階	092-752-0115
	〒860-0012 熊本県熊本市紺屋今町1-5 熊本辛島公園ビル 9階	096-353-3021

グループ  
MS&AD  
について  
インシ  
ュア  
ランス

経  
営  
に  
つ  
い  
て

商  
品  
・  
サ  
ー  
ビ  
ス  
体  
制

社  
会  
活  
動

会  
社  
デ  
ー  
タ

#### 4. 資本金の推移

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
2001年3月2日	5,000百万円	15,000百万円	
2001年4月1日	10,000百万円	25,000百万円	合併による資本金の増加
2007年9月28日	10,000百万円	30,000百万円	資本金の増加 増資額のうち5,000百万円を 資本準備金に組入

#### 5. 株式の総数

発行する株式の総数	2,000 千株
発行済株式の総数	700 千株
当 期 末 株 主 数	1 名

#### 6. 株式の状況

##### (1) 種 類 等

発行済株式	種 類	発行数	摘 要
	普通株式	700千株	株券不発行

##### (2) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	700 千株	100 %	0 千株	0 %

※5で記載のとおり株主は1名であります。

#### 7. 主要株主の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等 に占める所有株 式等の割合
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	100,005 百万円	損害保険業	1918年6月30日	100%

## 8. 役員の状況

## (1) 取締役及び監査役

役職名	氏名 (生年月日)	略歴 ( )は委嘱事項	担当
代表取締役社長	石井 義久 (1953年2月11日生)	2004年4月 あいおい損害保険株式会社 執行役員(経営企画部長兼構造革新部長) 2004年6月 同社常務役員 2005年4月 株式会社安心ダイヤル代表取締役社長 2007年6月 あいおい損害保険株式会社取締役 2007年7月 同社取締役(業務品質管理部長) 2008年4月 同社取締役 2008年6月 同社取締役執行役員 2010年4月 当社代表取締役社長	業務全般統括
専務取締役	伊東 義雄 (1952年8月5日生)	2007年7月 あいおい損害保険株式会社常務役員 (北関東本部長) 2008年6月 同社執行役員(北関東本部長) 2009年4月 同社執行役員(東北本部長) 2010年4月 同社常務執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員 2011年6月 当社専務取締役(営業本部長)	経理・財務部 商品部 システム部 営業企画部 市場開発部 団体保険部 研修部
取締役	清水 雅志 (1955年2月16日生)	1977年4月 日本銀行入行 2008年6月 同業局長 2010年4月 あいおい損害保険株式会社入社 コンプライアンス・リスク管理部門役員 付特命理事 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会 社理事 業務品質本部本部長補佐 2011年4月 当社取締役	業務統括部 契約業務部 お客様サービス部 保険金サービス部
取締役 (非常勤)	永末 裕明 (1951年4月9日生)	2001年4月 あいおい損害保険株式会社 執行役員(九州営業本部長) 2002年2月 同社執行役員(営業統括部長) 2002年4月 同社執行役員(営業推進部長) 2002年11月 同社執行役員(営業推進部長兼営業研 修部長) 2003年4月 同社執行役員(埼玉営業本部長) 2004年4月 同社執行役員(近畿営業本部長兼近畿 戦略室長) 2004年6月 同社常務役員(近畿営業本部長兼近畿 戦略室長) 2005年4月 同社常務役員(近畿本部長) 2006年7月 同社上席常務役員(近畿本部長) 2007年7月 同社専務取締役(営業開発部長兼首都 圏戦略室長) 2008年4月 同社専務取締役 2008年6月 同社代表取締役専務執行役員 2010年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会 社取締役副社長執行役員(営業開発本 部長兼リテール営業開発本部長) 2007年6月 当社取締役(非常勤)	
常勤監査役	黒田 敏夫 (1950年12月2日生)	2010年4月 当社常勤監査役	
監査役	田邨 正義 (1936年9月9日生)	1971年 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員 1994年 日本弁護士連合会綱紀委員会委員長 2001年4月 当社監査役	
監査役	上村 公成 (1949年6月9日生)	2007年6月 株式会社あいおい事務サービス監査役 2011年4月 あいおいニッセイ同和損保あんしん24 株式会社監査役 2010年6月 当社監査役	

(注1) 取締役 永末裕明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役 黒田敏夫、田邨正義は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## (2) 執行役員

役職名	氏名 (生年月日)	略歴 ( )は委嘱事項	担当
常務執行役員	有本 大輔 (1954年3月7日生)	2007年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 (九州統括支店統括支店長) 2010年10月 当社常務執行役員 2011年4月 当社常務執行役員(関西営業部長兼ライ フプロ推進室長兼関西企業営業部長) 2011年5月 当社常務執行役員	関西営業部 関西企業営業部 中国営業部 四国営業部 九州営業部

MS&ADインシ  
ュアランス  
グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

役職名	氏名 (生年月日)	略歴 ( )は委嘱事項	担当
常務執行役員	やまざき こうじ 山崎 晃司 (1955年6月19日生)	2007年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員(大阪企業営業第一部長) 2007年6月 同社執行役員(東京統括支店長) 2010年10月 当社常務執行役員	北海道営業部 東北営業部 北関東営業部 甲信越営業部
常務執行役員	かわむら じゅん 河村 順 (1951年7月17日生)	2006年7月 あいおい損害保険株式会社常務役員(営業推進部長) 2007年7月 同社常務役員(首都圏ディーラー本部長) 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員(首都圏ディーラー本部長) 2011年4月 当社常務執行役員	東京営業部 東京企業営業部 千葉営業部 埼玉営業部
常務執行役員	はしもと かずお 橋本 一男 (1953年5月8日生)	2010年4月 あいおい損害保険株式会社執行役員(四国本部長) 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員(北海道本部長) 2011年4月 当社常務執行役員	神奈川営業部 静岡営業部 北陸営業部 中部営業部 名古屋企業営業部
執行役員	よしだ こうじ 吉田 光二 (1951年6月30日生)	2008年4月 当社執行役員(システム部長)	
執行役員	ささき かずとも 佐々木 一智 (1954年12月12日生)	2008年4月 当社執行役員(商品部長)	
執行役員	えんどう たかおき 遠藤 隆興 (1960年9月30日生)	2008年4月 当社執行役員(企画部長) 2009年12月 当社執行役員 (企画部長兼統合推進室長)	企画部 人事・総務部 コンプライアンス ・リスク統括部 業務監査部 保険金支払管理部
執行役員	あべ ひさお 安部 久雄 (1958年11月25日生)	2009年4月 当社執行役員(契約業務部長)	[担当役員補佐] 業務統括部 お客様サービス部 保険金サービス部
執行役員	なかはら いさお 中原 功 (1954年1月11日生)	2010年4月 当社執行役員(営業企画部長)	
執行役員	いわさか けんいち 岩坂 憲一 (1953年11月23日生)	2010年10月 当社執行役員(業務監査部長)	

## 9. 従業員の在籍・採用状況

区分	2009年度末 在籍数	2010年度末 在籍数	2009年度 採用数	2010年度 採用数	2010年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	484名	511名	44名	43名	43.4歳	5.9年
(男子)	(292)	(306)	(10)	(9)	(48.3)	(6.0)
(女子)	(192)	(205)	(34)	(34)	(36.1)	(5.9)
(総合職)	(297)	(306)	(8)	(7)	(47.6)	(6.0)
(一般職)	(181)	(193)	(34)	(34)	(35.6)	(5.8)
(特別嘱託)	(6)	(12)	(2)	(2)	(61.9)	(7.1)
営業職員	86名	98名	11名	16名	46.0歳	4.1年
(男子)	(78)	(89)	(8)	(15)	(45.9)	(4.3)
(女子)	(8)	(9)	(3)	(1)	(47.4)	(2.5)

(注) 従業員には使用人兼取締役、他社への出向者、退職者および臨時雇いを含んでいません。

## 10. 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	2010年3月	2011年3月
内勤職員	493	482

(注) 平均給与月額額は2011年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含んでいません。

## 11. 平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	2010年3月	2011年3月
営業職員	515	511

(注) 平均給与月額額は2011年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含んでいません。

## II. 保険会社の主要な業務の内容

### 1. 主要な業務の内容

#### (1) 保険の引受け及び資産の運用

個人保険、個人年金保険、団体保険および団体年金の引受けならびに約款に基づく保険金・給付金の支払いを行うとともに、国内公社債を中心とする資産の運用を行っています。

#### (2) 業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で「業務の代理または事務の代行委託契約」を締結し、業務委託を行っています。

#### (3) 国債等の窓口販売業務

当該業務は行っていません。

### 2. 経営方針（めざす企業像）

P.11をご覧ください。

## III. 直近事業年度における事業の概況

### 1. 事業の概況

#### ■事業環境について

2010年度の日本経済は、個人消費、設備投資等が持ち直し、景気は回復基調に転じているものの自律性に乏しく、また、東日本大震災の影響により先行き不透明な状況が続いており、また、依然として失業率が高水準であり、デフレによる影響も懸念される中、実態経済は厳しい状況が続いております。生命保険業界におきましては、世界経済は全体として回復基調にあるものの、欧州の一部においては未だ信用不安が続いており、また東日本大震災の影響により一部不安定な動きをするなど、金融市場は依然として不透明であり運用環境が厳しいのに加え、少子高齢化、顧客ニーズの多様化等により個人保険分野は減少傾向が続いており、生命保険会社の将来利益の源泉となる保有契約高は、対前年マイナスとなる見込みで依然として厳しい状況が続いております。

このような厳しい環境の下、当社は全国14営業部、3支社、2推進室と、6,324店（3月末）の代理店と共に、「お客さまの視点」を全ての基軸において、業務品質の向上とお客さまニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供を行い、保有契約高純増による収益基盤の拡充に努めてまいりました。

#### ■販売面について

販売体制面では、代理店への販売指導強化策として代理店指導員（名称：推進マネジャー）を3月末で95名体制として、意欲ある代理店に対して体系的な研修と実践的な日常指導を通じ、コンサルティング能力の向上に努め、お客さまのライフサイクルに合わせたプランの販売推進を図るとともに、当社の上位資格ランク代理店（E・S・Aランク）の育成・増強に努めてまいりました。

#### ■商品面について

商品面では、万一の場合、遺されたご家族が毎月の生活資金を受け取ることができる遺族保障と医療保障の2つのニーズに対応した収入保障商品『ジャストワンW』や、女性の幅広いニーズに対応し、充実した医療保障を総合的に提供する「無解約返戻金女性総合医療特約」と「積立利率変動型終身保険」を組み合わせた女性向け商品『ルナメディカル』など、社会環境の変化やお客さまのニーズを的確に捉えた商品の提供に努めてまいりました。

その結果、当期末の個人保険・個人年金保険の保有契約高は6兆2,947億円（前期末に対して4,514億円7.7%増）となりました。

#### ■サービス面について

サービス面では、お客さまから直接お電話にて住所変更等の各種手続きを受け付ける「変更手続きダイレクトサービス」や、ホームページで24時間365日受け付ける「お客様専用 Web サービス」により、お客さま個々の契約内容や契約者貸付限度額の照会や、契約内容変更のための請求書、控除証明書再発行をご自宅等のパソコンから印刷出来るサービスを提供しております。また、入院、手術等給付金請求についても、お客さまからの事故連絡を、お客様サービスセンターのフリーダイヤルへお電話いただく方法に加え、フリーダイヤルの受付時間外でもホームページ上からのお申し出を可能にするなど、お客さまの利便性向上を図ってまいりました。

また、CSR経営の推進として、「いのち」「医療」に関する分野での社会貢献活動「ハート LIFEプロジェクト」を展開しておりますが、商品とのタイアップによる会社寄付の実施や、役職員の募金、各地域での清掃活動など幅広く取り組みを行いました。

## ■資産運用面について

資産運用面では、不安定な経済情勢により、長期金利、株価、為替などの変動が激しい運用環境の下、生命保険事業の社会性と公共性、保障の長期性を踏まえて、収益性、流動性も十分考慮しながら安全で確実な資産運用に心がけ、信用度の高い国内公社債を中心に運用を行ってまいりました。また、運用資産残高の順調な拡大に合わせ、安全性の原則や内部牽制機能を重視する観点から、ALM 及び実効性あるリスク管理態勢の強化・充実を進めております。

## ■2011年度に向けて

生命保険業界においては、依然として厳しい事業環境が続く中、各社ともより一層の経営効率化を進めるとともに、新商品投入・サービス向上などの面で競争がさらに激化することが予想されます。また、少子高齢化の進行に伴う社会保障制度への不安感から、自助努力の手段として生命保険の役割が益々重要となる中で、お客さまからの保険会社選別基準は一段と厳しいものとなってきております。個人情報保護を始めとする法令等遵守や企業情報開示の充実による健全性・透明性の向上はもとより、財務基盤の一層の強化に加えて、お客さまニーズを迅速・的確に経営に反映する仕組みの構築、CSR を踏まえた経営の推進など、お客さま満足度の向上に向けて、一段と高い水準の経営品質が求められてまいります。

このような環境の中、当社は、「お客さま・代理店・社員の声が経営の原点」という経営基軸に基づき、コンプライアンスとリスク管理を徹底しつつ、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携のもと、業務品質の向上とお客さまニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供により、お客さま満足度・利便性を高めていくことに全力を傾注してまいります。

## ○販売面について

販売体制面では、代理店を直接指導・支援する推進マネジャー体制を強化するとともに、お客さまの視点で生命保険販売の基本に立ち返り「生命保険を正しく理解し、正しく販売できる代理店の育成」を基本理念とした研修体系の構築により、コンサルティング力の一層の強化と、お客さまニーズに対応した商品を適正・適切に提供できる販売網の構築を行ってまいります。

## ○商品面について

商品面では、保障機能の充実と併せて、お客さまのニーズに合わせた商品設計を可能にするなど、お客さまの満足に繋がる商品開発に努めています。

## ○サービス面について

サービス面では、「変更手続ダイレクトサービス」「お客様専用 Web サービス」等お客さまの利便性向上に向けたサービスの活用推進を図るとともに、お客さまからの相談に直接対応するお客様サービスセンターやホームページ機能の整備充実など、より一層お客さまの身近な存在となるよう努力してまいります。

## ○保険金支払態勢について

保険金等のお支払い業務は保険会社の根幹を成す機能であるとの認識の下、社外弁護士を交えた保険金等支払管理委員会の設置による審議・検証態勢の強化、お客さまからのお申し出に対する紛争処理・再査定態勢の構築等、適切な保険金等支払管理態勢の整備・強化に努めてまいりましたが、今後とも不断の改善に努めるとともに、苦情・ご要望等のお客さまの声を収集し、業務改善・経営改善に反映させる取り組みを継続強化してまいります。

2011年度も全社一丸となってお客さまニーズを迅速かつ鋭敏に感じ取り、経営改善に結びつけると

ともに、経営の健全性、透明性向上に努め、お客さま・代理店の皆さまから一番信頼される最優の会社を目指して取り組んでまいります。

## 2. 契約者懇談会開催の概況

－ 該当ありません －

## 3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P.33～P.36をご覧ください。

## 4. ご契約者に対する情報提供の実態

P.47～P.48をご覧ください。

## 5. 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法

P.42～P.46をご覧ください。

## 6. 代理店・社員に対する教育・研修の概略

P.53をご覧ください。

## 7. 新規商品開発の状況

当社は、設立以来「お客さまを第一とした生命保険販売」を基本的なコンセプトに「魅力ある商品」の開発に取り組んでいます。

### 『ルナメディカル』

女性の幅広いニーズに対応し、充実した医療保障を総合的に提供する「無解約返戻金女性総合医療特約」と「積立利率変動型終身保険」を組み合わせた『ルナメディカル』を発売しました。

当社では、これまでの女性向け商品「カルナ」に対するお客さまからのご要望と合わせ、当社内の女性職員のみによる専門プロジェクトチームの組成により、女性ならではのさまざまなニーズの検討を行い、開発を進めてきましたのが『ルナメディカル』になります。

具体的には、「無解約返戻金女性総合医療特約」について、病気やけがに対する入院保障は日帰り入院から給付対象とするとともに、手術保障は公的医療保険や先進医療の対象となる手術を給付対象とするなど、従来の商品に比べ給付事由の範囲を拡大しながらわかりやすい給付内容としました。また、がんや女性固有の病気に対して手厚く保障するとともに、解約返戻金をなくすことにより保険料を抑えました。さらに、ご選択により、「無事故給付金特則」や親の介護に対する備えとして「親介護給付金特則」を適用することができます。

これにより、女性の幅広いニーズにお応えできるようになりました。

8. 主要保険商品一覧（保険種類の説明）

(1) 個人保険・個人年金保険

名 称	特 長
<p>プレミアム W</p> <p>○積立利率変動型終身保険（無配当） 【低解約返戻金特則付】</p> <p>○収入保障特約 【特定疾病診断年金特則付】 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p> <p>○疾病入院特約（01） 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p> <p>○災害入院特約（01） 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p> <p>○特定疾病保険料払込免除特約 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p>	<p>「ご自身とご家族への大きな安心に一つの商品でお応えする」を実現した、あいおい生命の最上級商品です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 割安な保険料で一生涯の保障をご準備いただけます。</li> <li>2. 金利変動にも対応します。</li> <li>3. 最低保証があります。</li> <li>4. 万一の場合のその後に、ご家族をしっかり守ります。</li> <li>5. 終身の医療保障にも対応しています。</li> <li>6. 3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で所定の状態になられたら、年金（2年間）が支払われ、以後の保険料払込みが免除されます。</li> <li>7. 健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料が割安な優良体収入保障特約にご加入いただけます。</li> </ol>
<p>ジャストワン W</p> <p>○新収入保障保険（無配当） 【特定疾病診断年金特則付】 【解約返戻金のない保険契約に関する特則付】</p> <p>○特定疾病保険料払込免除特約 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p>	<p>ご家族の生活資金とご本人の病気・ケガによる入院に備える保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「万一の時」の遺されたご家族の生活費とご本人の医療費をカバーします。</li> <li>2. 保険期間はライフプランにあわせてお選びいただけます。</li> <li>3. 3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に備えます。</li> <li>4. 保険料は割安で合理的です。</li> <li>5. 健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料が割安な優良体保険契約に関する特則を適用してご加入いただけます。</li> </ol>
<p>ルナメディカル</p> <p>○積立利率変動型終身保険（無配当） 【低解約返戻金特則付】</p> <p>○無解約返戻金女性総合医療特約</p> <p>○特定疾病保険料払込免除特約 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p> <p>※ルナメディカルは女性専用のプランです。</p>	<p>女性のための保障をひとつにまとめた、女性専用のよくばりな保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 万一の場合の保障を一生涯ご準備いただけます。</li> <li>2. 病気・ケガで入院された場合は、日帰り入院から給付金をお支払いします。</li> <li>3. がん・女性固有の疾病による入院で一時金をお支払いします。</li> <li>4. 所定の手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。</li> <li>5. 3大疾病になったら以後の保険料払込を免除します。</li> <li>6. 特則を付加することにより、保障のバリエーションが広がります。</li> </ol>
<p>低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険（無配当）</p>	<p>ご契約を長く続けられる方に、うれしいタイプの終身保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 割安な保険料で一生涯の保障をご準備いただけます。</li> <li>2. 金利変動にも対応します。</li> <li>3. 最低保証があります。</li> <li>4. 保険料払込期間満了後は、所定の条件を満たした場合に一生涯の保障にかえて年金受取プラン等に移行することもできます。</li> </ol>

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

名 称	特 長
<p>定期保険（無配当）</p> <p>※健康状態が一定の基準を満たした方は、保険料が割安な優良体定期保険（無配当）にご加入いただけます。</p>	<p>働き盛りの「万一の時」に備える合理的な保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小さなご負担で大きな保障が得られます。</li> <li>2. 保険期間をお選びいただけます。</li> <li>3. 最長80歳までご契約の更新が可能です。</li> </ol>
<p>無選択加入特則付積立利率変動型個人年金保険（無配当）</p> <p>【確定年金】 【10年保証期間付終身年金】</p>	<p>セカンドライフの資金づくりをお手伝いする個人年金保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 将来の金利変動に対応する個人年金保険です。</li> <li>2. ご契約に際して健康状態に関する告知は不要です。</li> <li>3. ライフプランにあわせて年金の種類をお選びいただけます。</li> <li>4. 「万一の時」には、死亡給付金をお支払いします。</li> <li>5. 一定の条件を満たした場合、個人年金保険料控除が受けられます。</li> </ol>
<p>新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）</p> <p>【確定年金】 【10年保証期間付終身年金】</p>	<p>「まとまった資金を安全かつ上手に運用したい」という人におすすめの商品です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 将来の金利変動に対応する保険料一時払いの個人年金保険です。</li> <li>2. ご契約に際して健康状態に関する告知は不要です。</li> <li>3. ライフプランにあわせて年金の種類をお選びいただけます。</li> <li>4. 「万一の時」には、死亡給付金をお支払いします。</li> </ol>
<p>5年ごと利差配当付養老保険 養老保険（無配当）</p>	<p>保障と貯蓄性を兼ね備えゆとりの暮らしをお手伝いする保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保障と貯蓄性を兼ね備えた保険です。</li> <li>2. 保険期間はニーズに応じてお選びいただけます。</li> <li>3. 最長80歳までご契約の更新が可能です。</li> <li>4. 急な資金ニーズにも対応できます。</li> </ol>
<p>5年ごと利差配当付こども保険</p>	<p>お子さまの夢・希望がいっぱいの保険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入学祝金で入学資金準備ができます。</li> <li>2. 「万一の時」でも安心です。</li> <li>3. こども医療特約（01）で1泊2日からの入院・手術にも備えます。</li> <li>4. お子さまのご誕生前でもご加入いただけます。</li> </ol>
<p>医療保険（無配当）</p> <p>【解約返戻金のない保険契約に関する特則付】</p>	<p>21世紀の医療ニーズにお応えする「医療保険」です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1泊2日入院から保障します。</li> <li>2. 保険期間は5年から終身まで、ニーズに応じて設定できます。</li> <li>3. 1入院の支払限度日数は3タイプからお選びいただけます。</li> <li>4. ご加入にあたっては簡単な告知書扱で手続きできます。</li> </ol>

(2) 付加する特約のいろいろ

特約の名称	特 長
<p><b>収入保障特約</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】 <b>優良体収入保障特約</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p>	<p>ご家族の生活資金をあなたに代わって、毎月お届けする特約です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「万一の時」(死亡・高度障害になられた時)に、遺されたご家族の生活資金として、年金を毎月、特約の保険期間満了時までお支払いいたします。</li> <li>「特定疾病診断年金特則」を適用することにより、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)で所定の状態になられた時、年金(2年間)をお支払いします。</li> <li>当社の優良体基準を満たした方は優良体収入保障特約にご加入いただけます。</li> </ol>
<p><b>平準定期保険特約</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】 <b>優良体平準定期保険特約</b></p>	<p>働き盛りの「万一の時」に備える合理的な特約です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「万一の時」(死亡・高度障害になられた時)に特約死亡・高度障害保険金をお支払いします。</li> <li>当社の優良体基準を満たした方は優良体平準定期保険特約にご加入いただけます。</li> <li>平準定期保険特約に「解約返戻金のない特約に関する特則」を適用することにより、解約返戻金のない平準定期保険特約にご加入いただけます。</li> </ol>
<p><b>特定疾病保障定期保険特約</b></p>	<p>3大疾病に備えるための特約です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)で所定の状態になられた時に特約特定疾病保険金をお支払いします。</li> <li>「万一の時」(死亡・高度障害になられた時)には特約死亡・高度障害保険金をお支払いします。</li> </ol>
<p><b>心臓・脳血管障害割増特約</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】</p>	<p>心疾患または脳血管疾患による、死亡または高度障害に備える特約です。</p>
<p><b>災害割増特約</b></p>	<p>災害による死亡または高度障害に備えるための特約です。</p>
<p><b>傷害特約</b></p>	<p>災害による死亡または傷害に備えるための特約です。</p>
<p><b>災害入院特約(01)</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】*  ※短期払の場合、解約返戻金のない特約に関する特則が適用されます。</p>	<p>ケガによる入院に備えるための特約です。</p>

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

特約の名称	特 長
<b>疾病入院特約 (01)</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】	病気による入院、病気・ケガによる手術に備えるための特約です。
<b>災害退院後療養特約 (01)</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】*  ※短期払の場合、解約返戻金のない特約に関する特則が適用されます。	ケガによる入院の後、退院された場合にかかる療養・通院費をカバーする特約です。
<b>疾病退院後療養特約 (01)</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】	病気による入院の後、退院された場合にかかる療養・通院費をカバーする特約です。
<b>成人病保障特約 (01)</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】	成人病による入院に備えるための特約です。
<b>無解約返戻金 女性総合医療特約</b>	病気やケガ・女性固有の疾病まで総合的にカバーする女性専用の特約です。
<b>特定疾病保険料払込免除特約</b> 【解約返戻金のない特約に関する特則付】	3大疾病になった場合、以後の保険料の払込を免除する特約です。
<b>リビング・ニーズ特約</b>	余命6カ月以内と判断された時に保険金の前払い（特定状態保険金）を請求することができます。 この特約の保険料は必要ありません。
<b>指定代理請求人特約</b>	被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、被保険者の代わりに給付金や保険金等を受け取ることができる特約です。 この特約の保険料は必要ありません。

(3) 団体保険・団体年金保険

プラン	対応する保険	特 長
万一の場合の生活保障プラン	総合福祉団体定期保険	団体（企業）の保険料負担により、所属員（役員・従業員等）の万一の場合を保障する保険期間1年の団体保険で、団体（企業）の弔慰金制度や死亡退職金制度の裏づけとしてご利用いただいています。
	無配当総合福祉団体定期保険	従来の総合福祉団体定期保険の保障はそのまま、配当金をなくすことで、より割安な保険料でご加入いただける当社独自の商品です。
	団体定期保険	所属員（役員・従業員等）の方々の中から希望者を募り、自らの保険料負担により、万一の場合を保障する保険期間1年の団体保険です。
病气やケガの入院に対する保障プラン	医療保障保険(団体型)	企業・団体に所属する方々が病气やけがで入院した場合に、公的医療保険の自己負担分を補完すること等を目的とした保険期間1年の団体向けの保険です。
ローン残高等に対する保障プラン	団体信用生命保険(主契約)	住宅ローン等の債権者である信用供与機関（金融機関等）が、ローン利用者の万一の場合の債権保全を図るための保険です。
	がん診断保険金特約 急性心筋梗塞 ・脳卒中診断保険金特約 重度疾病長期入院時保障特約	万一の保障（主契約）に加えて、「生まれてはじめてがんに罹患されたとき」に保障するがん診断保険金特約、「急性心筋梗塞あるいは脳卒中により所定の状態になられたとき」に保障する急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、「糖尿病等5つの重度疾病で所定の長期入院をされたとき」に保障する重度疾病長期入院時保障特約により、ローン債務者の生計の安定を図ることができる当社独自の特約です。

9. 情報システムに関する状況

当社におけるコンピュータの使用状況につきましては、正確かつ安全な生命保険契約管理を実現することに主眼をおき、ホストコンピュータを横浜（神奈川県横浜市）に設置し、基幹及びお客さまサービスシステムの開発並びに運用を行っております。また、災害時対策として大阪（大阪府茨木市）にデータを保管しております。

各システムの現況は次の通りとなっております。

・事務処理システム

集中処理方式により効率化を図っており、本社（東京都中央区）にてオンライン端末やイメージ査定用端末、コールセンター用端末を設置して業務を行っております。また、全国23カ所にある生保営業部・生保支社と、生保事務の一部を代行しているあいおいニッセイ同和損保社の営業店・課支社に対して、オンラインによる契約内容照会や一部の保全業務・保険設計書作成等の機能を提供しております。

・資産運用システム

外部の専用システム（大和総研等）を利用することで、安全性の確保・環境変化への迅速な対応を可能にし、お預かりしている資産の効率的な運用を実現しております。

・営業推進・販売支援システム

お客さまにきめ細かな商品設計・ライフプランニングをご提供していくために、パソコンを利用

MS&ADインシユアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

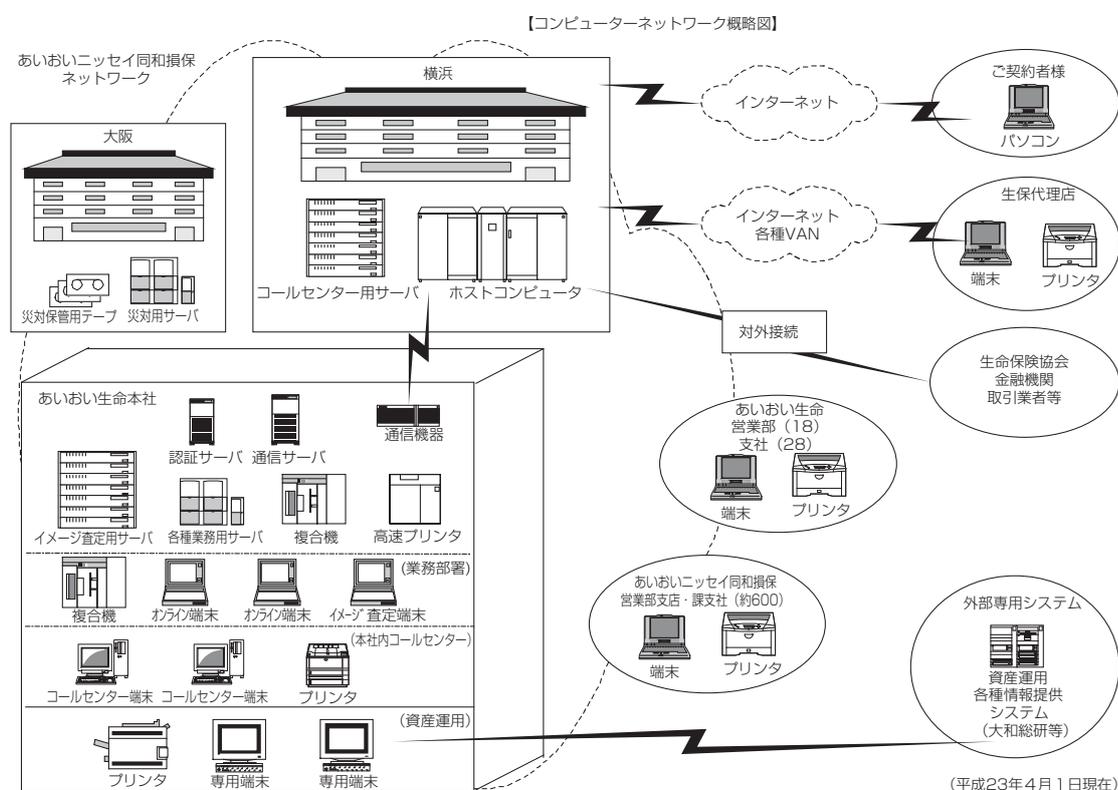
会社データ

した「ALPS」(アルプス)を開発し弊社代理店に展開しております。また一部の代理店からは、VANやインターネット経由でコンピュータセンターに接続することで、保険設計書の作成・各種照会業務といったWEBサービスを利用可能にしております。

・ホームページシステム

「お客様専用 Web サービス」により、お客さま自身による契約内容の確認・変更手続きを可能にしております。

これらのシステムにおきましては、お客さま情報保護・契約関連データ保護のための暗号化や、システム利用に際しての認証(ID/パスワード運用、指紋認証)、業務単位でのアクセス権の設定等、さまざまなセキュリティ強化対策を実施しております。また、安全・健全なシステム利用環境が維持できるよう、管理・監視面を充実させ、利用状況情報の収集・分析を行っております。



## 10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.54～P.55をご覧ください。

## Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
経常収益	89,048	96,937	102,895	112,564	121,041
経常利益又は経常損失(△)	1,933	△ 5,628	3,882	5,486	2,202
基礎利益	2,604	△ 5,017	5,022	6,372	2,162
当期純利益又は当期純損失(△)	4	△ 5,090	819	1,323	△ 1,863
資本金及び発行済株式の総数	25,000 (500千株)	25,000 (500千株)	30,000 (700千株)	30,000 (700千株)	30,000 (700千株)
総資産	314,116	374,657	420,853	467,966	547,354
うち特別勘定資産	-	-	-	-	-
責任準備金残高	279,347	334,017	378,553	422,823	473,764
貸付金残高	7,701	9,624	11,348	12,570	12,901
有価証券残高	285,392	341,492	387,621	432,680	473,688
ソルベンシー・マージン比率	1,734.6%	2,078.8%	2,040.6%	1,994.3%	1,954.1% (1,465.2%)
ソルベンシー・マージン総額	48,449	64,464	68,875	74,227	77,149
リスクの合計額	5,586	6,201	6,750	7,443	7,896
内勤職員数	393名	423名	454名	484名	511名
保有契約高(億円)	62,334	67,499	74,711	81,657	87,233
個人保険	44,414	46,727	51,192	55,773	59,983
個人年金保険	2,156	2,346	2,476	2,659	2,964
団体保険	15,764	18,425	21,042	23,224	24,285
団体年金保険保有契約高(億円)	5	5	5	4	4

- (注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。  
 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。
3. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は平成23年度末から適用されます。( )は、仮に当該変更を2010年度末において適用したと仮定した場合の数値です。

## V. 財産の状況

### 1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度		科 目	年 度	
	2009年度 (2010年3月 31日現在) 金 額	2010年度 (2011年3月 31日現在) 金 額		2009年度 (2010年3月 31日現在) 金 額	2010年度 (2011年3月 31日現在) 金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	5,167	5,293	保険契約準備金	429,603	482,219
現 金	0	1	支 払 備 金	3,085	4,877
預 貯 金	5,166	5,292	責 任 準 備 金	422,823	473,764
コ ー ル ロ ー ン	-	554	契 約 者 配 当 準 備 金	3,694	3,577
買 現 先 勘 定	1,999	11,095	代 理 店 借	1,145	1,399
債券貸借取引支払保証金	-	26,535	再 保 險 借	198	218
有 価 証 券	432,680	473,688	そ の 他 負 債	2,362	29,627
国 債	284,394	330,078	債券貸借取引受入担保金	-	27,089
地 方 債	29,475	30,754	未 払 法 人 税 等	1,196	-
社 債	112,666	109,584	未 払 金	94	113
株 式	454	300	未 払 費 用	837	2,155
外 国 証 券	4,493	2,971	預 り 金	29	25
そ の 他 の 証 券	1,196	-	資 産 除 去 債 務	-	13
貸 付 金	12,570	12,901	仮 受 金	205	229
保 險 約 款 貸 付	12,570	12,901	退 職 給 付 引 当 金	206	242
有 形 固 定 資 産	218	494	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27	25
その他の有形固定資産	218	494	特 別 法 上 の 準 備 金	558	656
無 形 固 定 資 産	1,964	1,610	価 格 変 動 準 備 金	558	656
ソ フ ト ウ ェ ア	1,953	1,513			
その他の無形固定資産	11	97	負 債 の 部 合 計	434,101	514,389
代 理 店 貸	10	55	(純資産の部)		
再 保 險 貸	827	616	資 本 金	30,000	30,000
そ の 他 資 産	8,438	9,937	資 本 剰 余 金	473	473
未 収 金	6,846	8,158	資 本 準 備 金	473	473
前 払 費 用	93	82	利 益 剰 余 金	2,143	217
未 収 収 益	1,397	1,524	利 益 準 備 金	-	12
預 託 金	50	137	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,143	205
金 融 派 生 商 品	1	-	繰 越 利 益 剰 余 金	2,143	205
仮 払 金	49	35	株 主 資 本 合 計	32,617	30,691
繰 延 税 金 資 産	4,089	4,620	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,247	2,273
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 49	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,247	2,273
			純 資 産 の 部 合 計	33,864	32,964
資 産 の 部 合 計	467,966	547,354	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	467,966	547,354

## 貸借対照表の注記

2009年度	2010年度
<p>1. 重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 売買目的有価証券          売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）</p> <p>② 責任準備金対応債券          「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）</p> <p>③ 子会社株式及び関連会社株式          子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法</p> <p>④ その他有価証券          時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）          時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法          なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法          デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法          有形固定資産の減価償却は定率法によっております。</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却の方法          無形固定資産の減価償却は定額法によっております。          なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準          外貨建有価証券は、3月末日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 貸倒引当金の計上方法          貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当</p>	<p>1. 重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 責任準備金対応債券          「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）</p> <p>② その他有価証券          すべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）により行っております。          なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法          デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法          有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却の方法          無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。          なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準          外貨建資産・負債は、3月末日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 貸倒引当金の計上方法          貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定</p>

2009年度	2010年度
<p>基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額並びに個別に見積った回収不能額を計上しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その監査結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に従い、簡便法により算出した当事業年度末における所要額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券について為替予約の振当処理の適用要件を満たしている場合には、為替予約の振当処理を行っております。</p> <p>なお、有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかであるため、省略しております。</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>(12) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p>	<p>した額並びに個別に見積った回収不能額を計上しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その監査結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に従い、簡便法により算出した当年度末における所要額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券について為替予約の振当処理の適用要件を満たしている場合には、為替予約の振当処理を行っております。</p> <p>なお、有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかであるため、省略しております。</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>(12) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p>

2009年度	2010年度
<p>① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>2. 金融商品関係</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用にあたっては、資産と負債を総合的に管理するALMを重視しております。そのため、負債の抱える金利リスクを軽減して金利変動による会社全体への影響を抑えることを目的に、主として国内公社債に投資して、安定的な収益を確保するポートフォリオの構築に努めております。また、デリバティブ取引は為替予約取引であり、ポートフォリオのリスクヘッジ手段と位置づけて、ヘッジ目的に限定して利用しております。</p> <p>なお、当社が保有する主な金融商品である有価証券、当社が利用するデリバティブ取引は、ともに市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクについては、市場環境の変化に対する感応度の把握、ポジション枠管理、ロスカットルール等の手法により管理を行っております。信用リスクについては、格付機関による格付をベースとした与信限度額の設定等により管理を行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また資産運用方針については、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させるこ</p>	<p>① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>2. 会計方針の変更</p> <p>当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。</p> <p>これに伴い、有形固定資産が5百万円増加し、資産除去債務が13百万円計上されております。また、経常利益が8百万円減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。</p> <p>3. 金融商品関係</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用にあたっては、資産と負債を総合的に管理するALMを重視しております。そのため、負債の抱える金利リスクを軽減して金利変動による会社全体への影響を抑えることを目的に、主として国内公社債に投資して、安定的な収益を確保するポートフォリオの構築に努めております。また、デリバティブ取引は為替予約取引であり、ポートフォリオのリスクヘッジ手段と位置づけて、ヘッジ目的に限定して利用しております。</p> <p>なお、当社が保有する主な金融商品である有価証券、当社が利用するデリバティブ取引は、ともに市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクについては、市場環境の変化に対する感応度の把握、ポジション枠管理、ロスカットルール等の手法により管理を行っております。信用リスクについては、格付機関による格付をベースとした与信限度額の設定等により管理を行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また資産運用方針については、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させるこ</p>

2009年度	2010年度																																																																																				
<p>ととしており、定期的にこれらデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)の別紙の方法(将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法)によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.9年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.6年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.9年となっております。</p> <p>一時払養老保険の契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険の契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>主な金融商品にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 現金及び預貯金</td> <td>5,167</td> <td>5,167</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② 買現先勘定</td> <td>1,999</td> <td>1,999</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③ 有価証券</td> <td>432,617</td> <td>441,530</td> <td>8,913</td> </tr> <tr> <td>  責任準備金対応債券</td> <td>304,945</td> <td>313,858</td> <td>8,913</td> </tr> <tr> <td>  其他有価証券</td> <td>127,671</td> <td>127,671</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④ 貸付金</td> <td>12,570</td> <td>12,570</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  保険約款貸付</td> <td>12,570</td> <td>12,570</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤ 金融派生商品</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項</p> <p>① 現金及び預貯金、並びに②買現先勘定 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	① 現金及び預貯金	5,167	5,167	-	② 買現先勘定	1,999	1,999	-	③ 有価証券	432,617	441,530	8,913	責任準備金対応債券	304,945	313,858	8,913	其他有価証券	127,671	127,671	-	④ 貸付金	12,570	12,570	-	保険約款貸付	12,570	12,570	-	⑤ 金融派生商品	1	1	-	ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	-	<p>ととしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)の別紙の方法(将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法)によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.8年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.4年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.2年となっております。</p> <p>一時払養老保険の契約については、すべての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険の契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>主な金融商品にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表価額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 現金及び預貯金</td> <td>5,293</td> <td>5,293</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② コールローン</td> <td>554</td> <td>554</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③ 買現先勘定</td> <td>11,095</td> <td>11,095</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④ 債券貸借取引支払保証金</td> <td>26,535</td> <td>26,535</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤ 有価証券</td> <td>473,688</td> <td>486,898</td> <td>13,209</td> </tr> <tr> <td>  責任準備金対応債券</td> <td>345,568</td> <td>358,778</td> <td>13,209</td> </tr> <tr> <td>  其他有価証券</td> <td>128,120</td> <td>128,120</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥ 貸付金</td> <td>12,901</td> <td>12,901</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  保険約款貸付</td> <td>12,901</td> <td>12,901</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦ 債券貸借取引受入担保金</td> <td>(27,089)</td> <td>(27,089)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。</p> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>① 現金及び預貯金、② コールローン、③ 買現先勘定、④ 債券貸借取引支払保証金、並びに⑦ 債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表価額(*)	時価(*)	差額	① 現金及び預貯金	5,293	5,293	-	② コールローン	554	554	-	③ 買現先勘定	11,095	11,095	-	④ 債券貸借取引支払保証金	26,535	26,535	-	⑤ 有価証券	473,688	486,898	13,209	責任準備金対応債券	345,568	358,778	13,209	其他有価証券	128,120	128,120	-	⑥ 貸付金	12,901	12,901	-	保険約款貸付	12,901	12,901	-	⑦ 債券貸借取引受入担保金	(27,089)	(27,089)	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																		
① 現金及び預貯金	5,167	5,167	-																																																																																		
② 買現先勘定	1,999	1,999	-																																																																																		
③ 有価証券	432,617	441,530	8,913																																																																																		
責任準備金対応債券	304,945	313,858	8,913																																																																																		
其他有価証券	127,671	127,671	-																																																																																		
④ 貸付金	12,570	12,570	-																																																																																		
保険約款貸付	12,570	12,570	-																																																																																		
⑤ 金融派生商品	1	1	-																																																																																		
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	-																																																																																		
	貸借対照表価額(*)	時価(*)	差額																																																																																		
① 現金及び預貯金	5,293	5,293	-																																																																																		
② コールローン	554	554	-																																																																																		
③ 買現先勘定	11,095	11,095	-																																																																																		
④ 債券貸借取引支払保証金	26,535	26,535	-																																																																																		
⑤ 有価証券	473,688	486,898	13,209																																																																																		
責任準備金対応債券	345,568	358,778	13,209																																																																																		
其他有価証券	128,120	128,120	-																																																																																		
⑥ 貸付金	12,901	12,901	-																																																																																		
保険約款貸付	12,901	12,901	-																																																																																		
⑦ 債券貸借取引受入担保金	(27,089)	(27,089)	-																																																																																		

2009年度	2010年度		
<p>③ 有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格、同種の証券の公表市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。 なお、非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、有価証券には含めておりません。当該非上場株式の当事業年度末における貸借対照表価額は、62百万円であります。</p> <p>④ 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>⑤ 金融派生商品 為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準適用指針第19号)を適用しております。</p> <p>3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当する金額はありません。</p> <p>4. 有形固定資産の減価償却累計額は834百万円であります。</p> <p>5. 関係会社に対する金銭債権の総額は3百万円、金銭債務の総額は17百万円であります。</p> <p>6. 繰延税金資産及び繰延税金負債の総額及び発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。 なお、当事業年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主要な差異は、評価性引当額3.54%であります。</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0" data-bbox="319 2016 845 2060"> <tr> <td>保険契約準備金</td> <td>3,165百万円</td> </tr> </table>	保険契約準備金	3,165百万円	<p>⑤ 有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格、同種の証券の公表市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>⑥ 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、25,899百万円であります。</p> <p>5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当する金額はありません。</p> <p>6. 有形固定資産の減価償却累計額は901百万円であります。</p> <p>7. 関係会社に対する金銭債権の総額は37百万円、金銭債務の総額は10百万円であります。</p> <p>8. 繰延税金資産の総額は6,009百万円、繰延税金負債の総額は1,292百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は96百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金3,513百万円、ソフトウェア998百万円、未払代理店手数料375百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,290百万円でありま</p>
保険契約準備金	3,165百万円		

2009年度		2010年度	
ソフトウェア	473百万円	す。	
未払代理店手数料	357百万円		
その他	892百万円		
繰延税金資産小計	4,889百万円		
評価性引当額	△ 91百万円		
繰延税金資産合計	4,797百万円		
(繰延税金負債)			
その他有価証券評価差額金	707百万円		
繰延税金負債合計	707百万円		
繰延税金資産の純額	4,089百万円		
7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。		9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。	
前事業年度末現在高	2,930百万円	前年度末現在高	3,694百万円
当事業年度契約者配当金支払額	2,283百万円	当年度契約者配当金支払額	2,660百万円
利息による増加等	2百万円	利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	3,045百万円	契約者配当準備金繰入額	2,541百万円
当事業年度末現在高	3,694百万円	当年度末現在高	3,577百万円
8. 関係会社の株式は62百万円であります。		10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は499百万円であります。	
9. 1株当たりの純資産額は48,377円71銭であります。		11. 1株当たり純資産額は47,092円06銭であります。	
10. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引により受け入れた買入金銭債権であり、当事業年度末においては当該処分を行わずにすべて所有しており、その額面は2,000百万円であります。		12. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引により受け入れた買入金銭債権が11,095百万円、現金担保付債券貸借取引により受け入れた有価証券が15,121百万円ありますが、当年度末においては当該処分を行わずにすべて所有しております。	
11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は848百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。		13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は951百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	
12. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。		14. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2009年度 〔2009年4月1日から 2010年3月31日まで〕 金 額	2010年度 〔2010年4月1日から 2011年3月31日まで〕 金 額
経常収益	112,564	121,041
保険料等	102,492	110,006
再保料	100,516	109,105
利息	1,976	900
配当	9,259	9,994
預貯金	8,416	9,226
有価証券	0	0
その他	8,042	8,786
有価証券	366	393
その他	7	46
売却	721	767
その他	121	-
その他	1	-
その他	812	1,040
その他	185	386
その他	622	622
その他	4	31
経常費用	107,078	118,839
支払	41,356	43,696
年金	11,532	11,876
返戻	713	1,024
戻戻	4,587	5,523
戻戻	22,687	23,293
戻戻	567	639
戻戻	1,268	1,337
戻戻	44,700	52,735
戻戻	428	1,792
戻戻	44,270	50,941
戻戻	2	1
戻戻	1,039	512
戻戻	2	23
戻戻	914	129
戻戻	-	10
戻戻	-	1
戻戻	120	295
戻戻	-	48
戻戻	1	3
戻戻	18,418	20,237
戻戻	1,562	1,658
戻戻	476	437
戻戻	382	429
戻戻	651	749
戻戻	47	36
戻戻	4	5
経常利益	5,486	2,202
特別利益	0	-
特別損失	0	-
固定資産	96	2,489
特別償	4	11
その他	91	97
その他	91	97
その他	-	2,380
契約者配当準備金繰入額	3,045	2,541
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	2,344	△ 2,828
法人税及び住民税	1,463	147
法人税等調整額	△ 442	△ 1,113
法人税等調整額	1,021	△ 965
当期純利益又は当期純損失(△)	1,323	△ 1,863

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

損益計算書の注記

2009年度	2010年度
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は156百万円、費用の総額は1,328百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券719百万円、株式等1百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損は、国債等債券914百万円であります。</p> <p>4. 金融派生商品収益には、評価益が1百万円含まれております。</p> <p>5. 1株当たり当期純利益は、1,891円12銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。</p> <p>6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は185百万円、費用の総額は1,466百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益767百万円は、すべて国債等債券によるものであります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、株式等106百万円、外国証券18百万円、国債等債券4百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損10百万円は、すべて株式等によるものであります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は499百万円であります。</p> <p>6. その他特別損失2,380百万円は、すべて経営統合関連費用であります。</p> <p>7. 1株当たり当期純損失は、2,662円00銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。</p> <p>8. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2009年度 〔2009年4月1日から 2010年3月31日まで〕	2010年度 〔2010年4月1日から 2011年3月31日まで〕
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益 (△は損失)	2,344	△ 2,828
減価償却費	651	749
支払備金の増減額 (△は減少)	428	1,792
責任準備金の増減額 (△は減少)	44,270	50,941
契約者配当準備金積立利息繰入額	2	1
契約者配当準備金繰入額	3,045	2,541
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 0	48
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	47	36
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△24	△ 1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	91	97
利息及び配当金等収入	△ 8,416	△ 9,226
有価証券関係損益 (△は益)	72	△ 627
支払利息	2	23
為替差損益 (△は益)	120	295
有形固定資産関係損益 (△は益)	4	11
代理店貸の増減額 (△は増加)	10	△ 45
再保険貸の増減額 (△は増加)	△ 709	211
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 1,214	△ 1,136
代理店借の増減額 (△は減少)	143	253
再保険借の増減額 (△は減少)	△ 49	20
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△ 286	1,358
その他	0	4
小 計	40,534	44,520
利息及び配当金等の受取額	8,617	9,450
利息の支払額	△ 2	△ 23
契約者配当金の支払額	△ 2,283	△ 2,660
その他	△ 2	△ 6
法人税等の支払額	△ 790	△ 1,761
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>46,073</b>	<b>49,518</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 91,359	△ 68,627
有価証券の売却・償還による収入	45,371	29,150
貸付けによる支出	△ 7,792	△ 9,377
貸付金の回収による収入	6,571	9,045
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額 (△は減少)	-	554
資産運用活動計	△ 47,209	△ 39,254
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 1,135)	(10,264)
有形固定資産の取得による支出	△72	△ 501
有形固定資産の売却による収入	-	13
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 47,282</b>	<b>△ 39,742</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 1,208	9,775
現金及び現金同等物期首残高	8,375	7,166
現金及び現金同等物期末残高	7,166	16,942

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2009年度 (2009年4月1日から 2010年3月31日まで) 金 額	2010年度 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで) 金 額
株主資本		
資本金		
前期末残高	30,000	30,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	473	473
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	473	473
資本剰余金合計		
前期末残高	473	473
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	473	473
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
剰余金の配当	—	12
当期変動額合計	—	12
当期末残高	—	12
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	819	2,143
当期変動額		
剰余金の配当	—	△ 75
当期純利益	1,323	△ 1,863
当期変動額合計	1,323	△ 1,938
当期末残高	2,143	205
利益剰余金合計		
前期末残高	819	2,143
当期変動額		
剰余金の配当	—	△ 62
当期純利益	1,323	△ 1,863
当期変動額合計	1,323	△ 1,926
当期末残高	2,143	217
株主資本合計		
前期末残高	31,293	32,617
当期変動額		
剰余金の配当	—	△ 62
当期純利益	1,323	△ 1,863
当期変動額合計	1,323	△ 1,926
当期末残高	32,617	30,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,514	1,247
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 267	1,026
当期変動額合計	△ 267	1,026
当期末残高	1,247	2,273

科 目	年 度	2009年度 〔2009年4月1日から 2010年3月31日まで〕 金 額	2010年度 〔2010年4月1日から 2011年3月31日まで〕 金 額
	評価・換算差額等合計		
前期末残高		1,514	1,247
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△ 267	1,026
当期変動額合計		△ 267	1,026
当期末残高		1,247	2,273
純資産合計			
前期末残高		32,808	33,864
当期変動額			
剰余金の配当		-	△ 62
当期純利益		1,323	△ 1,863
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△ 267	1,026
当期変動額合計		1,055	△ 899
当期末残高		33,864	32,964

## 株主資本等変動計算書の注記

2009年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
発行済株式				
普通株式	700	-	-	700
合 計	700	-	-	700

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2010年度（2010年4月1日から2011年3月31日まで）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
発行済株式				
普通株式	700	-	-	700
合 計	700	-	-	700

2. 当年度に配当した金銭以外の財産の帳簿価額の総額は62百万円であります。

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	2009年度末	2010年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
小 計	-	-
(対合計比)	( - )	( - )
正常債権	12,710	38,952
合 計	12,710	38,952

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 6. リスク管理債権の状況

- 該当ありません -

## 7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

- 該当ありません -

## 8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	2009年度末	2010年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	74,227	77,149
資本金等	32,617	30,691
価格変動準備金	558	656
危険準備金	7,142	7,703
一般貸倒引当金	-	0
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	1,759	3,207
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	29,722	33,439
持込資本金等	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	2,427	1,452
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	7,443	7,896
保険リスク相当額 $R_1$	4,594	4,893
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	1,092	1,173
予定利率リスク相当額 $R_2$	230	239
資産運用リスク相当額 $R_3$	4,250	4,469
経営管理リスク相当額 $R_4$	203	215
最低保証リスク相当額 $R_7$	-	-
ソルベンシー・マージン比率 (C) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,994.3%	1,954.1%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。）。

## &lt;ソルベンシー・マージン比率について&gt;

- ・生命保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や満期保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、生命保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の見積を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の見積を超える危険」を示す「リスクの合計額」[上表(B)]に対する、「生命保険会社の支払余力」を示す「ソルベンシー・マージン総額」[上表(A)]の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「ソルベンシー・マージン比率」[上表(C)]です（ソルベンシー・マージン比率の計算式は、上表(C)をご参照ください）。
- ・「通常の見積を超える危険」とは以下の各種の危険の総額をいいます（〔 〕内は当該リスクに対応する上表の準備金の例示）。

- ① 保険リスクおよび第三分野保険の保険リスク [危険準備金：貸借対照表上「責任準備金」に含めて計上]  
保険事故の発生率等が通常の見積を超えることにより発生し得る危険
- ② 予定利率リスク [危険準備金：貸借対照表上「責任準備金」に含めて計上]  
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用リスク [価格変動準備金：貸借対照表上「価格変動準備金」として計上]  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の見積を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理リスク  
業務の運営上通常の見積を超えて発生し得る危険で上記①～③および下記⑤以外のもの
- ⑤ 最低保証リスク：当社に該当はありません。

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況」は適当である、とされています。

<参考>新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2010年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	75,953
資本金等	30,691
価格変動準備金	656
危険準備金	7,703
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	3,207
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	33,439
負債性資本調達手段等	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-
持込資本金等	-
控除項目	-
その他	256
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	10,367
保険リスク相当額 $R_1$	4,893
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	1,173
予定利率リスク相当額 $R_2$	910
資産運用リスク相当額 $R_3$	7,144
経営管理リスク相当額 $R_4$	282
最低保証リスク相当額 $R_7$	-
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (C)	1,465.2%

(注) 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされており、当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

<参考>実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	2009年度末	2010年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	476,879	560,564
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	395,822	471,167
実質資産負債差額A (1)-(2)=(3)	81,056	89,396
満期保有債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	8,913	13,209
実質資産負債差額B (3)-(4)	72,143	76,186

(注) 「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除外したものであり、実質資産負債差額の算出方法を定めた「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条および「平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号」の規定に加えて「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6」に基づき算出しています。

なお、当社は上記両年度末において満期保有債券は保有しておりません。また、責任準備金対応債券の残高はP.125「VI-5-(1)有価証券の時価情報」に記載しております。

## 9. 有価証券等の時価情報（会社計）

## (1) 有価証券の時価情報

## ① 売買目的有価証券の評価損益

- 該当ありません -

## ② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2009年度末					2010年度末				
	帳簿 価額	時 価	差 損 益			帳簿 価額	時 価	差 損 益		
			差 益	差 損				差 益	差 損	
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	304,945	313,858	8,913	9,832	919	345,568	358,778	13,209	13,849	640
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	125,716	127,671	1,955	2,330	375	124,556	128,120	3,563	3,761	197
公 社 債	123,016	124,753	1,736	2,073	336	123,925	127,508	3,582	3,705	122
株 式	254	391	137	137	-	243	300	56	56	-
外 国 証 券	1,347	1,330	△ 16	22	39	387	311	△ 75	-	75
公 社 債	1,347	1,330	△ 16	22	39	387	311	△ 75	-	75
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,099	1,196	97	97	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	430,662	441,530	10,868	12,163	1,295	470,125	486,898	16,773	17,611	838
公 社 債	424,799	435,298	10,499	11,744	1,244	466,834	483,501	16,667	17,423	756
株 式	254	391	137	137	-	243	300	56	56	-
外 国 証 券	4,509	4,643	134	184	50	3,047	3,096	49	131	82
公 社 債	4,509	4,643	134	184	50	3,047	3,096	49	131	82
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,099	1,196	97	97	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表は、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等も対象としています。

2. 金銭の信託については、該当ありません。

○満期保有目的の債券

- 該当ありません -

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2009年度末			2010年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	257,855	267,687	9,832	299,137	312,987	13,849
公 社 債	254,999	264,670	9,670	296,650	310,369	13,718
外 国 証 券	2,855	3,017	161	2,486	2,617	131
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	47,090	46,171	△ 919	46,431	45,791	△ 640
公 社 債	46,783	45,875	△ 908	46,257	45,623	△ 633
外 国 証 券	306	295	△ 11	173	167	△ 6
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2009年度末			2010年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	88,465	90,796	2,330	111,776	115,538	3,761
公 社 債	86,123	88,196	2,073	111,556	115,261	3,705
株 式	254	391	137	220	276	56
外 国 証 券	988	1,011	22	-	-	-
そ の 他 の 証 券	1,099	1,196	97	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	37,251	36,875	△ 375	12,780	12,582	△ 197
公 社 債	36,893	36,556	△ 336	12,368	12,246	△ 122
株 式	-	-	-	23	23	-
外 国 証 券	358	319	△ 39	387	311	△ 75
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2009年度末	2010年度末
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国債券	-	-
その他の	-	-
責任準備金対応債券	-	-
子会社・関連会社株式	62	-
その他の有価証券	-	-
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	-	-
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	-	-
非上場外国債券	-	-
その他の	-	-
合 計	62	-

## (2) 金銭の信託の時価情報

- 該当ありません -

## (3) デリバティブ取引の時価情報

### 1. 定性的情報

#### ①取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。

#### ②取組方針

当社では、デリバティブ取引を、ポートフォリオのリスクヘッジ手段と位置づけており、ヘッジ目的に利用を限定しています。

#### ③利用目的

当社が利用している為替予約取引は、外貨建債券の購入・売却時の為替レートを事前に確定する目的、為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用します。

#### ④リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、運用資産の為替変動リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、当社は、取引の相手の契約不履行により生ずる信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関を相手としてデリバティブ取引を行っています。

#### ⑤リスク管理体制

当社ではデリバティブ取引を含む取引全般に関する職務権限規程及び資産運用リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実行し、現物資産と合わせて一元的にリスクを管理しています。なお、デリバティブ取引の状況は定期的に経営会議等に報告されています。

## 2. 定量的情報

### ①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

－2010年度は、該当ありません－

### ②ヘッジ会計が適用されていないもの

#### ○金利関連

－該当ありません－

#### ○通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	2009年度末				2010年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約 買建	48	－	1	1	－	－	－	－
	米ドル	48	－	1	1	－	－	－	－
合計					1				－

(注) 1. 為替予約取引における年度末の時価の算定には、先物相場を使用しています。

2. 為替予約の時価は差金決済額（差損益）を記載しています。

#### ○株式関連

－該当ありません－

#### ○債券関連

－該当ありません－

#### ○その他

－該当ありません－

### ③ヘッジ会計が適用されているもの

－該当ありません－

## 10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2009年度	2010年度
基礎利益 A	6,372	2,162
キャピタル収益	853	1,086
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	721	767
金融派生商品収益	1	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	130	318
キャピタル費用	1,035	436
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	914	129
有価証券評価損	-	10
金融派生商品費用	-	1
為替差損	120	295
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	△ 182	649
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	6,189	2,812
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	703	609
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	703	561
個別貸倒引当金繰入額	-	48
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	△ 703	△ 609
経常利益 A + B + C	5,486	2,202

（注） その他キャピタル収益は全額、責任準備金繰入額のうち外貨建保険商品に係る責任準備金の為替変動による減少額であります。

MS&A  
グループ  
について  
インシ  
ュア  
ランス

経営  
につ  
いて

商品・  
サー  
ビス  
体制

社  
会  
活  
動

会  
社  
デ  
ー  
タ

## 11. 利源別損益

(単位：百万円)

		2009年度	2010年度
危険差損益 (注)	①	12,108	10,008
費差損益 (注)	②	▲ 3,011	▲ 2,780
利差損益 (注)	③	1,200	1,118
3 利源合計	④ = ① + ② + ③	10,297	8,346
その他損益	⑤	▲ 3,925	▲ 6,183
基礎利益	⑥ = ④ + ⑤	6,372	2,162

(注) 危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

①危険差損益	：「保険料設定の際に予定した保険金・給付金の支払額」と「実際に発生した保険金・給付金の支払額」の差により生じる損益
②費差損益	：「保険料設定の際に予定した経費」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
③利差損益	：「保険料設定の際に予定した運用収益（利回り）」と「実際の運用収益（利回り）」の差により生じる損益

## 12. 会社法による会計監査人の監査

会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人の監査を受けています。

## 13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の取締役社長は、「あいおい生命の現状2011」の財務諸表に記載された事項が適正であり、当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを確認しております。

また、財務諸表の作成にあたり、社内体制・手続を充実させ、有効に機能する環境を整備しておりますが、以下のとおり、これが適正に機能していることを確認しております。

- ①財務諸表の作成にあたって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務が行われる体制が整備されていること
- ②内部監査部門により、財務諸表作成に係る各部門の業務の遂行状況の適切性・有効性が検証され、監査結果について経営者に報告される体制が整備されていること
- ③会計監査人から監査報告書に基づき当期の監査結果の報告を受け、財務諸表に関し重要な指摘事項がないこと
- ④重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること

## 14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

－該当ありません－

## VI. 業務の状況を示す指標等

### 1. 主要な業務の状況を示す指標等

#### (1) 決算業績の概況

2010年度決算の主要業績は以下の通りとなりました。

##### (新契約高)

新契約高につきましては、個人保険は9,980億円（前期に対して265億円減）、個人年金保険は464億円（同116億円増）、団体保険は137億円（同243億円減）となりました。

##### (減少契約高（保険金支払等による契約消滅・解約・失効等）)

個人保険は6,693億円（同221億円増）、個人年金保険は216億円（同12億円増）となりました。

##### (保有契約高)

個人保険は5兆9,983億円（同4,210億円増）、個人年金保険は2,964億円（同304億円増）、団体保険は2兆4,285億円（同1,060億円増）となりました。

##### (資産)

総資産が5,473億54百万円（同793億87百万円増）となりましたが、そのうち運用資産の主なものは、有価証券が4,736億88百万円、債券貸借取引支払保証金が265億35百万円、貸付金が129億1百万円であります。

##### (経常収益)

保険料等収入が1,100億6百万円（同75億14百万円増）、資産運用収益が99億94百万円（同7億34百万円増）、その他経常収益が10億40百万円（同2億28百万円増）となり、経常収益は1,210億41百万円（同84億77百万円増）となりました。

##### (経常費用)

保険関係費用として、保険金・年金・給付金が184億24百万円（同15億90百万円増）、解約返戻金が232億93百万円（同6億6百万円増）、再保険料が13億37百万円（同69百万円増）で、保険金等支払金の合計は436億96百万円（同23億39百万円増）となりました。また、責任準備金等繰入額は527億35百万円（同80億34百万円増）、資産運用費用が5億12百万円（同5億27百万円減）、事業費が202億37百万円（同18億18百万円増）、その他経常費用が16億58百万円（同95百万円増）となった結果、経常費用は1,188億39百万円（同117億60百万円増）となりました。

##### (経常損失・当期純損失)

経常利益は22億2百万円（同32億83百万円減）となりました。

これに特別損益項目、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減算した当期純損益は18億63百万円の損失（前期は13億23百万円の利益）となりました。

## (2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2009年度末				2010年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
	前年度末比		前年度末比	前年度末比		前年度末比		前年度末比
① 個人 保 険	498	111.3	5,577,308	108.9	556	111.7	5,998,376	107.5
② 個人年金保険	75	108.4	265,997	107.4	83	110.4	296,420	111.4
③ 団 体 保 険	-	-	2,322,437	110.4	-	-	2,428,535	104.6
④ 団体年金保険	-	-	477	94.4	-	-	459	96.2
個人合計(①+②)	573	110.9	5,843,306	108.9	640	111.5	6,294,797	107.7
個人合計+団体保険 (①+②+③)	-	-	8,165,743	109.3	-	-	8,723,332	106.8

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2009年度						2010年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		
①個人 保 険	84	116.5	1,024,620	101.2	1,024,620	-	91	107.6	998,079	97.4	998,079	-
②個人年金保険	10	114.0	34,827	109.6	34,827	-	12	116.9	46,469	133.4	46,469	-
③団 体 保 険	-	-	38,080	187.3	38,080	-	-	-	13,712	36.0	13,712	-
④団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人合計(①+②)	95	116.2	1,059,447	101.5	1,059,447	-	103	108.6	1,044,549	98.6	1,044,549	-

(注) 個人年金保険の新契約の金額は年金支払開始時における年金原資です。

## (3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	58,519	102.8	60,140	102.8
個 人 年 金 保 険	15,029	107.9	16,539	110.0
合 計	73,548	103.8	76,680	104.3
うち医療保障・ 生前給付保障等	7,336	102.2	7,280	99.2

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2009年度		2010年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	7,700	105.0	7,551	98.1
個 人 年 金 保 険	2,019	96.9	2,461	121.8
合 計	9,720	103.2	10,012	103.0
うち医療保障・ 生前給付保障等	690	92.7	494	71.6

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

## (4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2009年度末	2010年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	5,556,237	5,977,686
		個人年金保険	(67,798)	(76,225)
		団体年金保険 その他共計	2,322,435 -	2,428,533 -
	災害死亡	個人保険	(363,614)	(364,297)
		個人年金保険	(281)	(256)
		団体年金保険 その他共計	(5,390) (-)	(5,198) (-)
	その他の 条件付死亡	個人保険	(2,228)	(2,293)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体年金保険 その他共計	(-) (-)	(-) (-)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	21,071	20,689
		個人年金保険	259,983	288,112
		団体年金保険 その他共計	0 -	0 -
	年 金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(32,077)	(35,636)
		団体年金保険 その他共計	(0) (-)	(0) (-)
	そ の 他	個人保険	-	-
		個人年金保険	6,013	8,308
		団体年金保険 その他共計	1 477	1 459
入院保障	災害入院	個人保険	(1,008)	(998)
		個人年金保険	(4)	(3)
		団体年金保険 その他共計	(37) (-)	(35) (-)
	疾病入院	個人保険	(1,043)	(1,020)
		個人年金保険	(4)	(4)
		団体年金保険 その他共計	(-) (-)	(-) (-)
	その他の 条件付入院	個人保険	(428)	(420)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体年金保険 その他共計	(-) (-)	(-) (-)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

MS&ADインシ  
グループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

(単位:件)

区 分		保 有 件 数	
		2009年度末	2010年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	29,465	30,030
	個 人 年 金 保 険	45	43
	団 体 保 険	43,664	42,233
	団 体 年 金 保 険	-	-
	そ の 他 共 計	73,174	72,306
手 術 保 障	個 人 保 険	175,011	171,998
	個 人 年 金 保 険	916	873
	団 体 保 険	-	-
	団 体 年 金 保 険	-	-
	そ の 他 共 計	175,927	172,871

## (5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2009年度末	2010年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,084,432	1,282,449
	定 期 付 終 身 保 険	-	-
	定 期 保 険	2,776,157	3,042,170
	そ の 他 共 計	5,458,896	5,885,453
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	97,340	92,232
	定 期 付 養 老 保 険	-	-
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	1,609	1,494
	そ の 他 共 計	118,322	112,844
生 存 保 険		89	77
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	265,997	296,420
災 害・疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	202,106	201,795
	傷 害 特 約	149,011	150,604
	災 害 入 院 特 約	756	734
	疾 病 特 約	746	722
	成 人 病 特 約	30	31
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	346	337

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。  
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

## (6) 異動状況の推移

## ①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2009年度		2010年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	447,791	5,119,262	498,213	5,577,308
新 契 約	84,821	1,024,620	91,278	998,079
新 活 動	2,534	12,018	2,502	11,219
復 換 による 増 加	3,008	59,208	2,892	57,122
転 換 による 増 加	-	-	-	-
死 亡 期 満	634	6,318	746	7,951
保 険 金 額 の 減 少	5,384	21,036	4,724	18,353
転 換 による 減 少	39,832	108,170	49,718	121,416
解 失 約 効	-	-	-	-
解 失 約 効	26,711	381,499	26,107	396,431
失 効	6,854	127,858	6,351	123,331
その他の異動による減少	361	2,311	447	1,886
年 末 現 在	498,213	5,577,308	556,511	5,998,376
(増 加 率)	(11.3)	(8.9)	(11.7)	(7.5)
純 増 加	50,422	458,045	58,298	421,067
(増 加 率)	(24.4)	(2.6)	(15.6)	(△8.1)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

## ②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2009年度		2010年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	69,797	247,617	75,681	265,997
新 契 約	10,411	34,827	12,169	46,469
新 活 動	91	337	85	306
復 換 による 増 加	-	-	-	-
転 換 による 増 加	-	-	-	-
死 亡 期 満	104	271	143	436
支 払 金 額 の 減 少	210	1,464	399	2,072
金 額 の 減 少	73	1,179	76	370
転 換 による 減 少	-	-	-	-
解 失 約 効	4,205	14,364	3,739	13,915
失 効	199	740	196	751
その他の異動による減少	554	2,443	1,057	4,141
年 末 現 在	75,681	265,997	83,531	296,420
(増 加 率)	(8.4)	(7.4)	(10.4)	(11.4)
純 増 加	5,884	18,379	7,850	30,423
(増 加 率)	(40.6)	(42.1)	(33.4)	(65.5)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

## ③団体保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2009年度		2010年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	6,904,624	2,104,223	6,652,628	2,322,437
新 契 約	59,050	38,080	3,175	13,712
更 新 入	6,875,647	2,297,965	6,603,040	2,410,356
中 途 加 入	349,540	308,088	359,082	273,852
保 險 金 額 の 増 加	4,102	9,442	12,733	14,285
死 亡	17,335	2,230	17,033	3,094
満 期	6,886,699	2,221,954	6,613,486	2,379,548
脱 退	579,648	128,724	551,539	135,980
保 險 金 額 の 減 少	5,588	38,002	1,225	52,019
解 約	6,686	25,730	8,764	16,943
失 効	85	443	62	220
その他の異動による減少	45,940	19,010	15,766	20,355
年 末 現 在	6,652,628	2,322,437	6,415,534	2,428,535
(増 加 率)	(△3.6)	(10.4)	(△3.6)	(4.6)
純 増 加	△251,996	218,213	△237,094	106,097
(増 加 率)	(-)	(△16.6)	(-)	(△51.4)

- (注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。  
2. 件数は、被保険者数を表します。

## ④団体年金保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2009年度		2010年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	1,070	505	955	477
新 契 約	-	-	-	-
年 金 支 払	298	5	324	6
一 時 金 支 払	107	42	90	29
解 約	-	-	-	-
年 末 現 在	955	477	873	459
(増 加 率)	(△10.7)	(△5.6)	(△8.6)	(△3.8)
純 増 加	△115	△28	△82	△18
(増 加 率)	(-)	(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 年始現在、年末現在の金額は、各時点における責任準備金です。  
2. 件数は、被保険者数を表します。

## (7) 契約者配当の状況

## ① 5年ごと利差配当付商品（個人保険・個人年金）

## イ 契約者配当の仕組み

5年ごと利差配当付商品は、毎年、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合に契約者配当準備金を積み立て（下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。）、契約後5年ごとに契約者配当金としてお支払いします。

## ロ 2010年度決算による配当金

2010年度決算に基づく配当基準利回りを算定し、予定利率による運用益を上回る部分を契約者配当準備金として積み立てました。

## ハ 契約者配当金例示

2010年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと次のとおりです。

## &lt;例&gt; 5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了

男性、年払、保険金100万円

契約日(経過年数)	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2006年10月1日(5年)	25,149円	1,080円	1,001,080円

(注) 「継続中の契約」欄は5年ごとの契約応当日を迎えた場合の受領金額を示します。  
「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示します。  
経過年数とは2011年4月1日から2012年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

上記配当金は、責任準備金、予定利率および配当基準利回りにより計算した金額です。

## &lt;2010年度決算に基づく配当基準利回り&gt;

	2009年度	2010年度
5年ごと利差配当付個人年金保険	1.30% ~ 2.05%	1.25% ~ 2.05%
5年ごと利差配当付養老保険 (一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合)	0.60% ~ 1.75%	0.50% ~ 1.35%
上記以外の5年ごと利差配当付契約	1.25% ~ 1.95%	1.45% ~ 2.15%

(注) 配当基準利回りは、契約年月に応じて異なります。

## ② 団体保険

団体保険については、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お申込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

2010年度決算においても、団体の規模、保険金支払実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

## 2. 保険契約に関する指標等

### (1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2009年度	2010年度
個 人 保 険	8.9	7.5
個 人 年 金 保 険	7.4	11.4
団 体 保 険	10.4	4.6
団 体 年 金 保 険	△5.6	△3.8

### (2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2009年度	2010年度
新契約平均保険金	12,080	10,935
保有契約平均保険金	11,195	10,779

### (3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2009年度	2010年度
個 人 保 険	20.0	17.9
個 人 年 金 保 険	14.3	17.9
団 体 保 険	1.8	0.6

(注) 個人年金保険は、年金支払開始前契約についての率です。

### (4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2009年度	2010年度
個 人 保 険	10.7	10.0
個 人 年 金 保 険	6.5	5.6
団 体 保 険	2.6	2.4

(注) 1. 解約失効率は、契約高の減額または増額及び契約復活高により、解約・失効高を修正して算出した率を表します。

2. 個人年金保険は、年金支払開始前契約についての率です。

### (5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）

(単位：円)

2009年度	2010年度
133,574	133,548

### (6) 死亡率（個人保険主契約）

(単位：%)

件 数 率		金 額 率	
2009年度	2010年度	2009年度	2010年度
1.4	1.3	1.0	1.1

## (7) 特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

区 分		2009年度	2010年度
災害死亡保障契約	件数	0.0	0.2
	金額	0.0	0.2
障害保障契約	件数	0.1	0.1
	金額	0.0	0.0
災害入院保障契約	件数	4.3	4.0
	金額	106.0	90.0
疾病入院保障契約	件数	37.8	39.4
	金額	631.7	626.8
成人病入院保障契約	件数	9.2	8.7
	金額	227.9	253.6
疾病・傷害手術保障契約	件数	33.2	33.3

## (8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

2009年度	2010年度
18.3	18.5

## (9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2009年度	2010年度
5	4

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

## (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2009年度	2010年度
100%	100%

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

## (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2009年度	2010年度
A-以上	100%	100%
BBB-以上	-	-
その他	-	-

(注) 1. 格付はスタンダード&プアーズ社(S&P社)によるものに基づいております。  
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

## (12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2009年度	2010年度
579	306

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

## (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2009年度	2010年度
第三分野発生率	50.4%	50.7%
医療(疾病)	58.7%	59.1%
がん	-	-
介護	0.0%	0.0%
その他	19.8%	19.8%

(注) 上表の割合は、(1)発生保険金額÷(2)経過保険料で算出しています。

- (1) 発生保険金額は、保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額(既発生未報告分に係る支払備金を除く)+保険金・給付金等の支払いに係る事業費等です。
- (2) 経過保険料は、(純保険料中の危険保険料+付加保険料中の維持費相当分)を、上表の各年度の経過期間に対応する責任に相当する額に修正したものです。

## 3. 経理に関する指標等

### (1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区分	2009年度末	2010年度末	
保 險 金	死亡保険金	980	2,032
	災害保険金	69	46
	高度障害保険金	303	213
	満期保険金	20	68
	その他	-	288
小計	1,374	2,650	
年金	5	10	
給付金	1,163	857	
解約戻金	535	1,345	
保険金据置支払金	1	1	
その他共計	3,085	4,877	

## (2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2009年度末	2010年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	348,031	387,579
	個人年金保険	67,108	77,966
	団体保険	63	56
	団体年金保険	477	459
	その他	0	0
	小計	415,680	466,061
危険準備金		7,142	7,703
合計		422,823	473,764

(注) 上表の数値はすべて一般勘定のものであります。

## (3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	年度末合計
2009年度末	401,838	13,841	7,142	422,823
2010年度末	450,302	15,758	7,703	473,764

## (4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

## ①責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

積立方式		2009年度末	2010年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	同左
積立率（危険準備金を除く）		100.0	100.0

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

## ②責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	151,191	1.65～3.10
2001年度～2005年度	165,991	1.00～1.75
2006年度	42,790	1.00～1.75
2007年度	34,581	1.00～1.75
2008年度	30,510	1.00～1.75
2009年度	24,311	1.00～1.75
2010年度	16,168	1.00～1.75

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	その他の保険	合計
2009年度	前年度末現在	331	191	2,406	0	0	2,930
	利息による増加	1	0	0	-	-	2
	配当金支払による減少	18	17	2,246	0	0	2,283
	当年度繰入額	102	111	2,831	0	0	3,045
	当年度末現在	417	285	2,991	0	0	3,694
		(213)	(85)	(1)	(-)	(-)	(300)
2010年度	前年度末現在	417	285	2,991	0	0	3,694
	利息による増加	1	0	0	-	-	1
	配当金支払による減少	19	27	2,613	0	0	2,660
	当年度繰入額	166	101	2,272	0	0	2,541
	当年度末現在	565	360	2,650	0	0	3,577
		(257)	(151)	(4)	(-)	(-)	(412)

(注) ( )内はうち積立配当金額です。

(6) 引当金明細表

(単位：百万円)

		前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	計上の理由 及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	0	0	
	個別貸倒引当金	0	49	48	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
	退職給付引当金	206	242	36	
	役員退職慰労引当金	27	25	△1	
	価格変動準備金	558	656	97	

(注) 計上の理由及び算定方法は、貸借対照表の注記(P.79~P.84)に記載しております。

(7) 特定海外債権引当勘定の状況

- 該当ありません -

## (8) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		30,000	-	-	30,000	
うち既 発行株式	(普通株式)	(700千株)	-	-	(700千株)	
	計	700千株	-	-	700千株	
資本剰余金	(資本準備金)	(473)	-	-	(473)	
	(その他資本剰余金)	-	-	-	-	
	計	473	-	-	473	

## (9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
個 人 保 険	78,847	85,195
(うち一時払)	4,429	3,949
(うち年払)	17,027	18,548
(うち半年払)	302	350
(うち月払)	57,088	62,346
個 人 年 金 保 険	14,381	16,005
(うち一時払)	845	601
(うち年払)	1,678	2,929
(うち半年払)	28	30
(うち月払)	11,829	12,444
団 体 保 険	7,261	7,881
団 体 年 金 保 険	22	20
そ の 他 共 計	100,516	109,105

## (10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2010年度 合 計	2009年度 合 計
死亡保険金	4,278	-	2,412	-	-	-	6,690	5,512
災害保険金	83	-	4	-	-	-	87	12
高度障害保険金	321	-	153	-	-	-	475	361
満期保険金	4,622	-	-	-	-	-	4,622	5,645
そ の 他	-	-	1,079	-	-	-	1,079	-
合 計	9,305	-	3,649	-	-	-	12,955	11,532

MS&ADインシ  
グループについて  
シミュレーション

経営について

商品・サービス体制

社  
会  
活  
動会  
社  
デ  
ー  
タ

## (11) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保	団体保険	団体年金 保	財形保険 財形年金保険	その他の 保	2010年度 合計	2009年度 合計
384	634	0	6	-	-	1,024	713

## (12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保	団体保険	団体年金 保	財形保険 財形年金保険	その他の 保	2010年度 合計	2009年度 合計
死亡給付金	0	168	-	0	-	-	168	126
入院給付金	760	5	1	-	-	0	767	775
手術給付金	592	3	-	-	-	-	596	573
障害給付金	86	-	-	-	-	-	86	10
生存給付金	668	0	-	-	-	-	668	658
そ の 他	1,238	888	-	29	-	0	2,156	2,442
合 計	3,346	1,066	1	29	-	0	4,444	4,587

## (13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保	団体保険	団体年金 保	財形保険 財形年金保険	その他の 保	2010年度 合計	2009年度 合計
20,487	2,806	-	-	-	-	23,293	22,687

## (14) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,396	214	901	494	64.6
建物	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	1,396	214	901	494	64.6
無形固定資産	4,100	535	2,490	1,610	60.7
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	5,497	749	3,391	2,105	61.7

## (15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
営業活動費	8,987	10,185
営業管理費	318	285
一般管理費	9,113	9,766
合 計	18,418	20,237

(注) 一般管理費に含まれる、保険業法第265条の33第1項の規定に基づく当社の負担金は以下のとおりであります。

- ・ 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金  
2009年度85百万円、2010年度95百万円

## (16) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
国 税	185	213
消費 税	23	36
地 方 法 人 特 別 税	133	144
印 紙 税	28	32
登 録 免 許 税	-	-
そ の 他 の 国 税	-	-
地 方 税	197	215
地 方 消 費 税	5	9
法 人 住 民 税	-	-
法 人 事 業 税	175	189
固 定 資 産 税	4	4
不 動 産 取 得 税	-	-
事 業 所 税	10	12
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合 計	382	429

## (17) リース取引

- 該当ありません -

## (18) 借入金残存期間別残高

- 該当ありません -

## 4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

### (1) 資産運用の概況

#### ①2010年度の資産の運用概況

##### イ. 運用環境

2010年度のがわが国経済は、年度前半は、政策効果により堅調となるも、後半は、効果剥落等により減速しました。年明け以降、底堅い海外経済を背景に持ち直しの兆しがありました。3月に発生した東日本大震災（以下、震災）により、大きく影響を受けております。

こうした中、長期金利は低水準が続き、一時約7年ぶりの水準まで大きく低下しました。また、株価も低水準でのみ合いとなりましたが、期末にかけて震災の影響から急落しました。為替に関しては、緩やかな円高基調となりましたが、震災の影響から、ドル/円は一時16年ぶりの円高水準となりました。

##### ロ. 当社の運用方針

生命保険事業の公共性、資産の健全性の維持、長期的な保障確保に配慮し、かつ収益性、安全性、流動性に留意した資産運用を行っていくことを基本としております。そのため、資産運用にあたっては、資産と負債を総合的に管理するALMを重視し、負債の抱える金利リスクを削減して金利変動による会社全体への影響を抑えることを目的に、主として国内公社債に投資して、安定的な収益を確保するポートフォリオ構築に努めています。

また、運用資産、運用対象の拡大に合わせ、リスク管理体制の強化・充実を進めております。

##### ハ. 運用実績の概況

2010年度末の一般勘定資産は、2009年度末比79,387百万円増加し、547,354百万円となりました。増加資産は年度運用方針通り、国内公社債中心に配分し、その結果、国内公社債は470,416百万円（総資産構成比85.9%）となりました。

また、2010年度の資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、2009年度比1,262百万円増加し、9,482百万円となりました。

## ②ポートフォリオの推移

## イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	5,167	1.1	5,847	1.1
買現先勘定	1,999	0.4	11,095	2.0
債券貸借取引支払保証金	-	-	26,535	4.8
買入金銭債権	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	432,680	92.5	473,688	86.5
公 社 債	426,536	91.1	470,416	85.9
株 式	454	0.1	300	0.1
外 国 証 券	4,493	1.0	2,971	0.5
公 社 債	4,493	1.0	2,971	0.5
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	1,196	0.3	-	-
貸付金	12,570	2.7	12,901	2.4
保 険 約 款 貸 付	12,570	2.7	12,901	2.4
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	-	-	-	-
繰延税金資産	4,089	0.9	4,620	0.8
そ の 他	11,460	2.4	12,714	2.3
貸倒引当金	△ 0	△ 0.0	△ 49	△ 0.0
合 計	467,966	100.0	547,354	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	3,897	0.8	2,971	0.5

## ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
現預金・コールローン	90	679
買現先勘定	△ 1,299	9,096
債券貸借取引支払保証金	-	26,535
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	45,059	41,008
公 社 債	42,923	43,880
株 式	17	△ 153
外 国 証 券	1,021	△ 1,521
公 社 債	1,021	△ 1,521
株 式 等	-	-
そ の 他 の 証 券	1,097	△ 1,196
貸付金	1,221	331
保 険 約 款 貸 付	1,221	331
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-
繰延税金資産	594	530
そ の 他	1,445	1,254
貸倒引当金	0	△ 48
合 計	47,112	79,387
う ち 外 貨 建 資 産	1,225	△ 926

MS&amp;ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

## (2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2009年度	2010年度
現預金・コールローン	0.00	0.01
買現先勘定	0.12	0.11
債券貸借取引支払保証金	-	0.10
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	1.93	2.06
うち公社債	1.94	2.14
うち株式	2.81	△ 0.89
うち外国証券	0.46	△ 3.78
貸付金	3.09	3.08
うち一般貸付	-	-
不動産	-	-

一般勘定計	1.86	1.87
-------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、「資産運用収益-資産運用費用」として算出した利回りです。

## (3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
現預金・コールローン	4,166	4,464
買現先勘定	5,799	17,117
債券貸借取引支払保証金	-	16,670
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	407,561	443,620
うち公社債	402,958	438,246
うち株式	317	315
うち外国証券	4,015	4,428
貸付金	11,858	12,779
うち一般貸付	-	-
不動産	-	-

一般勘定計	440,865	507,221
うち海外投融資	4,015	4,428

## (4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
利息及び配当金等収入	8,416	9,226
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	721	767
有価証券償還益	121	-
金融派生商品収益	1	-
為替差益	-	-
その他運用収益	-	-
合 計	9,259	9,994

## (5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
支払利息	2	23
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	914	129
有価証券評価損	-	10
有価証券償還損	-	-
金融派生商品費用	-	1
為替差損	120	295
貸倒引当金繰入額	-	48
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	1	3
合 計	1,039	512

## (6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	8,042	8,786
公社債利息	7,890	8,609
株式配当金	7	7
外国証券利息配当金	140	146
貸付金利息	366	393
不動産賃貸料	-	-
その他共計	8,416	9,226

MS&amp;ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
国債等債券	719	767
株式等	1	-
外国証券	-	-
その他共計	721	767

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
国債等債券	914	4
株式等	-	-
外国証券	-	18
その他共計	914	129

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度	2010年度
国債等債券	-	-
株式等	-	10
外国証券	-	-
その他共計	-	10

(10) 商品有価証券明細表

- 該当ありません -

(11) 商品有価証券売買高

- 該当ありません -

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	284,394	65.7	330,078	69.7
地方債	29,475	6.8	30,754	6.5
社債	112,666	26.0	109,584	23.1
うち公社・公団債	9,536	2.2	9,584	2.0
株式	454	0.1	300	0.1
外国証券	4,493	1.0	2,971	0.6
公社債	4,493	1.0	2,971	0.6
株式等	-	-	-	-
その他の証券	1,196	0.3	-	-
合計	432,680	100.0	473,688	100.0

## (13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2009年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
有 価 証 券	9,238	21,332	19,097	33,307	85,792	263,912	432,680
国 債	1,429	5,152	7,134	17,386	37,283	216,007	284,394
地 方 債	-	-	922	826	4,931	22,795	29,475
社 債	7,208	14,790	10,519	14,524	42,163	23,458	112,666
株 式						454	454
外 国 証 券	599	1,388	520	569	1,414	-	4,493
公 社 債	599	1,388	520	569	1,414	-	4,493
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	1,196	1,196
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	9,238	21,332	19,097	33,307	85,792	263,912	432,680

(単位：百万円)

区 分	2010年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
有 価 証 券	4,295	28,419	32,364	51,650	94,994	261,964	473,688
国 債	1,213	7,685	17,058	25,923	62,229	215,967	330,078
地 方 債	-	506	1,240	1,027	3,942	24,037	30,754
社 債	2,499	19,033	13,707	24,289	28,395	21,659	109,584
株 式						300	300
外 国 証 券	582	1,193	358	410	427	-	2,971
公 社 債	582	1,193	358	410	427	-	2,971
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4,295	28,419	32,364	51,650	94,994	261,964	473,688

MS&amp;ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス体制

社会活動

会社データ

## (14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2009年度末	2010年度末
公 社 債	2.10	2.05
外 国 公 社 債	4.01	4.11

## (15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	-	-	-	-	
鉱 業	-	-	-	-	
建 設 業	-	-	-	-	
製 造 業	食 料 品	-	-	-	
	織 維 製 品	-	-	-	
	パ ル プ ・ 紙	-	-	-	
	化 学 品	-	-	-	
	医 薬 品	-	-	-	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	-	-	-	
	ゴ ム 製 品	-	-	-	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	-	-	-	
	鉄 鋼	-	-	-	
	非 鉄 金 属 製 品	-	-	-	
	機 械 器 具	-	-	-	
	電 気 機 器	-	-	-	
	輸 送 用 機 器	-	-	-	
精 密 機 器	-	-	-		
そ の 他 製 品	-	-	-		
電 気 ・ ガ ス 業	-	-	-	-	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	-	-	-	
	海 運 業	-	-	-	
	空 運 業	-	-	-	
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	-	-	-	
情 報 ・ 通 信 業	-	-	-	-	
商 業	卸 売 業	-	-	-	
	小 売 業	-	-	-	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	391	86.2	300	100.0
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	-	-	-	-
	保 険 業	-	-	-	-
	そ の 他 金 融 業	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業	62	13.8	-	-	
合 計	454	100.0	300	100.0	

## (16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2009年度末	2010年度末
保 險 約 款 貸 付	12,570	12,901
契 約 者 貸 付	10,855	11,047
保 険 料 振 替 貸 付	1,714	1,854
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	- ( - )	- ( - )
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	- ( - )	- ( - )
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	12,570	12,901

## (17) 貸付金残存期間別残高

- 該当ありません -

## (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

- 該当ありません -

## (19) 貸付金業種別内訳

- 該当ありません -

## (20) 貸付金使途別内訳

- 該当ありません -

## (21) 貸付金地域別内訳

- 該当ありません -

## (22) 貸付金担保別内訳

- 該当ありません -

MS&AD  
グループについて  
インシ  
ュアランス経営  
について商品・サービス  
体制社  
会  
活  
動会  
社  
デ  
ー  
タ

## (23) 有形固定資産明細表

### ①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2009 年度	土 地	-	-	-	-	-	-	-
	建 物	-	-	-	-	-	-	-
	リ ー ス 資 産	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 仮 勘 定	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	315	72	4	164	218	834	79.2
	合 計	315	72	4	164	218	834	79.2
	うち賃貸等不動産	-	-	-	-	-	-	-
2010 年度	土 地	-	-	-	-	-	-	-
	建 物	-	-	-	-	-	-	-
	リ ー ス 資 産	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 仮 勘 定	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	218	515	24	214	494	901	64.6
	合 計	218	515	24	214	494	901	64.6
	うち賃貸等不動産	-	-	-	-	-	-	-

\* 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合です。

### ②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

- 該当ありません -

## (24) 無形固定資産明細表

(単位：百万円、%)

	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2009 年度	ソ フ ト ウ ェ ア	1,753	687	-	486	1,953	1,954	50.0
	その他の無形固定資産	11	-	-	0	11	1	9.4
	合 計	1,764	687	-	487	1,964	1,955	49.9
2010 年度	ソ フ ト ウ ェ ア	1,953	94	-	534	1,513	2,488	62.2
	その他の無形固定資産	11	86	-	0	97	1	1.3
	合 計	1,964	180	-	535	1,610	2,490	60.7

\* 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合です。

## (25) 固定資産等処分益明細表

- 該当ありません -

## (26) 固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区 分	2009年度	2010年度
有形固定資産	4	11
土地	-	-
建物	-	-
リース資産	-	-
その他	4	11
無形固定資産	-	-
その他	-	-
合計	4	11
うち賃貸等不動産	-	-

## (27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

- 該当ありません -

## (28) 海外投融資の状況

## ①資産別明細

## イ. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	3,893	86.6	2,971	100.0
株 式	-	-	-	-
現 預 金・その他	-	-	-	-
小 計	3,893	86.6	2,971	100.0

## ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	-	-	-	-
現 預 金・その他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

## ハ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-
公社債(円建外債)・その他	599	13.4	-	-
小 計	599	13.4	-	-

## ニ. 合 計

(単位:百万円、%)

海 外 投 融 資	4,493	100.0	2,971	100.0
-----------	-------	-------	-------	-------

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2009年度末								2010年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者 貸付		外国証券		公社債		株式等		非居住者 貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	4,493	100.0	4,493	100.0	-	-	-	-	2,971	100.0	2,971	100.0	-	-	-	-
ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア ジ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 南 米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4,493	100.0	4,493	100.0	-	-	-	-	2,971	100.0	2,971	100.0	-	-	-	-

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	3,893	100.0	2,971	100.0
ユ ー ロ	-	-	-	-
カ ナ ダ ド ル	-	-	-	-
オーストラリアドル	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
合 計	3,893	100.0	2,971	100.0

(29) 海外投融资利回り

(単位：%)

2009年度	2010年度
0.46	△ 3.78

(30) 公共関係投融资の概況（新規引受額、貸出額）

－該当ありません－

(31) 各種ローン金利

－該当ありません－

(32) その他の資産明細表

－該当ありません－

## 5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

## (1) 有価証券の時価情報

## ① 売買目的有価証券の評価損益

- 該当ありません -

## ② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2009年度末					2010年度末				
	帳簿 価額	時 価	差 損 益			帳簿 価額	時 価	差 損 益		
			差 益	差 損	差 益			差 損		
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	304,945	313,858	8,913	9,832	919	345,568	358,778	13,209	13,849	640
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	125,716	127,671	1,955	2,330	375	124,556	128,120	3,563	3,761	197
公 社 債	123,016	124,753	1,736	2,073	336	123,925	127,508	3,582	3,705	122
株 式	254	391	137	137	-	243	300	56	56	-
外 国 証 券	1,347	1,330	△ 16	22	39	387	311	△ 75	-	75
公 社 債	1,347	1,330	△ 16	22	39	387	311	△ 75	-	75
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,099	1,196	97	97	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	430,662	441,530	10,868	12,163	1,295	470,125	486,898	16,773	17,611	838
公 社 債	424,799	435,298	10,499	11,744	1,244	466,834	483,501	16,667	17,423	756
株 式	254	391	137	137	-	243	300	56	56	-
外 国 証 券	4,509	4,643	134	184	50	3,047	3,096	49	131	82
公 社 債	4,509	4,643	134	184	50	3,047	3,096	49	131	82
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,099	1,196	97	97	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表は、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等も対象としています。

2. 金銭の信託については、該当ありません。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2009年度末	2010年度末
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国債券	-	-
その他	-	-
責任準備金対応債券	-	-
子会社・関連会社株式	62	-
その他有価証券	-	-
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	-	-
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	-	-
非上場外国債券	-	-
その他	-	-
合 計	62	-

(2) 金銭の信託の時価情報

- 該当ありません -

(3) デリバティブ取引の時価情報

① 差損益の内訳 (ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

- 2010年度は、該当ありません -

② ヘッジ会計が適用されていないもの

○ 金利関連

- 該当ありません -

○ 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	2009年度末			2010年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約 買建	48	-	1	1	-	-	-	
	米ドル	48	-	1	1	-	-	-	
合計					1			-	

(注) 1. 為替予約における年度末の時価の算定には、先物相場を使用しています。  
2. 為替予約の時価は差金決済額(差損益)を記載しています。

○ 株式関連

- 該当ありません -

○ 債券関連

- 該当ありません -

○ その他

- 該当ありません -

③ ヘッジ会計が適用されているもの

- 該当ありません -

6. 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

- 該当ありません -

## VII. 保険会社の運営

### 1. リスク管理の体制

P.26～P.28をご覧ください。

### 2. 法令等遵守の体制

P.24～P.25をご覧ください。

### 3. 第三分野保険に係る責任準備金の積立の合理性及び妥当性

#### (1) 第三分野保険における責任準備金の積立の適正性の確保

第三分野保険とは、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）等の給付を行う商品を指します。

第三分野保険における責任準備金の積立の適正性を確保するために、以下の対応を行っております。

①保険業法第116条の規定に基づき、責任準備金を積み立てております。

- ・保険料積立金は、標準責任準備金の対象契約は金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）で計算し、標準責任準備金の対象外契約は平準純保険料式で計算しております。
- ・危険準備金は、金融庁長官が定める方式（平成10年大蔵省告示第231号）で計算しており、ストレステストを実施しております。

②保険業法第121条第1項第1号の規定に基づき、保険計理人が、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認を行っております。

#### (2) 第三分野保険のストレステスト、負債十分性テスト

第三分野保険のストレステストは、過去の保険事故発生の実績を踏まえ、通常の見積の範囲を超えるリスクに備えるために実施するものであり、具体的には以下の内容で行っております。

##### ①契約区分

疾病入院給付、がん入院給付、がん診断給付等の契約区分を設定し、それぞれについてストレステストを実施しました。

##### ②危険発生率

過去の保険事故の実績の推移等から適切な保険数理の方法を用いて、通常の見積を超える範囲でリスクをカバーする危険発生率Aと、通常の見積の範囲でリスクをカバーする危険発生率Bを設定しました。

##### ③テストの結果

②で設定した危険発生率Aと危険発生率Bを用いて、10年間の将来給付額を計算し、それらが保険料計算に用いた予定発生率に基づく将来給付額を超過しているか否かにより、ストレステストに基づく危険準備金の積立要否、及び保険計理人による負債十分性テストの実施要否を判定しました。

判定の結果、当社の2010年度決算において、ストレステストに基づく危険準備金の積立は不要

であり、負債十分性テストの実施も不要となりました。

ストレステストの実施にあたり、危険発生率の設定等のテストの方法・結果に関して、保険計理人による確認、業務監査部による内部監査を実施し、危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性を確保しております。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

P.37をご覧ください。

5. 個人データ保護について

P.30～P.31をご覧ください。

6. 反社会的勢力に対する基本方針

P.19をご覧ください。

## VIII. 特別勘定に関する指標等

---

－該当ありません－

## IX. 保険会社及びその子会社等の状況

---

－該当ありません－

あいおい生命の現状2011  
ディスクロージャー誌

---

2011年7月

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6  
TEL.(03)3273-0101(大代表)

**MS&AD あいおい生命保険株式会社**

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-1-6

TEL : 03-3273-0101 (大代表)

<http://www.ioi-life.co.jp>



この印刷物は、E3PAのシルバー基準に適合した地球環境にやさしい印刷方式で作成されています  
E3PA:環境保護印刷推進協議会  
<http://www.e3pa.com>

